

2026

学生便覧

埼玉工業大学
大学院工学研究科

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY
GRADUATE SCHOOL OF ENGINEERING

埼玉工業大学歌

作詩 林 昌次

作曲 一ノ瀬義孝

悠々と、力強く

あ げ ゆ く だ い ち む さ し の
に こ み ょ う う た う あ げ ー ひ ー ば
り せい が ん む ね に わ こ う ど は し ず か に ら ぐ ぜ の
は ぐ ら ま を め ぐ ら す が く を き わ め な ば ま こ の ち え に
か お り あ り わ れ ら さ い た ま こ う ぎ ょ う だ い が
く

一、あけゆく大地 武蔵野に

光明うたう 揚雲雀

誓願胸に 若人は

しずかに救世の 歯車を

めぐらす学を 究めなば

まことの智慧に 香りあり

われら 埼玉工業大学

二、緑のもゆる 秩父嶺に

電光はしる 青嵐

信念胸に 若人は

世上に阿修羅 おごるとも

ただしき道を 究めなば

まことの智慧に 香りあり

われら 埼玉工業大学

三、ゆたかに澄める 大利根に

葵がいだく 金の花

浄心胸に 若人は

諸行に常の あらざれど

久遠のいのち 究めなば

まことの智慧に 香りあり

われら 埼玉工業大学

建学の精神

本学創建の仏教精神に基づいて

1. 科学の真理を窮め，
それを世のために役立てるよう
決意することによって，
若き日に**使命感**を養え。
2. 深く科学を学び，
豊かな技術を身につけることによって，
若き日に正しい**人生観**を養え。
3. 学生，教職員及び父兄が一体となり，
学園の理想発展をめざすことによって，
若き日に**連帯感**を養え。



(校章)

大学院工学研究科博士前期・後期課程各専攻の3つの方針

博士前期課程 機械工学専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(AP)：入学者受入方針

今日、われわれの豊かな生活はエネルギーに依存する度合いが極めて高く、特に近年の知識集約的高度産業に見られるように、エネルギー生産にかかわる諸々の技術の高効率化と環境に対する負荷低減が強く要請されている。一方、生産システムが高度になるほど、より高機能な力学特性を持つ構造材料の設計・開発、新しい加工技術、自然災害を含む外部からの力学的擾乱に対する能動的及び受動的制御が求められる。また、機械工学は生産に携わるあらゆる産業の基盤であるばかりでなく、到来しつつある高齢化社会において人々の暮らしをサポートして、豊かな生活から幸福な生活への転換を促す技術開発においても要となる分野である。

本専攻は、このような社会的要請に対応して、高効率性の追求と同時に、来るべき高齢化社会に備えて機械工学的見地から豊かで幸福な人間生活のための柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し得る優れた技術者、研究者を育成することを目的としている。

このような目的に照らして、本専攻では、「エネルギー工学教育研究分野」及び「機械システム工学教育研究分野」の2教育研究分野を設けて、理論的、実験的に教育研究を行う。

<求める人物像>

- (1) エネルギー分野や機械システム分野とその応用に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望する人
- (2) 上記の学習に必要な基礎学力と英語を含めたコミュニケーション能力を有する人
- (3) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的に研究に取り組み、得られた成果を社会に還元する意欲を持った人

<入学者選抜>

基礎・専門科目及び語学の筆記試験の実施により、本専攻での学習・研究を行うために必要な基礎的・専門的知識及び英語能力を確認し、また、卒業研究を中心とした一般的なテーマに基づく面接（質疑応答やプレゼンテーション等を含む）の実施により、入学前に身に付けた知識・能力や実績及び入学後の研究計画等を確認し、入学者選抜を実施する。

2. 【カリキュラム・ポリシー】(CP)：教育課程の編成・実施方針

本専攻では、機械工学全般にわたる幅広い専門知識を身に付けるとともに、エネルギー工学、機械システム工学の高度機能化・知能化・高信頼性に関連した課題に対する問題解決及び研究に関する基本的な能力を修得するための専門知識の教育・研究指導を行う。また、建学の精神である使命感、人生観、連帯感を有し、修得した能力を基礎として、国際的な視野と感覚を持ち、人間としての倫理観を備え、人・環境と共存・共生できる機械技術、機械システムの発展をめざして、学際的な領域を含む幅広い分野で活躍できる能力を持った機械系技術者・研究者の育成をする。

<教育内容>

- 講義科目では、各分野の定める専門科目を体系的に組み合わせて、機械工学全般にわたる幅広い高度な知識を効率的に修得させる。
- 国の繁栄の鍵を握るエネルギーシステムについて、高効率エネルギー変換技術、低エネルギー消費型輸

送システム、新エネルギー開発等の最新知識の教育及び応用研究を行う。

- 人間生活を工学的にサポートする視点に立ち、最新のコンピュータ利用技術、計測・制御技術、データ処理技術を駆使し、人間系を含めたシステムの複雑な動的挙動の解析や設計への応用、システム構築に欠かせない先進的な加工技術に関する教育及び研究を行う。
- 特別演習、特別輪講及び特別実験では、指導教員の下でゼミナールを開講すると共に、個別研究指導を行い、学生一人ひとりが入念な指導を受け、高度な研究能力を獲得することができる体制を整える。
- 研究遂行に求められる倫理観や安全重視の思想を育む機会を提供する。

<教育方法>

学士課程での教育によって養った基礎知識及び研究能力を発展させるとともに、ものづくりやシステムづくりを通じて社会の持続的発展に貢献するための幅広い専門知識を習得できるように、エネルギー工学教育分野、機械システム工学教育分野の両面から学修できるカリキュラムを編成し、広い学識を提供する。また、研究を通じた教育や実践教育を通して研究の推進力、研究成果の理論的説明能力、開発・研究における倫理性と責任感を備え、自ら課題を発見し解決する能力と使命感を育てる。

このような教育方針を遂行するために機械工学専攻では、学修分野の研究室に配属され体系的な教育と研究指導を行うとともに、社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を育み、連帯感を養うための機会を提供する。

- 講義科目では、機械工学全般にわたる幅広い高度な学理・専門知識を身に付けることのできる体系化された教育課程を編成する。
- 特別演習、特別輪講及び特別実験科目では、エネルギーシステム、機械システムの高度機能化・知能化・高信頼性に関連した課題に対する研究及び問題解決に関する基本的な能力を修得するための専門知識の教育、研究指導をする。
- 少人数の研究グループでの指導では、講義科目などで修得した能力を基礎として、国際的な視野と感覚を持ち、人間としての倫理観を備え、人・環境と共存・共生できるエネルギーシステム、機械システム等の機械技術の発展をめざして、学際的な領域を含む幅広い分野で活躍できる能力を修得できるように指導する。
- 修士論文の作成・発表では指導教員と十分な議論をし、研究の目的・内容・計画を定め、学術論文や技術資料の調査・分析などの指導を通して、研究の進捗、計画の変更等の議論を定期的におこない、学術報告・論文の執筆・発表技術を修得できるように指導をする。

<評価方法>

- 知識・技能の修得に関しては、学期末や平常時に行われる試験・レポートに加えて、学位論文又は特定課題についての研究の成果の審査を通じて把握する。
- 考察力・論理性、研究への取り組みにおける態度やプレゼンテーション能力は、ゼミナールでの発表や、学位論文または特定課題についての審査を通じて把握する。
- 主体的に学びに取り組む態度に関しては、学会での発表状況などを含む学生調査の集計や研究発表会での口頭試問により把握する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(DP)：学位の授与・学修の評価方針

大学院学則に規定された単位を修得し、設定された教育・研究分野の研究能力や高度な専門性を必要とする職業を担う能力と技術を身につけていることを博士前期課程修了の要件とする。なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり公正な判定がなされている。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- (2) 研究内容に新規性を有していること。
- (3) 論文内容の発表及び質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- (4) 上記の各項目について、学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

社会的要請に対応して、高効率及び低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動的及び受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する優れた技術者、研究者であること。

博士後期課程 機械工学専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(AP)：入学者受入方針

今日、我々の豊かな生活は、エネルギーに依存する度合いが極めて高く、特に近年知識集約的高度産業に見られるように、エネルギー生産にかかわる諸々の技術の高効率化が強く要望されている。それと同時に、工学は人間生活を豊かにする学問でもあり、工学的見地から人間を支援する研究が重要になっている。

本専攻は、このような社会的要請に対応して、高効率性の追求と同時に、来るべき高齢化社会に備えて機械工学的見地から豊かで幸福な人間生活のための柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し得るとともに、これまでにない新技術や新分野に対応できる優れた技術者、研究者を育成することを目的としている。

このような目的に照らして、本専攻では、「エネルギー工学教育研究分野」及び「機械システム工学教育研究分野」の2教育研究分野を設けて、理論的、実験的に教育研究を行う。

<求める人物像>

- (1) エネルギー分野や機械システム分野とその応用に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望する人
- (2) 上記の学習に必要な基礎学力と英語を含めたコミュニケーション能力、特に英語で研究成果を発信する能力を有する人
- (3) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的に研究に取り組み、得られた成果を社会に還元する意欲を持った人

<入学者選抜>

修士論文及び研究業績や専門的な研究テーマに基づく面接(質疑応答やプレゼンテーション等を含む)の実施により、入学前に身に付けた知識・能力や実績及び入学後の研究計画等を確認し、入学者選抜を実施する。

2. 【カリキュラム・ポリシー】(CP)：教育課程の編成・実施方針

本専攻では、機械工学全般にわたる幅広い専門知識を身に付けるとともに、エネルギー工学、機械システム工学の高度機能化・知能化・高信頼性に関連した課題に対し、自立して問題解決及び研究に関する基本的な能力を修得するための専門知識の教育・研究指導を行う。また、建学の精神である使命感、人生観、連帯感を有し、修得した能力を基礎として、国際的な視野と感覚を持ち、人間としての倫理観を備え、人・環境と共存・共生できる機械技術、機械システムの発展をめざして、先端技術を創生できる能力を持った機械系技術者・研究者の育成をする。

<教育内容>

- 講義科目では、各分野の定める専門科目を体系的に組み合わせて、機械工学における高度な知識・技能

を効率的に修得させる。

- 国の繁栄の鍵を握るエネルギーシステムについて、高効率エネルギー変換技術、低エネルギー消費型輸送システム、新エネルギー開発等の最新知識の教育及び応用研究を行う。
- 人間生活を工学的にサポートする視点に立って、最近のコンピュータ利用技術、計測・制御技術、データ処理技術を駆使し、人間系を含めたシステムの複雑な動的挙動の解析や設計への応用、システム構築に欠かせない先進的な加工技術に関する教育及び研究を行う。
- 特別研究及び特別講究では、個別に研究指導を行い、高度な研究能力を獲得することができる体制を整える。
- 研究遂行に求められる倫理観や安全重視の思想を育む機会を提供する。

<教育方法>

学士課程及び博士前期課程での教育によって養った基礎知識及び研究能力を発展させるとともに、ものづくりやシステムづくりを通じて社会の持続的発展に貢献するための幅広い専門知識を習得できるように、エネルギー工学教育分野、機械システム工学教育分野の両面から学修できるカリキュラムを編成し、広い学識を提供する。また、研究を通じた教育や実践教育を通して研究の推進力、研究成果の理論的説明能力、開発・研究における倫理性と責任感を備え、自ら課題を発見し解決する能力と使命感を育てる。

このような教育方針を遂行するために機械工学専攻では、学修分野の研究室に配属され体系的な教育と研究指導を行うとともに、社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を育み、連帯感を養うための機会を提供する。

- 講義科目では、機械工学全般にわたる幅広い高度な学理・専門知識を身に付けることのできる体系化された教育課程を編成する。
- 特別研究及び特別講究では、エネルギーシステム、機械システムの高度機能化・知能化・高信頼性に関連した課題に対する研究及び問題解決に関する基本的な能力を修得するための専門知識の教育、研究指導をする。
- 少人数の研究グループでの指導では、講義科目などで修得した能力を基礎として、国際的な視野と感覚を持ち、人間としての倫理観を備え、人・環境と共存・共生できるエネルギーシステム、機械システム等の機械技術の発展をめざして、学際的な領域を含む幅広い分野で活躍できる能力を修得できるように指導する。
- 博士論文の作成・発表では指導教員と十分な議論をし、研究の目的・内容・計画を定め、学術論文や技術資料の調査・分析などの指導を通して、研究の進捗、計画の変更等の議論を定期的におこない、学術報告・論文の執筆・発表技術を修得できるように指導をする。

<評価方法>

- 知識・技能の修得に関しては、学期末や平常時に行われる試験・レポートに加えて、学位論文の審査を通じて把握する。
- 考察力・論理性、研究への取り組みにおける態度やプレゼンテーション能力は、ゼミナールでの発表や、学位論文の審査を通じて把握する。
- 主体的に学びに取り組む態度に関しては、学会での発表状況などを含む学生調査の集計や研究発表会での口頭試問により把握する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(DP) : 学位の授与・学修の評価方針

学位の授与については、大学院学則に規定された単位を修得し、独創的研究に基づく博士論文を提出して

所定の審査（主査1名・副査4名の計5名で構成される博士学位論文審査委員会の決定ならびに機械工学専攻会議の決定を基に工学研究科教授会において記名投票による最終審査を行い、学位授与の可否を決定している。）に合格し、自立した研究者あるいは高度な専門性を担う能力と知識を身につけていることを要件とする。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- (2) 研究内容に新規性、創造性及び有効性を有していること。
- (3) 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- (4) 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- (5) 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- (6) 論文内容の発表及び質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- (7) 上記の各項目について、博士学位論文の予備審査会及び本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

人間の豊かな生活や環境に寄与するエネルギー工学、高度な技術を背景とした機械の設計・製作に寄与する機械システム工学の各教育分野を核として、柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し、世界に通用する技術者、研究者であること。

博士前期課程 生命環境化学専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(AP)：入学者受入方針

科学技術の進歩が著しい中で、特に21世紀の重要課題である、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などにおいて、飛躍的な発展が続いている。

本専攻では、現代及び将来に求められる広範な生命環境化学領域の専門性に対応して、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応し、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者を育成することを目指している。以上の方針に基づき、本専攻では以下のような大学院生を求めている。

<求める人物像>

- (1) 材料化学、環境化学、生命化学関連分野に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望する人
- (2) 「研究」及び「実験」が好きで、技術力・実践力・創造力を大いに発揮したい人
- (3) 好奇心が旺盛で、失敗を恐れず積極的にチャレンジするバイオニア精神をもつ人
- (4) 身につけた科学的知識や専門技術を専門技術者・研究者として生かす意欲のある人
- (5) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的な姿勢で研究活動に取り組める人

<入学者選抜>

卒業研究や志望する研究テーマに基づく面接（質疑応答やプレゼンテーション等を含む）の実施により、入学前に身に付けた知識・能力や実績及び入学後の研究計画等を確認し、入学者選抜を実施する。

2. 【カリキュラム・ポリシー】(CP)：教育課程の編成・実施方針

<教育内容>

- 本専攻では、現代社会が求める、「人に優しく環境に調和した新素材の開発」や「環境・エネルギー問題の解決」及び「生命化学及びバイオテクノロジーの著しい発展」に貢献できる専門技術者・研究者の育成を目的とした教育を実施する。

<教育方法>

- 「材料化学」、「環境化学」、「生命化学」の3教育研究分野を設置し、時代の要求に応えられる優れた技術者・研究者育成のために必要となる各分野のカリキュラムを配置して、本学院生が自由に選択できる体制をとる。
- 材料化学分野として、有機化学、有機金属化学、有機材料化学、高分子化学、計測化学、光材料化学などに関する講義を基盤として、有機合成手法の開発、新規光機能性材料の開発、新規デバイスの開発に資する総合的な教育研究活動などを行う。
- 地球規模で問題となっている環境問題、エネルギー問題を解決するため、環境化学、電気化学、触媒化学、無機化学、無機材料化学に関する講義を基盤として、環境浄化、省エネルギープロセスの開発、燃料電池の開発、廃棄物の再資源化などに資する総合的な教育研究活動を行う。
- 医療分野でも注目を集めるバイオテクノロジーの発展に寄与するため、生化学、分子生物学、細胞生理学、生物有機化学、バイオエレクトロニクス、遺伝子工学、微生物工学、植物分子生物学などに関する講義を基盤として、バイオセンサ、生体情報の伝達、遺伝子発現制御、微生物を用いた有用物質の生産、植物の新品種育成などに資する総合的な教育研究を行う。
- 材料化学特別演習Ⅰ～Ⅳ、材料化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、材料化学特別実験Ⅰ～Ⅳ、環境化学特別演習Ⅰ～Ⅳ、環境化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、環境化学特別実験Ⅰ～Ⅳ、生命化学特別演習Ⅰ～Ⅳ、生命化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、生命化学特別実験Ⅰ～Ⅳは複数の分野にまたがるため、博士前期課程2年間の学習の総仕上げという位置づけにあり、生命環境化学専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組む。

<評価の基準>

- 講義科目ごとの学習到達目標を明確にし、材料科学・環境科学・生命科学の原理・法則の理解度、応用展開能力を評価する。
- 各学生に与えられた教育研究活動については、研究結果を修士論文にまとめ、研究発表会において口頭発表を行い、複数の教員からの質疑応答を通して、学生の理解度、思考力、判断力、問題解決力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を評価する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(DP) : 学位の授与・学修の評価方針

大学院学則に規定された単位を修得し、設定された教育・研究分野の研究能力や高度な専門性を必要とする職業を担う十分な能力と技術を身につけていることを博士前期課程修了の要件とする。なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり公正な判定がなされている。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- (2) 研究内容に新規性を有していること。
- (3) 論文内容の発表及び質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- (4) 上記の各項目について、学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

材料化学、環境化学、生命科学における社会のニーズに応じて、科学技術の進歩に柔軟に対応できる、優れた技術者、研究者であること。

博士後期課程 生命環境化学専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(AP) : 入学受入方針

人間生活の基盤を支える物質は、科学技術の進歩とともにますます増加し、互いに有機的な結びつきを深

めている。科学技術の進歩が著しい中で、応用化学の研究分野も大きく広がっている。特に、21世紀の重要課題である、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などにおいて、応用化学の果たす役割は重大である。

本専攻では、現代及び将来に求められる広範な生命環境化学領域の専門性に対応して、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応し、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者の育成を目指している。

以上の教育方針に基づき、本専攻博士後期課程では以下の視点からの専門性の高い大学院生を求めている。

<求める人物像>

- (1) 材料化学、環境化学、生命化学関連分野に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望する人
- (2) 「研究」及び「実験」が好きで、技術力・実践力・創造力を大いに発揮したい人
- (3) 好奇心が旺盛で、失敗を恐れず積極的にチャレンジするパイオニア精神をもつ人
- (4) 身につけた科学的知識や専門技術を専門技術者・研究者として生かす意欲のある人
- (5) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的な姿勢で研究活動に探究的・計画的に取り組める人

<入学者選抜>

修士論文及び研究業績や専門的な研究テーマに基づく面接（質疑応答やプレゼンテーション等を含む）の実施により、入学前に身に付けた知識・能力や実績及び入学後の研究計画等を確認し、入学者選抜を実施する。

2. 【カリキュラム・ポリシー】(CP)：教育課程の編成・実施方針

<教育内容>

- 持続的社會形成を目標に現代社會が求める、「新素材の開発」や「環境・エネルギー問題の解決」及び「生命化学先端技術の応用」に貢献できる研究者の育成を目的とした高度な教育研究を実施する。

<教育方法>

- 材料化学分野として、有機化学、有機金属化学、有機材料化学、高分子化学、計測化学、光材料化学などに関する講義を、環境、エネルギー関連分野として環境化学、電気化学、触媒化学、無機化学、無機材料化学に関する講義を、さらに生命化学関連分野として、生化学、分子生物学、細胞生理学、生物有機化学、バイオエレクトロニクス、遺伝子工学、微生物工学、植物分子生物学などに関する講義を実施する。
- 上の講義により修得した知識を基盤として、有機合成手法の開発、新規光機能性材料の開発、新規計測デバイスの開発、環境浄化、省エネルギープロセスの開発、燃料電池の開発、廃棄物の再資源化、バイオセンサ、生体情報の伝達、遺伝子発現制御、微生物を用いた有用物質の生産、植物の新品種育成などに関する高度な教育研究を行う。
- 材料化学特別研究、材料化学特別講究、環境化学特別研究、環境化学特別講究、生命化学特別研究、生命化学特別講究、は複数の分野にまたがるため、博士後期課程3年間の学習の総仕上げという位置づけにあり、生命環境化学専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組む。

<評価の基準>

- 講義科目ごとの学習到達目標を明確にし、材料科学・環境科学・生命科学に関する最先端知識の理解・応用展開能力を評価する。

- 各学生に各々のテーマとして与えられた研究活動については、その研究結果を、国内外の学会で発表し、学術論文や博士論文に纏めることで、研究発案能力、研究推進能力、研究展開能力、情報発信能力、高度な判断能力、問題解決能力、国際コミュニケーション能力など、研究者に要求されるさまざまな能力を育成するための目標達成度を厳しく評価する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(DP)：学位の授与・学修の評価方針

学位の授与については、大学院学則に規定された単位を修得し、独創的研究に基づく博士論文を提出して所定の審査(主査1名・副査4名の計5名で構成される博士学位論文審査委員会の決定ならびに生命環境化学専攻会議の決定を基に工学研究科教授会において記名投票による最終審査を行い、学位授与の可否を決定している。)に合格し、高度な専門性を担う能力と知識を身につけていることを要件とする。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- (2) 研究内容に新規性、創造性及び有効性を有していること。
- (3) 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- (4) 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- (5) 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- (6) 論文内容の発表及び質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- (7) 上記の各項目について、博士学位論文の予備審査会及び本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動(学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等)を通じて評価を行う。

新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などの重要な課題に対応するため、材料化学、環境化学、生命科学における社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応でき得る、高度な研究、開発能力を身につけた、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者であること。

博士前期課程 情報システム専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(AP)：入学受入方針

情報システム工学は、現代の高性能コンピュータやインターネット社会の中心的な役割を果たしている。コンピュータネットワークには、有線・無線通信技術や信号処理技術の発展が必要である。また、工学とは人間生活を豊かにする学問でもあり、人間と機器に友好的なインタフェース、生体情報を利用した情報セキュリティ、深層学習、医用画像処理など工学的、ヘルスケア科学の見地から日常生活を支援する研究が重要になっている。さらに、コンピュータ・ハードウェアの更なる発展のためには、ナノテクや量子効果を利用したデバイスの開発やこれらに用いる新材料の開発が不可欠である。このようなシステムを連携する情報処理技術の高度化、統合化に関する要請も重要になっている。このため、ソフトからハード、基礎から応用まで情報システム工学に関する幅広い知識を持つ人材が求められている。

以上のことから、本専攻では次のような大学院生を求めている。

<求める人物像>

- (1) 情報工学、システム工学、ネットワーク工学、ロボット工学、電子デバイス、通信工学、画像工学、信号処理、人工知能、光派センシング、材料工学、量子物理学、知能情報学、ディープラーニング、健康と社会、認知インタフェース、リハビリテーションなどの情報システム工学関連分野や、ヘルスケア科学に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望する人
- (2) 上記の学習に必要な基礎学力とコミュニケーション能力を有する人

(3) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的に研究に取り組める人

<入学者選抜>

卒業研究を中心とした一般的なテーマに基づく面接(質疑応答やプレゼンテーション等を含む)の実施により、入学前に身に付けた知識・能力や実績及び入学後の研究計画等を確認し、入学者選抜を実施する。

2. 【カリキュラム・ポリシー】(CP) : 教育課程の編成・実施方針

<教育内容>

- 情報システム専攻では、ネットワーク、セキュリティ、人工知能、電子回路、信号処理、医療・健康分野などの技術を実践的に教育し、実際にプログラム及び回路等のハードデバイスまた、ヘルスケア科学教育を通して情報システム系ものづくりのための基礎的技術・技能を修得させる。
- 2年間の研究を通して、思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を養成する。このことにより、情報システム専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、未解決の問題に計画的に取組み解決する能力や、社会の要求に対応するための創造的な思考ができる能力を育成する。

<教育方法>

- 講義科目として専門分野の基礎となる情報工学研究分野と電子工学教育研究分野、ヘルスケア科学教育研究分野に関する特論のほかにも、演習や輪講を用意する。
- 博士前期課程の担当教員の下で少人数ゼミを行い、修士論文作成に必要な専門知識を教育する。
- 各学生と研究テーマを検討し、未知の問題解決へのアプローチを指導する。
- 学生は与えられた問題を自ら解こうとする作業を通じて頭を働かせ、自分が理解している点と理解していない点を明確に把握することができる。それによって、問題点が明らかになり、よりよい理解へ繋がるよう配慮する。
- 情報工学特別演習Ⅰ～Ⅳ、情報工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、情報工学特別実験Ⅰ～Ⅳ、電子工学特別演習Ⅰ～Ⅳ、電子工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、電子工学特別実験Ⅰ～Ⅳ、ヘルスケア科学特別演習Ⅰ～Ⅳ、ヘルスケア科学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、ヘルスケア科学特別実験Ⅰ～Ⅳは複数の分野にまたがるため、博士前期課程2年間の学習の総仕上げという位置づけにあり、情報システム専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組む。

<評価の基準>

- 授業科目ごとの学習到達目標を明確にし、特論、演習、輪講、実験科目の単位修得によって、情報システムの基礎の原理・法則、ものづくりを達成する総合的基礎学力、技術の修得を評価する。
- 最終学年で実施する修士論文については、修士論文発表会において口頭発表を行い、修士論文の審査及び複数の教員からの質疑応答を通して、学生の理解度、思考力、判断力、問題解決力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を評価する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(DP) : 学位の授与・学修の評価方針

大学院学則に規定された単位を修得し、設定された教育・研究分野の研究能力や高度な専門性を必要とする職業を担う能力と技術を身につけていることを博士前期課程修了の要件とする。なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり公正な判定がなされている。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- (2) 研究内容に新規性を有していること。
- (3) 論文内容の発表及び質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。

(4) 上記の各項目について、学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

情報工学、電子工学、ヘルスケア科学に関連する社会ニーズに応じて、科学技術の発展に寄与する優れた技術者、研究者であること。

博士後期課程 情報システム専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(AP)：入学者受入方針

情報システム工学は、現代の高性能コンピュータやインターネット社会の中心的な役割を果たし、現在も発展を続けている。本専攻では、情報工学、電子工学の二つの教育研究分野に分れ、基礎理論から応用技術まで幅広く国際的に活躍できる豊かな見識と高い倫理観をもつ研究者の育成を行う。以上のことから、本専攻では次のような大学院生を求めている。

<求める人物像>

- (1) 電子情報システム工学関連分野に興味をもち、その学習に必要な高度な学力とコミュニケーション能力を有する人
- (2) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的に研究に取り組める人

<入学者選抜>

修士論文及び研究業績や専門的な研究テーマに基づく面接(質疑応答やプレゼンテーション等を含む)の実施により、入学前に身に付けた知識・能力や実績及び入学後の研究計画等を確認し、入学者選抜を実施する。

2. 【カリキュラム・ポリシー】(CP)：教育課程の編成・実施方針

<教育内容>

- 情報システム専攻では、特論として情報工学と電子工学分野の工学技術を実践的に教育し、実際にプログラム及び回路等のハードデバイスを通して情報システム系ものづくりのための応用的技術・技能を修得させる。
- 3年間の研究を通して、思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を養成する。このことにより、情報システム専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、未解決の問題に計画的に取組み解決する能力や、社会の要求に対応するための創造的な思考ができる能力を育成する。

<教育方法>

- 講義科目として専門分野となる情報工学研究分野と電子工学教育研究分野に関する特論のほかにも、特別研究や特別講究を用意する。
- 博士後期課程の担当教員の下で少人数ゼミを行い、博士論文作成に必要な専門知識を教育する。
- 各学生と研究テーマを検討し、未知の問題解決へのアプローチを指導する。
- 学生は与えられた問題を自ら解こうとする作業を通じて頭を働かせ、自分が理解している点と理解していない点を明確に把握することができる。それによって、問題点が明らかになり、よりよい理解へ繋がるよう配慮する。
- 情報工学特別研究、情報工学特別講究、電子工学特別研究、電子工学特別講究は複数の分野にまたがるため、博士後期課程3年間の学習の総仕上げという位置づけにあり、情報システム専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組む。

<評価の基準>

- 授業科目ごとの学習到達目標を明確にし、特論、特別研究、特別講究の単位修得によって、情報システムの基礎の原理・法則、ものづくりを達成する総合的基礎学力、技術の修得を評価する。
- 最終学年で実施する博士論文については、博士論文発表会において口頭発表を行い、博士論文の審査及び複数の教員からの質疑応答を通して、学生の理解度、思考力、判断力、問題解決力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を評価する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】（DP）：学位の授与・学修の評価方針

学位の授与については、大学院学則に規定された単位を修得し、独創的研究に基づく博士論文を提出して所定の審査（主査1名・副査4名の計5名で構成される博士学位論文審査委員会の決定ならびに情報システム専攻会議の決定を基に工学研究科教授会において記名投票による最終審査を行い、学位授与の可否を決定している。）に合格し、自立した研究者あるいは高度な専門性を担う能力と知識を身につけていることを要件とする。

- （1）学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- （2）研究内容に新規性、創造性及び有効性を有していること。
- （3）当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- （4）博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- （5）学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- （6）論文内容の発表及び質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- （7）上記の各項目について学位審査基準を基に、博士学位論文の予備審査会及び本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

情報システムの基礎となる物理学から電子工学・情報工学全般にわたる幅広い分野を教育研究の対象とし、情報工学、電子工学に関連する社会ニーズに応えて、科学技術の発展に寄与する優れた技術者、研究者であること。

埼玉工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の修士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 二 研究内容に新規性・有効性を有していること。
- 三 当該教育・研究分野の専門知識・技術を反映した内容を有していること。
- 四 学位申請者が、該当教育・研究分野の発展に貢献しうる研究能力や高度な専門性を身に着けていること（各専攻の学位授与方針は第3条に示すとおりである）。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、学位論文の内容、中間発表および学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり、公平な判定を行う。

第2条 修得単位

大学院学則第27条に規定された単位を修得あるいは修得見込みであること。

第3条 各専攻の学位授与方針

機械工学専攻

社会的要請に対応して、高効率及び低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動および受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する優れた技術者、研究者であること。

生命環境化学専攻

材料化学、環境化学、生命化学における社会のニーズに応じて、科学技術の進歩に柔軟に対応できる優れた技術者、研究者であること。

情報システム専攻

情報工学、電子工学、ヘルスケア科学に関連する社会ニーズに応じて、科学技術の発展に寄与する優れた技術者、研究者であること。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

埼玉工業大学大学院工学研究科課程博士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の課程博士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。原著論文業績の要件については第2条に示すとおりである。
- 二 研究内容に新規性、創造性および有効性を有していること。
- 三 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 四 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、博士学位論文の予備審査会および本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

第2条 原著論文業績

- 一 研究期間内において、かつ最終試験の前に少なくとも二報の査読付き原著論文（ここでいう原著論文とは、博士論文を構成する原著論文をいう。）が学術誌に掲載されていること（acceptedは可）。原著論文のうち少なくとも一報は、英文であることが望ましい。
- 二 博士論文の内容が、申請者を first author とする原著論文として、一報以上掲載されていること（acceptedは可）。
- 三 博士学位論文審査委員会および当該学生の所属する専攻の合意が得られた場合、業績の一部に、学術誌以外の業績を原著論文に代わるものとして加えることができる。
- 四 博士論文を構成する原著論文に共著者がいるときは、当該論文が博士論文の一部あるいは全部になることの承諾書を必要とする。
- 五 一貫し連続した研究と当該専攻が認める場合、本条第一号に定める研究期間は当該学生の博士前期課程もしくは修士課程における研究期間を含むものとする。

第3条 英語審査

前条第一号に定める原著論文に英文の論文がないときは、博士学位論文審査委員会は英語の最終試験を実施する。

第4条 修得単位

埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条の2第1項第二号又は同条第2項第二号に規定された単位を修得済あるいは修得見込であること。

第5条 優れた業績を上げた者の在学期間の短縮

学則第27条の2第1項第一号ただし書き及び同条第2項第一号ただし書きに規定する、優れた業績を上げた者が在学期間を短縮できる特例を適用し修了することに関しては、埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程早期修了に関する規程に定める。

第6条 基準の改廃

この基準の改廃は、研究科教授会の審議を経て、学内理事会が決定する。

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

埼玉工業大学大学院工学研究科論文博士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の論文博士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。原著論文業績の要件については第2条に示すとおりである。
- 二 研究内容に新規性、創造性および有効性を有していること。
- 三 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 四 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、博士学位論文の予備審査会および本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

第2条 原著論文業績

- 一 予備審査申請において、少なくとも五報の査読付き原著論文が学術誌に掲載されていること（acceptedは可）。原著論文のうち少なくとも一報は、英文であることが望ましい。
- 二 博士論文の内容が、申請者を first author とする原著論文として、学位審査申請までの3年間に学術誌に一報以上掲載されていること（acceptedは可）。
- 三 博士学位論文審査委員会および委員会の主査が所属する専攻の合意が得られた場合、業績の一部に、学術誌以外の業績を原著論文に代わるものとして加えることができる。
- 四 博士論文を構成する原著論文に共著者がいるときは、当該論文が博士論文の一部あるいは全部になることの承諾書を必要とする。

第3条 英語審査

前条第一号に定める原著論文に英文の論文がないときは、博士学位論文審査委員会は英語の最終試験を実施する。

第4条 研究経歴

- 一 学部卒業者にあっては卒業後7年、博士前期課程又は修士課程修了者にあっては修了後5年以上を経過していること、又は博士後期課程もしくは博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学していること。
- 二 前号によらないときは、当該分野で7年以上の研究歴を有すること。
- 三 審査委員会は、学位申請者が大学院博士前期課程又は修士課程未修了者のときは、筆記による学力試験を最終試験で行うことがある。

第5条 その他

本基準の第1条から第4条に記載のない事項については、研究科教授会で審議するものとする。

附則 この基準は、平成25年11月18日から施行する。

附則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

《目 次》

埼玉工業大学歌	
建学の精神	1
大学院工学研究科博士前期・後期課程各専攻の3つの方針	2
埼玉工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準	13
埼玉工業大学大学院工学研究科課程博士学位論文審査基準	14
埼玉工業大学大学院工学研究科論文博士学位論文審査基準	16
1 大学の概要	21
1 埼玉工業大学の概要	22
1. 1 校章の由来	
1. 2 大学の沿革	
1. 3 大学の構成	
1. 4 事務局の主な取扱事項	
1. 5 各種届出及び願出並びに提出期限等	
1. 6 証明書類の申込先	
2 学 籍	28
2. 1 学生証	
2. 2 学籍番号	
2. 3 学籍の異動	
3 授業料	30
3. 1 授業料の納入方法	
3. 2 授業料の納入期限	
3. 3 授業料の延納願	
3. 4 授業料未納者の除籍	
4 学生への連絡及び通知	31
5 研究指導の流れ	32
6 学事予定表	34
7 ガイダンス日程表	36
2 工学研究科と工学部の連携図	37
3 博士前期課程	39
1 概要	40
2 機械工学専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	41
3 生命環境化学専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	45
4 情報システム専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	49
4 博士後期課程	57
1 概要	58
2 機械工学専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	59
3 生命環境化学専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	63
4 情報システム専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	67
5 履修ガイドライン	71
1 博士前期課程	72
1. 1 修了要件	
1. 2 修得単位数	
1. 3 履修登録	
1. 4 履修登録時期	

1. 5	特別演習、特別講義、特別実験	
1. 6	特論	
2	博士後期課程	74
2. 1	修了要件	
2. 2	修得単位数	
2. 3	履修登録	
2. 4	履修登録時期	
2. 5	特別研究、特別講究	
2. 6	特論	
2. 7	在学期間の短縮（早期修了）	
6	開講科目	77
1	博士前期課程 開講科目一覧表	78
1. 1	機械工学専攻	
1. 2	生命環境化学専攻	
1. 3	情報システム専攻	
2	博士後期課程 開講科目一覧表	81
2. 1	機械工学専攻	
2. 2	生命環境化学専攻	
2. 3	情報システム専攻	
7	教職課程	85
1	本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科	86
1. 1	大学院 工学研究科	
2	教職課程の登録及び履修方法	86
2. 1	在学生	
3	専修免許状取得に必要な単位の修得方法	87
3. 1	専修免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳	
3. 2	専修免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細	
4	専修免許状の申請	88
5	教員採用試験	88
6	模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ	88
7	教職センターの利用（相談・支援）	88
8	学生生活	89
《これだけは知っておきたい》		
1	学籍の確認	90
1. 1	学生証（身分証明書）	
1. 2	学生証の交付と更新	
1. 3	学生証の再発行	
1. 4	学生証の返却	
1. 5	身上の異動に伴う届出	
2	傷害保険・損害賠償保険について	91
2. 1	学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（全員加入）	
2. 2	傷病見舞金制度	
2. 3	学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）	
3	緊急災害対応について	92
《学生生活を送るうえでの注意》		
1	ガイダンス	94
2	大学からの連絡	94
3	通学定期乗車券	94

4	学割証（学生旅客運賃割引証）	95
4. 1	学割証の利用条件	
4. 2	学割証の発行	
4. 3	学割証利用の有効期間	
5	通学の方法	95
5. 1	スクールバスの利用	
5. 2	自動車・バイクによる車両通学	
5. 3	車両登録の方法等について	
5. 4	学生駐車場・学生駐輪場	
5. 5	交通事故が起こったときの対応等について	
6	学生食堂	98
7	セブンイレブン埼玉工業大学店	98
8	大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について（遵守事項）	98
9	学生活動に関する願出・届出の提出について	99
10	紛失物・拾得物について	100
《学生生活充実のために》		
1	悩みごとなどの相談	101
1. 1	学生相談室	
1. 2	学生委員について（学生相談）	
1. 3	ハラスメントの防止と相談について	
1. 4	合理的配慮の申請について	
2	学習支援センター	103
3	健康相談	104
3. 1	保健室の利用	
3. 2	定期健康診断	
3. 3	健康診断証明書の発行	
3. 4	健康診断結果報告書の発行	
3. 5	飲酒の恐ろしさ	
3. 6	禁煙運動について	
3. 7	大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について	
3. 8	ギャンブル依存症について	
3. 9	エイズに関する基礎知識	
3. 10	若年女性に急増中の子宮頸がんについて	
3. 11	大学周辺の主な医療機関	
4	奨学金制度	109
4. 1	大学院特別奨励金制度	
4. 2	大学院奨学支援金制度	
4. 3	日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）	
4. 4	留学生関係の奨学金制度	
4. 5	その他の奨学金制度	
4. 6	提携教育ローン	
4. 7	国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
5	生活相談	111
6	厚生施設	113
9	就職	115
10	図書館・情報基盤センター・先端科学研究所・機械工作場	117
11	学則・諸規程	125
1	埼玉工業大学大学院学則	126

学長裁定	145
2 埼玉工業大学大学院工学研究科規程	146
3 埼玉工業大学大学院学位規程	167
4 埼玉工業大学大学院工学研究科学習成果の測定・評価の方針	175
5 埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程早期修了に関する規程	176
6 埼玉工業大学大学院再入学規程	178
7 学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程	181
8 学校法人智香寺学園大学院奨学支援金規程	182
9 埼玉工業大学大学院研究生規程	183
10 埼玉工業大学大学院工学研究科科目等履修生規程	185
11 休学者の在籍料に関する細則	187
12 埼玉工業大学技術補助員取扱要項	188
13 埼玉工業大学技術補助員手当支給要項	190
14 埼玉工業大学大学院生及び学部生の学会等への参加にかかる旅費の取扱規程	192
15 埼玉工業大学大学院工学研究科特別研究員規程	195
16 埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」 返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ	197
17 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の業績評価の細目について	199
18 埼玉工業大学留学生支援センター規程	202
19 埼玉工業大学学生相談室規程	204
20 埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程	206
21 埼玉工業大学大学院生の懲戒に関する規程	209

12 大学の校舎配置図	217
1 埼玉工業大学施設案内図	218
2 建物の各階平面図	
1号館	219
2号館	220
6号館	221
19号館	222
21号館	223
22号館	224
23号館	226
24号館	227
26号館	228
27号館	231
29号館	234
30号館	235
31号館	238
32号館	239
33号館	240
34号館	241
臨床心理センター棟	242

大学の概要

1 埼玉工業大学の概要

1. 1 校章の由来

埼玉工業大学の校章の図柄は、徳川家の家紋「三つ葉葵」に「大学」の文字を組み合わせたものである。

三つ葉葵が校章の基盤となっている理由は、当智香寺学園名にある智香寺が徳川家康公のご生母「於大の方」に縁りの寺院(茶昆の地)であり、その法名が「伝通院殿蒼蒼岳智香大禪定尼」であったためである。

なお、「三つ葉葵」の三つの葉には、それぞれに、本学の建学の精神である使命感、人生観、連帯感の三つの理想があらわされている。

1. 2 大学の沿革

明治36年2月	東京商工学校として東京市浅草森下町に創設
大正5年6月	実業学校に類する各種学校と認定(東京府)
大正11年4月	東京市神田駿河台3丁目2番地に移転
昭和10年4月	東京高等商工学校と改称
昭和13年4月	商業科を廃止、3ヵ年制の高等工学科を新設し、聖橋高等工学校と改称
昭和19年4月	財団法人聖橋学園設立し、聖橋工業学校(4年制)に昇格
昭和22年4月	新学制により聖橋中学校を併設
昭和23年4月	新学制により聖橋高等学校開設(普通科・機械科)
昭和25年4月	聖橋高等学校に定時制を設置
昭和26年3月	財団法人を学校法人聖橋学園に組織変更
昭和26年9月	東京都荒川区尾久町5丁目871番地の新校舎に移転
昭和32年4月	定時制に商業科併設
昭和36年4月	埼玉県大里郡岡部町大字普濟寺1690番地に聖橋学園埼玉工業高等学校(機械科)を開設
昭和37年3月	聖橋学園埼玉工業高等学校閉校
昭和37年4月	埼玉県大里郡岡部町普濟寺1690番地に聖橋工業高等専門学校(5年制)開設
昭和46年3月	荒川区尾久町の聖橋中学校・聖橋高等学校(全日制・定時制)を閉校
昭和48年12月	学校法人聖橋学園を学校法人智香寺学園に改称
昭和51年4月	埼玉工業大学に工学部を開設 初代学長に工学博士永井芳男就任 (入学定員 機械工学科60名 環境工学科40名 電子工学科40名)
昭和53年4月	埼玉工業大学工学部教職課程の設置(免許教科「高一種工業」)
昭和54年3月	聖橋工業高等専門学校閉校
昭和56年4月	埼玉工業大学工学部の学生定員を変更 (入学定員 機械工学科80名 環境工学科80名 電子工学科80名)
昭和58年4月	埼玉工業大学学長に工学博士武藤義一就任
昭和60年4月	埼玉工業大学専門学校(情報処理科・ビジネス学科)開設
平成2年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各100名)
平成3年4月	埼玉工業大学学長に理学博士鈴木周一就任 埼玉工業大学科学技術研究所を設置
平成4年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各160名)
平成7年7月	埼玉工業大学学長に理学博士竹内正幸就任
平成10年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科修士課程開設 (入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名)
平成11年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を埼玉工業大学先端科学研究所に改組し、ハイテク・リサーチ・センターを設置
平成11年4月	埼玉工業大学工学部環境工学科を応用化学科に名称変更
平成11年10月	埼玉工業大学学長に工学博士秋山 守 就任
平成12年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を開設し、同時に同修士課程を博士前期課程に変更 (博士後期課程入学定員 システム工学専攻2名 物質科学工学専攻2名) (博士前期課程入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名)
平成12年4月	埼玉工業大学工学部学生定員変更 (入学定員 機械工学科120名 応用化学科120名 電子工学科120名)

- 平成12年4月 埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各152名)
- 平成12年12月 学校法人智香寺学園と学校法人祥苑学園が合併
- 平成13年3月 埼玉工業大学専門学校閉校
- 平成13年4月 埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各144名)
- 平成14年4月 埼玉工業大学工学部情報工学科を開設(入学定員 80名)
- 平成14年4月 埼玉工業大学人間社会学部を開設
(情報社会学科 入学定員120名 編入学定員 (2年次)5名 (3年次)20名)
(心理学科 入学定員 80名 編入学定員 (2年次)5名 (3年次)10名)
- 平成14年4月 埼玉工業大学工学部学生定員変更
(機械工学科80名 応用化学科80名 電子工学科80名)
- 平成14年4月 埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各 96名)
- 平成15年4月 埼玉工業大学学長に工学博士永野三郎就任
- 平成15年4月 埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各88名)
- 平成15年4月 埼玉工業大学深谷高等学校を正智深谷高等学校に改称
- 平成16年5月 埼玉工業大学臨床心理センターを設置
- 平成18年4月 埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士課程を開設
(入学定員 情報社会専攻10名 心理学専攻15名)
- 平成19年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程を改組
(入学定員 システム工学専攻 6名 電子工学専攻 7名 応用化学専攻 7名)
埼玉工業大学工学部を改組
(入学定員 機械工学科 60名 生命環境化学科 80名 情報システム学科 120名
ヒューマン・ロボット学科 60名)
- 平成20年4月 埼玉工業大学人間社会学部学生定員変更
(入学定員 情報社会学科120名 心理学科80名)
- 平成21年4月 埼玉工業大学学生定員変更
(入学定員 工学部 情報システム学科 110名)
(入学定員 人間社会学部 情報社会学科 110名)
- 平成22年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を改組
(入学定員 システム工学専攻2名 電子工学専攻2名 応用化学専攻2名)
- 平成23年4月 埼玉工業大学学長に工学博士内山俊一就任
- 平成23年4月 埼玉工業大学工学部を改組
(入学定員 機械工学科 110名 生命環境化学科 80名 情報システム学科 120名)
- 平成24年4月 埼玉工業大学に学習支援センター、キャリア支援センター及び留学生支援センターを設置
- 平成25年4月 埼玉工業大学学生定員変更
(入学定員 工学部 機械工学科110名 生命環境化学科100名 情報システム学科130名)
(入学定員 人間社会学部 情報社会学科100名 心理学科60名)
埼玉工業大学にもつくり支援センターを設置
- 平成27年4月 埼玉工業大学学生定員変更
(入学定員 工学部 機械工学科115名 生命環境化学科110名 情報システム学科135名)
(入学定員 人間社会学部 情報社会学科90名 心理学科50名)
- 平成28年4月 埼玉工業大学にもつくり研究センターを設置
埼玉工業大学に教職センターを設置
- 平成30年4月 埼玉工業大学にAI研究センターを設置
- 平成30年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科 博士前期課程及び博士後期課程を改組
前期課程(入学定員 機械工学専攻6名 情報システム専攻7名 生命環境化学専攻7名)
後期課程(入学定員 機械工学専攻2名 情報システム専攻2名 生命環境化学専攻2名)
- 平成31年4月 埼玉工業大学工学部学生定員変更
(入学定員 工学部 機械工学科120名 生命環境化学科90名 情報システム学科150名)
埼玉工業大学に自動運転技術開発センターを設置
- 令和6年4月 埼玉工業大学にクリーンエネルギー技術開発センター、地域連携センターを設置
- 令和7年4月 埼玉工業大学工学部学生定員変更
(入学定員 工学部 機械工学科100名 生命環境化学科60名 情報システム学科200名)
- 令和8年4月 埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士課程学生定員変更
(入学定員 情報社会専攻 5名 心理学専攻10名)

1. 3 大学の構成

埼玉工業大学 (Saitama Institute of Technology)

- 1) 大学院工学研究科 (Graduate School of Engineering)
 - 【博士前期課程】
 - 機械工学専攻 (Department of Mechanical Engineering)
 - 生命環境化学専攻 (Department of Life Science and Green Chemistry)
 - 情報システム専攻 (Department of Information Systems)
 - 【博士後期課程】
 - 機械工学専攻 (Department of Mechanical Engineering)
 - 生命環境化学専攻 (Department of Life Science and Green Chemistry)
 - 情報システム専攻 (Department of Information Systems)
- 2) 大学院人間社会研究科 (Graduate School of Human and Social Studies)
 - 【修士課程】
 - 情報社会専攻 (Department of Informational Society Studies)
 - 心理学専攻 (Department of Psychology)
- 3) 工学部 (Faculty of Engineering)
 - 総合工学系 (Interdisciplinary Engineering Programs)
 - 機械工学科 (Department of Mechanical Engineering)
 - 生命環境化学科 (Department of Life Science and Green Chemistry)
 - 情報システム学科 (Department of Information Systems)
- 4) 人間社会学部 (Faculty of Human and Social Studies)
 - 情報社会学科 (Department of Informational Society Studies)
 - 心理学科 (Department of Psychology)
- 5) 基礎教育センター (Foundation Study Center)
- 6) 先端科学研究所 (Advanced Science Research Laboratory)
 - 臨床心理センター (Training and Research Center of Clinical Psychology)
 - 産学官交流センター (Collaboration Center for Industry, Academia and Government)
- 7) 図書館 (Library)
- 8) 情報基盤センター (Information Technology Center)
- 9) 学習支援センター (Learning Support Center)
- 10) キャリア支援センター (Career Support Center)
- 11) 留学生支援センター (International Students' Support Center)
- 12) 自動運転技術開発センター (Autonomous Driving Technology Development Center)
- 13) クリーンエネルギー技術開発センター (Clean Energy Technology Development Center)
- 14) 地域連携センター (Regional Cooperation Center)
- 15) 教職センター (Center for Teaching Profession)
 - 教職課程 (Course for Teaching Profession)
- 16) 学生相談室 (Student Counseling Office)

17) 学生ハラスメント相談室 (Harassment Counseling Office)

18) 事務局 (Administration Office)

学長管轄 (IR室)
法人本部 (理事長室 管財課 財務課 入試企画課 内部監査室)
教学部 (学務課 キャリア支援課 研究支援課)

1. 4 事務局の主な取扱事項

事務局窓口の取扱時間

月曜日～金曜日 9:00～11:30 / 12:15～17:30

事務局の主な取扱事項

① 学長管轄

IR室(26号館8・9F)

- ・教育の情報収集と分析に関すること
- ・教育の質保証と向上に関すること

② 法人本部

理事長室(26号館8・9F)

- ・法人運営の企画、立案、調査に関すること
- ・学園の規程整備に関すること
- ・教職員の人事、服務、福利厚生に関すること
- ・IR業務及び学長管轄IR室の事務に関すること

管財課(26号館1F、23号館1F)

○26号館1F

- ・施設・設備の管理及び構内の整備に関すること
- ・スクールバスの管理に関すること

○23号館1F

- ・情報基盤センターに関すること
- ・パソコン実習室(23号館)の管理に関すること
- ・メールアドレス及びユーザーアカウントの管理に関すること

財務課(26号館8F)

- ・財務及び資金計画に関すること
- ・学生納付金の収納及び督促に関すること
- ・後援会、葵会、学生会、同窓会会費の受託出納に関すること

入試企画課(30号館1F)

- ・大学院及び大学の学生募集の企画及び立案に関すること
- ・大学院及び大学の入学試験の企画及び立案に関すること
- ・大学院及び大学の広報活動、オープンキャンパス等の運営に関すること

内部監査室(26号館9F)

- ・業務及び財務の内部監査に関すること
- ・公益通報の窓口、その他職務の支援に関すること

③ 教学部

学務課(26号館1F)

○学生関係

- ・学生(留学生、障害を持つ学生等を含む)の相談と健康管理に関すること
- ・学生証/学生割引証/在学証明/通学証明/修了証明/修了見込証明/健康診断証明書の発行

- ・日本学生支援機構奨学金及び各種奨学金に関すること
- ・国民年金保険料の学生納付特例制度に関すること
- ・学費の延納申請等に関すること
- ・学生の車両通学に関すること
- ・遺失物・拾得物に関すること
- ・国家試験及び資格の情報提供
- ・厚生施設・運動施設の利用事務取扱
- ・課外活動に関すること
- 教務関係(26号館1F)
 - ・授業日程・時間割・試験に関すること
 - ・成績及び修了に関すること
 - ・科目等履修生・研究生に関すること
 - ・成績証明書の発行
 - ・入学式・学位記授与式等の行事に関すること
 - ・学生食堂及び学内売店に関すること
 - ・学生傷害保険に関する事務取扱
 - ・アルバイト及び下宿・アパート等の情報提供
 - ・後援会に関すること
 - ・履修登録に関すること
 - ・教職課程及び教員免許状に関すること
 - ・休学・退学・除籍等の学籍に関すること
- キャリア支援課(26号館1F)
 - ・就職指導及び相談に関すること
 - ・就職の紹介及び斡旋に関すること
- 研究支援課(29号館1F、21号館1F)
 - ・学内外における共同研究の推進に関すること
 - ・先端科学研究所の事務に関すること
 - ・図書館の企画及び運営に関すること
 - ・図書館システムの管理運用に関すること

1. 5 各種届出及び願出並びに提出期限等

各種届出及び願出については期限内に学務課へ提出してください。

① 学生関係

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
欠席届(クラブ活動関係)	当該日の後1週間以内	
住所変更届(学生・保証人)	速やかに	様式1
保証人変更届	速やかに	様式2
改姓届(学生・保証人)	速やかに 改姓を証明できる書類を添付	様式3
車両通学許可願	速やかに 保険契約書(写)を添付	様式4
紛失・盗難・捨得物届	速やかに	様式5
事故(ケガ)報告書	事故(ケガ)発生から1週間以内	様式6
学生納付金延納願	学費納入期限前	様式7
学外研修届	1週間前まで 名簿・計画表を添付	様式8
学外活動届(大会・行事・練習・練習試合)	1週間前まで 名簿を添付	様式9
合宿届	1週間前まで 名簿・計画表を添付	様式10
施設・設備使用許可願	3日前まで(平日、時間外、休日)	様式11
学内物品使用許可願	1週間前まで	様式12
掲示許可願	前日まで 掲示物を添付	様式13
出版・印刷物配布許可願	前日まで 出版・印刷物を添付	様式14
学生団体結成願(新規・継続)	速やかに 規約・年度活動計画表・名簿を添付	様式15

学外団体加盟許可願	1週間前まで 加盟団体規約を添付	様式16
学生団体活動報告書	速やかに 年度活動及び決算報告書・名簿を添付	様式17
学生団体規約変更届	1週間前まで 新旧団体規約を添付	様式18
学生団体解散届	解散後1週間以内	様式19

② 教務関係

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
欠席届(病気等・忌引き関係)	1週間以上欠席 診断書及び理由書を添付	
履修登録訂正願	履修の登録期限を過ぎた場合の訂正に使用する	
成績質問票	指定された成績発表日に提出する	
休学願	2か月以上欠席 診断書及び理由書を添付	要印鑑
復学願		要印鑑
退学願	学生証の返却	要印鑑

1. 6 証明書類の申込先

学生の各種証明書類は、学務課へ申し込んでください。

証明書類		手数料	申込先	発行日
学生証(再発行の場合)		2,000円	学務課	即日発行
在学証明書		300円	自動発行機	即日発行
修了見込証明書		300円	自動発行機	即日発行
成績証明書(日本語版)		500円	自動発行機	即日発行
成績証明書(英語版)		1,000円	学務課	1週間後
学位取得証明書(日本語版)		300円	学務課	翌日発行
学位取得証明書(英語版)		500円	学務課	1週間後
健康診断証明書		300円	自動発行機	即日発行
保険加入証明書		300円	学務課	翌日発行
研究生在学証明書		300円	学務課	翌日発行
学生旅客運賃割引証(学割)		無料	自動発行機	即日発行
通学証明書		無料	学務課	即日発行
仮学生証		無料	自動発行機	即日発行
車両通学許可証		無料	学務課	即日発行
教育職員免許状 関係の証明書	学力に関する証明書	無料	学務課	1週間後
	教員免許状取得見込証明書			翌日発行
就職活動等に関する 証明書	修了見込証明書	100円	自動発行機	即日発行
	成績証明書	100円	自動発行機	即日発行
	健康診断証明書	100円	自動発行機	即日発行

※ 26号館1Fに設置されている証明書自動発行機を利用する場合は、学生証が必要です。

2. 学 籍

学籍は、本学の在学者としての身分をもっていることを意味しています。

学籍を登録するための要件としては、①入試合格、②入学手続の完了、③入学式への出席等があります。

入学手続は、定められた期間内に、①学費の納入、②必要書類の提出を行います。

2. 1 学生証

学生証は、本学の学籍取得を証明する証書(身分証明書)であり、学籍番号、所属する研究科・専攻、氏名、生年月日、発行日が記載され、学生の写真を貼付しています。

学生は、毎年度始めに在籍確認を行います。

学生証を紛失、汚損の場合は学務課にて再交付を受け、常に携帯してください。

退学等により学籍を失ったとき、また、修了により有効期限を経過したときは、ただちに学務課に返還してください。

2. 2 学籍番号

学籍番号は、本学の学生として身分を取得したものに付けられた学籍照合の番号であり、学生証に7桁の数字で記載されます。

修学上の手続き及び証明書類の申込みの際は必ず記入する必要があります。

学籍番号のしくみはつぎの通りです。

【2026年度の入学者に適用する学籍番号】

	① 入学年度 (西暦下2桁 2026年度入学)
	② 研究科コード 1=工学研究科 博士前期課程 2=工学研究科 博士後期課程
$\frac{26}{①} \quad \frac{1}{②} \quad \frac{1}{③} \quad \frac{001}{④}$	③ 専攻コード 1=機械工学専攻 2=情報システム専攻 3=生命環境化学専攻
	④ 所属専攻内の個人番号

2. 3 学籍の異動

入学、退学、休学、除籍、修了など、在学関係に変更が生ずることを学籍の異動といいます。

学籍異動に関する相談及び手続きは、学務課で受け付けます。

【入 学】

入学の種類には、修士入学及び博士入学の他、再入学などがあります。

【休 学】

病気その他やむを得ない理由で引き続き2か月以上就学しないことをいいます。

休学できる期間は、博士前期課程が2年以内、博士後期課程が3年以内です。

休学した期間は、修業年限及び在学年限の期間に算入しません。

休学者については休学期間等に応じ在籍料を授業料に代えて納入しなければなりません。

【復 学】

休学期間の満了または休学の解除・中断によって再び就学することをいいます。

復学の手続きは、9月上旬または3月上旬までに学務課へ申し出てください。
復学する学年は、原則として、休学した時点の学年となります。

【退 学】

願い出による退学、懲戒処分による退学があります。

病気その他本人の都合により退学を願い出るときは、退学願(学生証添付)を学務課に提出し、学長の許可を得てください。

【除 籍】

除籍は、一定事由の発生により、自動的に学生の学籍を抹消する処置をいいます。
次のいずれかに該当する者は、在学契約上の義務不履行者として除籍となります。

- ①正当の事由なく、所定の納付金の納付を怠った者
- ②正当の事由なく、履修届を提出しない者
- ③規定の在学年数を越えた者
- ④死亡または行方不明の届け出があった者

3 授業料

授業料の費目としては、入学金の他、授業料があります。
費目やその金額については、学則別表2にて確認してください。

3.1 授業料の納入方法

授業料は、本学指定の授業料振込用紙により、金融機関から振込んでください。

授業料振込用紙は、毎年4月上旬に財務課から保証人宛に、①年額記載の振込用紙と、②分納前期額記載の振込用紙の2枚を郵送します。

新入生を含め2回払い(分納)の学生については、③分納後期額記載の振込用紙を8月下旬に郵送します。

保証人の住所・氏名等は、入学手続きの際提出した書類に基づき記載していますので、その後変更があった場合は、必ず変更届を学務課に提出してください。

なお、授業料振込用紙が届かないとき、紛失してしまったときは、財務課または学務課に連絡してください。

3.2 授業料の納入期限

授業料の納入期限は、次の通りです。

納入方法	使用振込用紙	授業料	納入期限
年額一括納入	①	1年分	4月末日
年2回払い	②	分納前期分	4月末日
	③	分納後期分	9月末日

3.3 授業料の延納願

特別な理由により、授業料が期限内に納入できず延納を希望する場合は、その納入期限(4月末日、9月末日)前に、本学所定の「学生納付金延納願」を学務課に提出してください。

延納を許可される期間は、前期・後期とも正規の納入期限から起算して3か月以内です。

3.4 授業料未納者の除籍

授業料が所定の手続きを経ないで未納の場合は、学則により、除籍処分となります。

4 学生への連絡及び通知

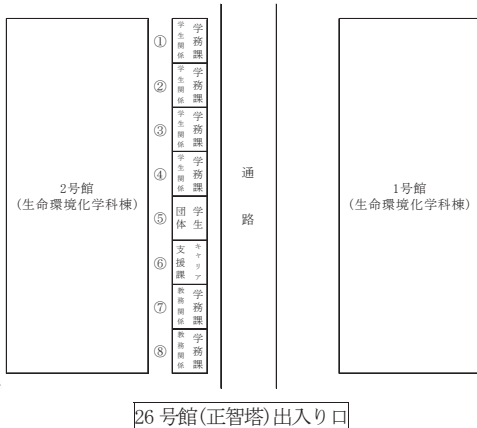
学生への連絡及び通知は、インターネットの「LiveCampusU」、26号館1Fロビーの「電子掲示板」、紙による「掲示板」を通じておこないます。学生の呼び出し、休講情報や教室変更などを案内します。登校前や登校後には必ず各種案内を確認してください。

案内を見落としたために生じる不都合は、すべて諸君自身に帰することになりますので注意してください。学生からの電話による問い合わせには応じられませんので、必要に応じて学務課の窓口に来てください。

緊急かつ止むを得ない場合は、下記の連絡先を利用してください。

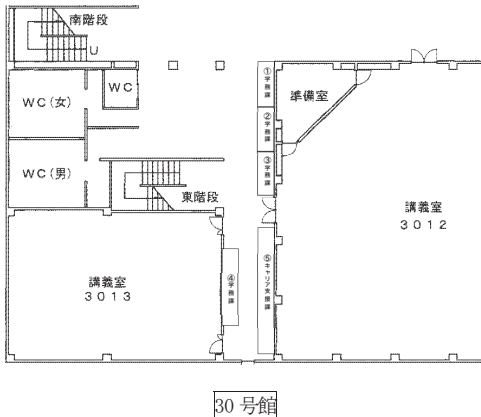
学務課（学生関係）（直通）048-585-6812 / 学務課（教務関係）（直通）048-585-6813

学生と直接関係のある学務課、キャリア支援課の掲示場所(概略図)は、以下のとおりです。



【主な掲示物】

- ①～④ 学務課（学生関係） [奨学金情報・行事日程等]
- ⑤ 学生団体 [学生団体行事等]
- ⑥ キャリア支援課 [就職情報・ガイダンス、セミナー]
- ⑦～⑧ 学務課（教務関係） [試験日程・休講・時間割変更]



【主な掲示物】

- ①～④ 学務課（学生関係） [奨学金情報・行事日程等]
- ⑤ キャリア支援課 [就職情報・ガイダンス、セミナー]

工学研究科 博士前期課程 研究指導の流れ

年次	時期	内容	
1	4月上旬 (10月上旬)	工学研究科新入生ガイダンス	
		研究指導計画書提出	研究の目的、概要、学会発表、論文作成等の年間の研究計画等を指導教員と相談して作成
		履修登録	指導教員の指導の下、履修登録を行う
	【開講期】 4月～9月 (10月～3月) 10月～3月 (4月～9月)	特別演習、特別輪講、特別実験の履修	各研究室のゼミ等において、指導教員の指導の下、研究指導計画に沿いながら、演習、基礎学習、文献調査、発表・討論、輪読、修士論文作成のための研究活動等を行う
		特論の履修	指導教員の履修指導の下、研究テーマに関係する特論科目等を履修して、講義形式で受講する
	10月上旬 (4月上旬)	履修登録の訂正や追加	指導教員の指導の下、単位の修得状況を確認しながら、必要に応じて履修登録訂正・追加を行う
1～2	M1 10月～M2 8月 (M1 4月～M2 2月)	中間発表	学内外において行われる学会、学内において行われる合同発表会等で中間発表を行う。
2	4月上旬 (10月上旬)	工学研究科在学生ガイダンス	
		研究指導計画書提出	1年次の研究活動等の進捗状況を確認し、指導教員と相談の上、年間の研究計画等を作成
		履修登録	指導教員の指導の下、履修登録を行う
	【開講期】 4月～9月 (10月～3月) 10月～3月 (4月～9月)	特別演習、特別輪講、特別実験の履修	1年次の特別演習、特別輪講から引き続き、各研究室のゼミ等において、指導教員の指導の下、研究指導計画に沿いながら、演習、基礎学習、文献調査、発表・討論、輪読、修士論文作成のための研究活動等を行う
		特論の履修	指導教員の履修指導の下、研究テーマに関係する特論科目等を履修して、講義形式で受講する
	10月上旬 (4月上旬)	履修登録の訂正や追加	指導教員の指導の下、単位の修得状況を確認しながら、必要に応じて履修登録訂正・追加を行う
	11月下旬 (6月中旬) 12月末まで (6月末まで) 1月下旬～2月下旬 (7月中旬～8月下旬)	修士論文題目提出 修士論文審査申請 (修士論文提出) 修士論文及び最終試験審査 (発表会)	指導教員の指導の下、修士論文の作成、修士論文審査申請及びその他の手続き、修士論文及び最終試験審査での発表を行う
	3月17日 (9月下旬)	学位の授与	

- ※ 時期の () は、10月入学の場合を示しています。
- ※ この研究指導の流れは、各専攻に共通の項目・内容等を示しています。
- ※ 時期や内容は、事情により変更することがあります。
- ※ 研究期間内に、指導教員の指導の下、研究分野に関連する学会、シンポジウム等への参加や発表を行います。
- ※ 指導教員の指導の下、研究の進捗状況等により、必要に応じて研究計画の見直しを行います。

工学研究科 博士後期課程 研究指導の流れ

年次	時期	内容	
1	4月上旬（10月上旬）	工学研究科新入生ガイダンス	
		研究指導計画書提出	研究の目的、概要、学会発表、学術論文作成・投稿、学位論文作成等の年間の研究計画等を指導教員と相談して作成
		履修登録	指導教員の指導の下、履修登録を行う
	【開講期】 通年	特別講究の履修	各研究室のゼミ等において、指導教員の指導の下、研究指導計画に沿いながら、演習、文献調査、発表・討論、輪講等を行う
	【開講期】 4月～9月（10月～3月） 10月～3月（4月～9月）	特論の履修	指導教員の履修指導の下、研究テーマに関係する特論科目等を履修して、講義形式で受講する
10月上旬（4月上旬）	履修登録の訂正や追加	指導教員の指導の下、単位の修得状況を確認しながら、必要に応じて履修登録訂正・追加を行う	
2	4月上旬（10月上旬）	工学研究科在学生ガイダンス	
		研究指導計画書提出	1年次の研究活動等の進捗状況を確認し、指導教員と相談の上、年間の研究計画等を作成
		履修登録	指導教員の指導の下、履修登録を行う
	【開講期】 4月～9月（10月～3月） 10月～3月（4月～9月）	特論の履修	指導教員の履修指導の下、研究テーマに関係する特論科目等を履修して、講義形式で受講する
10月上旬（4月上旬）	履修登録の訂正や追加	指導教員の指導の下、単位の修得状況を確認しながら、必要に応じて履修登録訂正・追加を行う	
3	4月上旬（10月上旬）	工学研究科在学生ガイダンス	
		研究指導計画書提出	2年次の研究活動等の進捗状況を確認し、指導教員と相談の上、年間の研究計画等を作成
		履修登録	指導教員の指導の下、履修登録を行う
	【開講期】 通年	特別研究の履修	指導教員の指導の下、研究指導計画に沿いながら、研究企画・推進能力（専門技術）、研究分野に関連する博士論文作成のために必要な専門知識、論文作成やプレゼンテーションのための技術・能力等を身に付けつつ、博士論文研究活動、博士論文作成を行う
	【開講期】 4月～9月（10月～3月） 10月～3月（4月～9月）	特論の履修	指導教員の履修指導の下、研究テーマに関係する特論科目等を履修して、講義形式で受講する
	10月上旬（4月上旬）	履修登録の訂正や追加	指導教員の指導の下、単位の修得状況を確認しながら、必要に応じて履修登録訂正・追加を行う
	10月下旬（5月上旬）	予備審査申請 （博士論文の要旨、業績書を提出）	
予備審査合格後の 12月中旬（6月下旬） 12月中旬～2月上旬 （6月下旬～8月下旬）	博士論文審査申請 （博士論文とその要旨、共著論文同意書を提出） 博士論文及び最終試験審査（公聴会）	指導教員の指導の下、博士論文の作成、予備審査・博士論文審査申請等の手続き、博士論文及び最終試験審査での発表を行う	
3月17日（9月下旬）	学位の授与		

※ 時期の（ ）は、10月入学の場合を示しています。

※ この研究指導の流れは、各専攻に共通の項目・内容等を示しています。

※ 時期や内容は、事情により変更することがあります。

※ 研究期間内に、指導教員の指導の下、研究指導計画に沿いながら、博士論文研究活動、学術論文の作成、学術雑誌への投稿、

研究分野関連の学会、会議、シンポジウム等（国内外）への参加や発表を行います。

※ 研究期間内に、最終試験の前に少なくとも査読付き原著論文2件の学術誌掲載が求められます。

※ 指導教員の指導の下、研究の進捗状況等により、必要に応じて研究計画の見直しを行います。

令和8年度(2026) 工学研究科学事予定表(4月～9月)

	月	火	水	木	金	土	日	
4月			1	2	3	4	5	【新入生】
	6	7	8	9	10	11	12	4/1 入学式、入学手続き、留学生ガイダンス、各種奨学金説明会、交通安全講習会
	13	14	15	16	17	18	19	4/6 健康診断
	20	21	22	23	24	25	26	4/7 ネットワーク利用講習会、SciFinder利用講習会、教務ガイダンス、TAガイダンス
5月	27	28	29	30				【在学生】
					1	2	3	4/7 SciFinder利用講習会、教務ガイダンス、TAガイダンス
	4	5	6	7	8	9	10	4/10 前期授業開始
	11	12	13	14	15	16	17	4/7～16 履修登録期間、4/17～23 履修訂正期間
6月	18	19	20	21	22	23	24	4/29 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、水曜日授業を行います。
	25	26	27	28	29	30	31	5/7・8 全学休講日
						6	7	5月上旬 9月修了予定者博士論文予備審査申請書提出
	1	2	3	4	5	6	7	5月下旬～6月中旬 9月修了予定者博士論文予備審査期間
7月	8	9	10	11	12	13	14	6/6・13・20・27 前期補講日
	15	16	17	18	19	20	21	6月中旬 9月修了予定者博士論文予備審査可否判定
	22	23	24	25	26	27	28	6月中旬 9月修了予定者修士論文題目提出
	29	30						6月下旬 9月修了予定者博士論文審査申請書提出
8月			1	2	3	4	5	6月下旬 9月修了予定者修士論文審査申請書提出
	6	7	8	9	10	11	12	6月下旬～8月下旬 9月修了予定者博士論文及び最終試験審査(公聴会)
	13	14	15	16	17	18	19	7/4・11・18・24・27～30 前期補講日
	20	21	22	23	24	25	26	7月中旬～8月下旬 9月修了予定者修士論文及び最終試験審査(発表会)
9月	27	28	29	30	31			7/20 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
						1	2	7/31・8/3～6 前期末定期試験期間
	3	4	5	6	7	8	9	8/7～9/9 インターンシップ・短期留学推奨期間
	10	11	12	13	14	15	16	8/7～9/30 夏休業期間
	17	18	19	20	21	22	23	8/24～25 前期末成績発表
	24	25	26	27	28	29	30	◇9/2 大学院1期
	31							9月中旬 9月修了予定者修士・博士論文可否判定教授会
		1	2	3	4	5	6	9/28～10/14 履修訂正期間
	7	8	9	10	11	12	13	9/30 前期授業終了
	14	15	16	17	18	19	20	9/30 学位記授与式、入学式、新入生入学手続き
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					

- 国民の祝日
- 大学行事等に伴う休講日
- 祝日授業日

令和8年度(2026) 工学研究科学事予定表(10月～3月)

	月	火	水	木	金	土	日	
10月				1	2	3	4	10/1 後期授業開始
	5	6	7	8	9	10	11	10/10～12 学園祭期間(授業休講)【10/10・11学園祭】
	12	13	14	15	16	17	18	10/17・31 後期補講日
	19	20	21	22	23	24	25	◇10/24 総合型選抜1期・特別選抜
	26	27	28	29	30	31		10月下旬 3月修了予定者博士論文予備審査申請書提出
11月	2	3	4	5	6	7	8	11/3 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、火曜日授業を行います。
	9	10	11	12	13	14	15	11/7・28 後期補講日
	16	17	18	19	20	21	22	◇11/14 指定校推薦・公募推薦
	23	24	25	26	27	28	29	◇11/21 総合型選抜2期・学校推薦型選抜・特別選抜
	30							11/23 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
12月								11月中旬～12月上旬 3月修了予定者博士論文予備審査期間
						5	6	11月下旬 3月修了予定者修士論文題目提出
	7	8	9	10	11	12	13	12/5・19 後期補講日
	14	15	16	17	18	19	20	◇12/12 総合型選抜3期・総合型選抜奨学生採用型・学校推薦型選抜
	21	22	23	24	25	26	27	12/23 授業終了、12/24～1/3 冬期休業期間
1月	28	29	30	31				12月中旬 3月修了予定者博士論文予備審査合格判定
	4	5	6	7	8	9	10	12月中旬 3月修了予定者博士論文審査申請書提出
	11	12	13	14	15	16	17	12月中旬～2月上旬 3月修了予定者博士論文及び最終試験審査(公聴会)
	18	19	20	21	22	23	24	12月下旬 3月修了予定者修士論文申請書提出
	25	26	27	28	29	30	31	1/4 授業再開
2月								1/10 大学創立記念日
	1	2	3	4	5	6	7	◇1/15～17 大学入学共通テスト準備・実施日
	8	9	10	11	12	13	14	1/19～21・29・2/1 後期補講日、学年末定期試験期間
	15	16	17	18	19	20	21	◇2/2～3 一般選抜A日程
	22	23	24	25	26	27	28	◇2/6 総合型選抜4期・学校推薦型選抜
3月								2/8～12 学内合同企業研究セミナー
	1	2	3	4	5	6	7	2/18 3月修了予定者修士論文及び最終試験審査(発表会)予定
	8	9	10	11	12	13	14	◇2/19 一般選抜B日程・特別選抜
	15	16	17	18	19	20	21	2/24 学年末成績発表
	22	23	24	25	26	27	28	2/26 各専攻別判定会議
								◇3/1 大学院2期、3/2 判定教授会
								◇3/3 総合型選抜5期
								3/5 修了判定発表
								◇3/10 一般選抜3月入試
								3/16 後期授業終了、3/17 学位記授与式
								3/18～31 春期休業期間、3/24～26 在学生健康診断

- 国民の祝日
- 大学行事等に伴う休講日
- 祝日授業日

2026年度 大学院ガイダンス日程表

日程	時間	行事	対象者・場所									
			機械工学		生命環境化学		情報システム		情報社会		心理学	
4月1日(水)	集会9:50 開式10:00	入学式	M1・D1	大東殿	M1・D1	大東殿	M1・D1	大東殿	M1	大東殿	M1	大東殿
	入学式終了後	新入生入学手続き	M1・D1	2631	M1・D1	2631	M1・D1	2631	M1	2631	M1	2631
		昼休み										
	13:20-13:40	各種奨学金説明会	留学生以外のM1・D1	大東殿	留学生以外のM1・D1	大東殿	留学生以外のM1・D1	大東殿	留学生以外のM1	大東殿	留学生以外のM1	大東殿
		留学生ガイダンス	留学生のM1・D1	3037	留学生のM1・D1	3037	留学生のM1・D1	3037	留学生のM1	3037	留学生のM1	3037
13:50-15:00	交通安全講習会	M1・D1	大東殿	M1・D1	大東殿	M1・D1	大東殿	M1	大東殿	M1	大東殿	
4月2日(木)												
4月3日(金)												
4月4日(土)												
4月5日(日)												
4月6日(月)	AM	健康診断(女性) 日程詳細は別途案内	女性M1・D1	大東殿	女性M1・D1	大東殿	女性M1・D1	大東殿	女性M1	大東殿	女性M1	大東殿
		昼休み										
	PM	健康診断(男性) 日程詳細は別途案内	男性M1・D1	大東殿	男性M1・D1	大東殿	男性M1・D1	大東殿	男性M1	大東殿	男性M1	大東殿
4月7日(火)	10:00-11:00	ネットワーク利用講習会 ※1	M1・D1	2321	M1・D1	2321	M1・D1	2321	M1	2321	M1	2321
	11:10-12:10	SciFinder利用講習会	希望者	2321	全学年	2321	希望者	2321				
		昼休み										
	13:25-13:55	教務ガイダンス ※2	全学年	2632	全学年	2632	全学年	2632	全学年	2632	全学年	2632
	14:05-14:35	専攻別教務ガイダンス	全学年	2631	全学年	2633	全学年	2632	全学年	3047	全学年	3047
	14:45-15:15	TA研修会	TA候補者	2632	TA候補者	2632	TA候補者	2632	TA候補者	2632	TA候補者	2632
	15:25-16:25	専攻別TAガイダンス・調整会	TA候補者	2631	TA候補者	2633	TA候補者	2632				
	16:35-17:15	PC使用講義TAガイダンス	学内PC使用講義のTA候補者	2321	学内PC使用講義のTA候補者	2321	学内PC使用講義のTA候補者	2321	学内PC使用講義のTA候補者	2321	学内PC使用講義のTA候補者	2321
4月8日(水)	14:40-16:00	技術士試験制度説明会	希望者	2631	希望者	2631	希望者	2631	希望者	2631		
4月9日(木)	9:10-9:50	就職ガイダンス	M1・D1 除く社会人	3012	M1・D1 除く社会人	3012	M1・D1 除く社会人	3012	M1 除く社会人	3011	M1 除く社会人	3011
4月10日(金)			前期授業開始 (通常授業)									

※1 社会人学生等で当日対面で受講できない場合、別日に来学して受講してください。受講しないと本学アカウントが使用できません。
 ※2 工学研究科の社会人学生等に対して、ガイダンスの同時配信又は録画の配信を予定しています。それ以外の方は対面で実施します。

工学研究科と工学部の連携図

博士後期課程	機械工学専攻 教育研究分野	生命環境化学専攻 教育研究分野	情報システム専攻 教育研究分野	博士後期課程					
博士前期課程	エ ネ ル ギ ー 工 学	機 械 シ ス テ ム 工 学	材 料 化 学	環 境 化 学	生 命 化 学	情 報 工 学	電 子 工 学	ヘル ス ケ ア 科 学	博士前期課程
工学部	機 械 工 学 科		生 命 環 境 化 学 科			情 報 シ ス テ ム 学 科			工学部
主な専門分野	流体力学、燃焼工学、熱エネルギー工学、トラ イボロジーほか 機械力学、マルチポデイステム、制御工学、 品質工学、成型加工、生体機械工学、塑性加工 学、材料強度学、破壊力学ほか		有機合成化学、マイクロ・ナノ化学、有機材料 学、有機金属化学、光化学ほか 環境・エネルギー化学、無機材料化学、計測化 学、電気化学、環境材料化学ほか			細胞生物学、遺伝子工学、生体機能学、応用微 生物学、分子生物学、植物生理学ほか 生理学、リハビリテーション工学、公衆衛生学 ほか 工学、電子顕微鏡、ナノテクノロジー工学、電磁 気システム、量子理論、回路システム工学、集積回 路工学、イオンビーム、光波センシング、知能シス テム工学、電磁波工学、信号処理のための回路 知能情報学、ディスプレイ工学、ユーザインタラク クス、ロボティクス、コンピュータグラフィックス、 通信ネットワーク、ニューラルネットワーク、			主な専門分野

博士前期課程

博士前期課程の概要

1) 修業年限 2年

2) 専攻及び入学定員

機械工学専攻 (Department of Mechanical Engineering)

6人

生命環境化学専攻 (Department of Life Science and Green Chemistry)

7人

情報システム専攻 (Department of Information Systems)

7人

3) 専攻の教育研究分野

機械工学専攻

エネルギー工学教育研究分野 (Division of Energy Engineering)

機械システム工学教育研究分野 (Division of Mechanical Systems Engineering)

生命環境化学専攻

材料化学教育研究分野 (Division of Materials Chemistry)

環境化学教育研究分野 (Division of Environmental Chemistry)

生命化学教育研究分野 (Division of Life Chemistry)

情報システム専攻

情報工学教育研究分野 (Division of Information Engineering)

電子工学教育研究分野 (Division of Electronic Engineering)

ヘルスケア科学教育研究分野 (Division of Healthcare Science)

4) 取得できる学位

修士 (工学) (Master of Engineering)

修士 (学術) (Master of Philosophy)

博士前期課程 機械工学専攻

目 的

われわれの豊かな生活は電気を始めとして様々な種類のエネルギーに依存している。かつては石炭や石油、あるいは原子力などを利用して発電してきたが、環境に与える影響を考慮して、現代ではより環境負荷が小さい水素エネルギーなどのグリーン・エネルギーへの転換を高める努力がなされている。一方、各種産業においてはエネルギーの有効活用という観点から、諸々の技術の高効率化が強く要請されている。また、高い性能を実現するために、より高機能な力学特性を持つ構造材料の設計・開発、新しい加工技術、自然災害を含む外部からの力学的擾乱に対する能動的および受動的制御が求められる。機械工学は生産に携わるあらゆる産業の基盤であるばかりでなく、到来しつつある高齢化社会において人々の暮らしをサポートして、豊かな生活から幸福な生活への転換を促す技術開発においても要となる分野である。

本専攻は、前述の社会的要請や高齢化社会における人々の幸福な生活の実現に対して柔軟に対応できる優れた技術者を養成することを目的としている。

上記の目的に照らして、従来の産業の基盤となっている熱・流体工学およびトライボロジーを母体とする「エネルギー工学教育研究分野」、材料力学、最適設計、計測制御工学および加工技術を母体とする「機械システム工学教育研究分野」の2つの教育研究分野によって、本専攻は構成されている。

教育研究分野の特色

「エネルギー工学教育研究分野」

わが国の未来の繁栄の鍵を握るエネルギーシステムについて、高効率エネルギー変換技術、低エネルギー消費型・低環境負荷型輸送システム、水素エネルギー利用技術、摩擦・摩耗の低減化によるエネルギー効率改善等の最新知識の教育および研究を行う。

本教育研究分野では熱力学、流体力学、燃焼工学、トライボロジーにかかわる研究者で組織し、エネルギー先端技術の総合的な教育研究体制を取っている。

「機械システム工学教育研究分野」

機械工学分野において根本的な、機械を構成する材料、それを加工するための技術、また求められる機能を発揮できる適切な構造の設計、機能性の評価や改善方法に関する最新知識の教育および研究を行う。本教育研究分野では材料力学、最適設計、強度・破壊力学、加工学、機械力学、計測・制御、ロボット工学、品質工学を専門とする研究者から構成され、機械の設計・製作にかかわる総合的な教育研究体制を取っている。

工学研究科博士前期課程 機械工学専攻 所属教員及び研究内容

【エネルギー工学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
高坂 祐嗣 教授 学位：博士（工学）（佐賀大学） 専攻分野：熱力学，伝熱工学，流体音響工学 研究テーマ： 1. 水素燃料電池自動車への水素充填法 2. 水素吸蔵合金を用いた水素駆動型冷凍機の開発	水素エネルギー有効利用の問題は、国のエネルギー開発の重要課題とされており、今後、更なる発展が期待される分野である。次世代エネルギーである水素エネルギーを有効に利用するための水素貯蔵・輸送法および水素利用システムの開発を目標に熱力学，伝熱工学に基づき理論的・実験的研究方法を用いて熱解析などの計算モデルを構築し，燃料電池自動車の水素充填問題や水素吸蔵合金を使用した水素貯蔵器や熱駆動型冷凍機など水素利用システム開発に係わる研究を行う。
福地 亜宝郎 教授 学位：博士（工学）（都立科学技術大学） 専攻分野：燃焼工学，推進工学 研究テーマ： 1. 金属燃焼 2. 固体推進薬の燃焼性向上 3. ハイブリッドロケットの燃料開発	ロケットエンジンを含む内燃機関開発に重要な燃焼工学，実際のロケットの設計に重要な推進工学に基づいた研究を実施します。燃焼は伝熱，流れ，化学反応を伴う複雑な現象であり，それぞれのメカニズムの理解を踏まえ，ロケットの高性能化や環境対応に必要な推進薬，燃焼方式，推進方式の研究・開発を行う。
岡田 和也 講師 学位：博士（工学）（秋田県立大学） 専攻分野：流体力学，分子シミュレーション 研究テーマ： 1. 磁性粒子分散系の磁気粘性特性に関する研究 2. 磁性粒子の沈降現象と汚濁物質の吸着特性に関する研究 3. 磁気マイクロスイマーに関する研究	磁性粒子分散系は，流体工学，環境工学，医用工学などの様々な工学分野への応用が期待されている。磁性粒子分散系を用いた新技術開発および新材料創製を目的として，学術的に高いレベルでの基礎研究を推進することを目指している。主に，実験的に困難な物理現象をシミュレーションにより解明する研究を行っている。

【機械システム工学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
上月 剛一 教授 学位：博士（工学）（金沢大学） 専攻分野：材料強度学 研究テーマ： 1. 結晶中の不純物サイズによる変形特性への影響に関する研究 2. 材料表面の状態による変形特性への影響に関する研究	金属材料の加工プロセスには，その材料の塑性変形を生じていることが多い。それらはほとんどの場合，転位（結晶中の線状欠陥）のすべり運動によって担われている。ここでは特に，転位の運動に基づいた徹底的な結晶塑性に関して詳細に調べる。圧縮変形中に超音波振動付加下での歪速度急変試験から得られたデータを主に分析し，得られた結果を論理的に解明することができる能力を涵養する。
福島 祥夫 教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：成形加工，CAD/CAE 研究テーマ： 1. プラスチック射出成形加工・砂型鋳造加工における解析及び計測に関する研究 2. 金型設計・加工及び最適設計手法に関する研究 3. CAD/CAEを活用した実用化設計に関する研究	日本はものづくりを主体として発展してきたことは言うまでもない。昨今では部品の軽量化に関する技術が注目を浴びていると同時に，如何に早く安く製造できるかという技術も重要である。これらに対応できるプラスチック射出成形や砂型鋳造など型を利用した部品製造，樹脂流動解析，湯流れ解析，品質工学などCAD/CAEや最適化手法を用いた効率化設計についても研究し，社会のニーズに対応できる技術者の育成を行う。
河田 直樹 教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：計測工学，制御工学，品質工学 研究テーマ： 1. 機械加工の評価方法と最適化に関する研究 2. 状態監視技術を用いた各種機械のモニタリングシステムの開発 3. パターン認識技術を用いた機械加工品の画像等による検査・判定技術の開発	ものづくりの現場では生産技術が重要で，製品品質の作りこみに欠かせない。 また，良い品物を継続して市場に提供するためには，最適な製造条件を作りこみ，それを維持していく必要がある。そのために，種々の生産設備が正常に稼働していることを監視する状態監視技術や完成した製品の検査技術が重要となる。 これらの技術を生産現場に効果的に導入するため，対象とする種々の加工条件の最適化，加工条件に大きく影響する状態量の計測システムの構築，IoTやAI，パターン認識手法等を用いた異常検知，変化検知に関する研究を中心に展開する。

担当教員	研究内容
<p>長井 力 教授 学位：博士（工学）（秋田大学） 専攻分野： バイオメカニクス，メカトロニクス，生体医工学 研究テーマ： 1. 人間-機械協調システムの最適設計及び制御 2. 生体運動特性の計測解析 3. 医療福祉機器の研究開発</p>	<p>人間と協調して作業を行うロボットや自動機械システム，パワーアシスト装置等を，より使いやすく使用者にとって負担の少ないシステムとすることを目的とした人間-機械システムの研究を行っている。人間の持つ構造や運動特性を計測・解析し，身体の構造や運動制御のしくみを機械システムへ応用する。得られた知見を，医療福祉機器や人間アシスト装置，新たな原理によるセンサやロボットの開発，スポーツ工学等へ応用する。分野横断型研究に取り組み，医療機関等の外部機関との共同研究を行いながら成果の実用化を進める。</p>
<p>政木 清孝 教授 学位：博士（工学）（電気通信大学） 専攻分野： 破壊力学，表面改質，材料強度学，フラクトグラフィ 研究テーマ： 1. 材料の疲労破壊メカニズム調査とその改善に関する研究 2. 表面改質による疲労特性改善に関する研究 3. 材料の破壊プロセス調査と評価に関する研究</p>	<p>安心・安全な社会生活のためには，機械構造部材の破壊による事故を防ぐ必要がある。機械構造部材の破壊原因の大半を占めるのが，負荷の繰り返しが原因で破壊に至る疲労破壊である。疲労破壊は巨視的に大きな変形を生じることなく部材の突然破壊に至るため，社会的に大きな影響を及ぼす大事故につながりかねない。一方で，材料の破壊を防ぐためには，実験結果に基づく事実により，その強度信頼性を確保する必要がある。本研究では企業や研究機関などと連携して，材料の破壊と予知，そして防止に関するテーマにて実験的研究を行う。また，材料の破壊は機械工学のみにとどまらないため，分野を横断するような異分野横断型テーマについても研究を行っている。</p>
<p>曾川 佳祐 教授 学位：博士（工学）（東京電機大学） 専攻分野：機械力学 研究テーマ： 1. 機械構造物の耐震性評価に関する研究 2. 配管系の損傷モニタリングに関する研究 3. 長周期地震動に対応した制振装置の研究</p>	<p>我が国において地震は避けられない自然災害の一つであるが，その被害を最小限に抑えることは，極めて重要である。ここでは，地震から機械構造物や建物を守る技術进行研究する。具体的には，構造物がどれくらいの揺れに耐えられるのか（耐震性）の評価や，構造物の揺れを抑制する技術（制振）などの研究である。研究テーマに応じて，理論的検討，実験，シミュレーション解析，設計，開発などを行い，柔軟な思考力と深い洞察力を養う。</p>
<p>安藤 大樹 准教授 学位：博士（工学）（名古屋大学） 専攻分野： 機械力学，制御工学，システム設計工学 研究テーマ： 1. 機能的可変柔軟構造とその制御系の統合化設計 2. 産業用小型電動ロボットハンドの開発 3. 低侵襲外科手術用柔軟鉗子の開発 4. 身体障害者用自助具の開発</p>	<p>制御機械システムにおける機構系と制御系を統合的に設計することにより，両系を区別して設計する従来の設計手法の限界をブレイクスルーする設計技術の確立を目指す。 特に，柔軟性を積極的に利用することにより構造に新しい機能をもたせるコンプライアントメカニズム，機能的連続体，連続体ロボットなどの機構系と制御系の統合化設計の研究を行っている。</p>
<p>萩原 陸明 准教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：制御工学，メカトロニクス 研究テーマ： 1. PID制御に関する研究 2. 制御対象の特徴を利用した制御系設計法に関する研究 3. 探査ロボットに関する研究</p>	<p>様々な要素技術の発達にもない，制御工学が対象とするシステムは，大規模化かつ複雑化し，あらゆる製品に制御理論が使われ，制御理論や制御技術は産業の発展に多大な貢献をしている。そして，新たな制御理論や制御技術が生まれると，さらなる性能向上や付加価値の増大が見込まれる。そこで，これまでの制御理論をベースにし，新しい制御理論や制御技術の研究とそれらの実システムへの応用に関する研究を行う。</p>
<p>高橋 俊典 准教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：塑性加工 研究テーマ：塑性加工を用いた微細加工</p>	<p>塑性加工は現在のものづくりを支える重要な加工法の一つである。加工精度は向上し，加工可能な形状，方法も多様なものとなっている。ここではこの塑性加工の基本的な性質を調べ，特に微細な形状成形を可能とする手法を探索する。</p>

博士前期課程 機械工学専攻 授業科目

[エネルギー工学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
熱エネルギー工学特論	2	高 坂 祐 顕	教 授	博士（工学）（佐賀大学）
トライボロジー特論	2	長 谷 亜 蘭	非常勤講師	博士（工学）（千葉大学）
燃焼工学特論	2	福 地 亜宝郎	教 授	博士（工学）（都立科学技術大学）
流体力学特論	2	岡 田 和 也	講 師	博士（工学）（秋田県立大学）
エネルギー工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各 1	高 坂 祐 顕	教 授	博士（工学）（佐賀大学）
エネルギー工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各 1	福 地 亜宝郎	教 授	博士（工学）（都立科学技術大学）
エネルギー工学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各 2	岡 田 和 也	講 師	博士（工学）（秋田県立大学）

[機械システム工学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
材料強度学特論	2	上 月 陽 一	教 授	博士（工学）（金沢大学）
成形加工特論	2	福 島 祥 夫	教 授	博士（工学）（群馬大学）
品質工学特論	2	河 田 直 樹	教 授	博士（工学）（群馬大学）
生体機械工学特論	2	長 井 力	教 授	博士（工学）（秋田大学）
破壊力学特論	2	政 木 清 孝	教 授	博士（工学）（電気通信大学）
機械力学特論	2	皆 川 佳 祐	教 授	博士（工学）（東京電機大学）
マルチボディシステム工学特論	2	安 藤 大 樹	准教授	博士（工学）（名古屋大学）
制御工学特論	2	萩 原 隆 明	准教授	博士（工学）（群馬大学）
塑性加工学特論	2	高 橋 俊 典	准教授	工学博士（東京大学）
機械システム工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各 1	上 月 陽 一	教 授	博士（工学）（金沢大学）
機械システム工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各 1	福 島 祥 夫	教 授	博士（工学）（群馬大学）
		河 田 直 樹	教 授	博士（工学）（群馬大学）
		長 井 力	教 授	博士（工学）（秋田大学）
機械システム工学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各 2	政 木 清 孝	教 授	博士（工学）（電気通信大学）
		皆 川 佳 祐	教 授	博士（工学）（東京電機大学）
		安 藤 大 樹	准教授	博士（工学）（名古屋大学）
		萩 原 隆 明	准教授	博士（工学）（群馬大学）
		高 橋 俊 典	准教授	工学博士（東京大学）

[共通]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
インターンシップ	2	長 井 力	教 授	博士（工学）（秋田大学）

博士前期課程 生命環境化学専攻

目 的

科学技術の進歩が著しい中で、特に現代の重要課題である、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などにおいて、飛躍的な発展が続いている。

本専攻では、それに対応して、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応し、これらの日本を支える優れた技術者、研究者を育成することを目指している。

教育研究分野の特色

「材料化学教育研究分野」

材料化学分野では、今後期待される新素材開発を行うため、有機化学、無機化学、電気化学、光材料化学などを基礎として、有機合成手法の開発、新規光機能性材料の開発、新規デバイスの開発など、材料化学に関する総合的な教育研究を行う。

「環境化学教育研究分野」

環境化学分野では、地球規模で問題となっている環境問題を解決するため、環境・エネルギー化学、電気化学、計測化学、触媒化学、無機化学および物理化学などを基盤として、環境浄化、省エネルギープロセスの開発、燃料電池の開発、廃棄物の再資源化など、環境化学に関する総合的な教育研究を行う。

「生命化学教育研究分野」

生命科学分野では、医療分野でも注目を集めるバイオテクノロジーの発展に寄与するため、生化学のみならず、生理学、バイオエレクトロニクス、遺伝子工学、微生物工学、植物分子生物学などを基礎として、バイオセンサ、生体情報の伝達、遺伝子発現制御、微生物を用いた有用物質の生産、植物の新品種育成など、生命化学に関する総合的な教育研究を行う。

工学研究科博士前期課程 生命環境化学専攻 所属教員及び研究内容

【材料化学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>岩崎 政和 教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：有機合成化学，有機金属化学 研究テーマ： 1.パラジウム錯体触媒を用いたアリルエステルと末端アルキンの、一酸化炭素挿入をカップリング反応 2.パラジウム錯体触媒を用いたカルボニル化反応による新規な4員環化合物の合成</p>	<p>遷移金属錯体触媒を用いて、一酸化炭素を炭素源とする新規な炭素骨格の構築反応（カルボニル化反応）の開発を目的としている。錯体触媒は配位子の微妙な変化を制御しやすく、触媒反応のモデル化合物の分析も容易である。一酸化炭素は石炭・石油から容易に入手できる安価な炭素源であり、金属との相互作用も広く調べられている。またバルク合成のみならず、付加価値の高いファイン化合物の合成にも重点を置いている。</p>
<p>木下 基 教授 学位：博士（工学）（大阪大学） 専攻分野：有機材料化学，光化学 研究テーマ：光機能材料の創製に関する研究</p>	<p>液晶はディスプレイ材料としてのみならず、自己組織化や協同現象を示す環境に優しい次世代の機能材料として注目されている。最大の特長は、電場や磁場などの外場により、分子配向を変化させて、遷移モーメント、誘電率や屈折率などのマクロな物性変化を誘起できることである。このため、機能材料への応用するためには、分子配向を如何に制御するかが鍵であり、クランクつ遠隔から高速に操作できる光を用いた分子配向手法の開発と材料への応用について研究を行っている。</p>
<p>田中 聡生 教授 学位：工学博士（大阪大学） 専攻分野： 材料化学，表面化学，分子認識化学 研究テーマ： 表面修飾材料，高分子材料，透過性材料，脂質，核酸等の機能性材料創製</p>	<p>我々の身の回りに、プラスチック製品や塗料、医薬品等、その機能が体感できる材料がある一方で、センサーやディスプレイに代表されるように、様々な物質が相互作用してブラックボックスのように機能を発揮している材料も存在する。これらの材料は、社会基盤を支えるツールとして必要不可欠である。本研究室では、有機、無機物質を問わず、分子・原子レベルでの物質の物性を理解し、それらを組み合わせることで目的とする機能を発現する材料の創製に関する研究を行う。</p>

【環境化学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>有谷 博文 教授 学位：博士（工学）（京都大学） 専攻分野：触媒化学，無機材料化学 研究テーマ： 環境浄化・エネルギー低負荷のための機能性無機材料の開発</p>	<p>無機材料はその構造や物性を制御することにより様々な機能性を与える。これを現代社会で求められている環境浄化やエネルギー低負荷など社会的問題の化学的な解決に利用するため、多様な機能性無機材料を合成するとともにその機能発現のための物理化学的条件、とくに構造的因子の解明を行う。これに基づいた材料の構造・物性の制御を行い、高活性機能を発現する新しい材料の創製を目的とする。</p>
<p>松浦 宏昭 教授 学位：博士（理学）（筑波大学） 専攻分野：表面電気化学，分析化学 研究テーマ： 電気化学改質法と機能性触媒電極の開発に関する研究</p>	<p>より高度な物質情報変換システムの構築にあたっては、新規な各種機能性材料の開発が求められる。特に電極触媒の高機能化は、物質変換の省力化やエネルギー変換の効率化、さらに高機能性センサの開発に向けて大きく寄与できる。本研究室では、電気化学的手法で電極触媒の機能化法を見出し、得られた触媒材料の基本電極特性を解明した上で、エネルギー変換デバイスや化学センサ、リアクター等への応用を目指した研究開発を行っている。</p>
<p>本那 久久 教授 学位：博士（理学）（東京工業大学） 専攻分野：物質化学，環境システム工学 研究テーマ： 環境浄化材料の創製，地球温暖化防止技術の開発，リサイクルシステムの開発</p>	<p>持続可能な社会を実現するためには、解決しなければならない様々な問題を抱えている。その中でも、環境汚染、資源の枯渇、地球温暖化問題については、特に解決が急がれている。本研究室では物質化学をベースとしたアプローチにより、新規環境浄化材料の創製、地球温暖化を防止するための二酸化炭素の固定化技術開発、廃棄物を資源・エネルギーとして活用するリサイクルシステムの開発を行っている。</p>

【生命化学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>長谷部 晴 教授 学位：薬学博士（東北大学） 専攻分野：応用生物化学、バイオ計測デバイス 研究テーマ： 1. デジタルヘルスケアを担うポータブル・身体装着型バイオセンサーの開発 2. バイオマスカーボンを電極材料として利用するバイオ発電デバイスの開発</p>	<p>酵素タンパク質に代表されるバイオ分子の優れた物質識別能力や触媒能力を工学的に応用し、電気化学デバイスと組み合わせたバイオセンサーやバイオ発電デバイスの開発を行っている。具体的には、汗・涙・唾液などの非侵襲的な生体サンプル中のさまざまな疾病マーカーを日常生活の中で継続的に分析する身体装着型バイオセンサーの開発、および、バイオマスの有効利用の観点から、地元農産物の非食部、食品廃棄物、家畜の排泄物などを炭化処理して得られる「バイオマスカーボン」を電極材料として利用する酵素型バイオ燃料電池および自己発電式バイオセンサーの開発、に関する基礎・応用研究を行っている。</p>
<p>石川 正英 教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：遺伝子工学、分子生物学 研究テーマ： 遺伝子の構造と発現に関する研究</p>	<p>生物は、すべて遺伝子であるDNAの遺伝情報をRNAに転写し、その情報を翻訳してタンパク質を合成している。本研究室では、生物にとって最も大切なこの遺伝子発現に関して、遺伝子の構造がどのように影響しているのか、遺伝子工学の手法を駆使して、解明することを目的として研究を行っている。</p>
<p>栗田 勇二 教授 学位：博士（工学）（広島大学） 専攻分野：応用微生物学 研究テーマ： 人々の生活向上に向けた、微生物の応用研究</p>	<p>ノーベル賞の対象となった大村智博士の発見にも見られるように、「微生物を対象とする研究」は我々の生活の向上に大きく貢献してきた。微生物の有する多彩な機能を農業、食品、化学、環境、健康の各分野に応用するための研究は現在も世界で盛んに推し進められている。先端バイオテクノロジー（遺伝子工学、タンパク質工学、培養工学など）を利用し、有用微生物の応用研究を進めていく。</p>
<p>秋田 祐介 教授 学位：博士（生命科学）（東北大学） 専攻分野：植物分子生物学、植物生理学 研究テーマ： 植物の新品種育成に向けた基盤研究</p>	<p>植物の品種改良には、交配を中心とした従来の育種手法だと多大な時間と労力を必要としているため、効率的な手法が求められている。本研究室では、植物、特に花に着目し、花の「形態」や「色」、「芳香性」などの重要な形質に関して、その形成機構を分子生物学的・生化学的な観点から解明し、これを利用して画期的・効率的な新品種育成に向けた方法を探索することを目的としている。現在は、埼玉県農林総合研究センターの開発した「芳香シクラメン」を主な研究材料としており、地域産業の発展にも貢献できる研究を行なっている。</p>

博士前期課程 生命環境化学専攻 授業科目

[材料化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学 位
有機金属化学特論	2	岩 崎 政 和	教 授	工学博士（東京大学）
機能材料科学特論	2	木 下 基	教 授	博士（工学）（大阪大学）
有機合成化学特論	2	田 中 睦 生	教 授	工学博士（大阪大学）
量子ビーム材料創製特論	2	前 川 康 成	特任教授	工学博士（東京大学）
材料化学特別演習 I～IV	各1	岩 崎 政 和	教 授	工学博士（東京大学）
材料化学特別輪講 I～IV	各1	木 下 基	教 授	博士（工学）（大阪大学）
材料化学特別実験 I～IV	各2	田 中 睦 生	教 授	工学博士（大阪大学）

[環境化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学 位
無機材料化学特論	2	有 谷 博 文	教 授	博士（工学）（京都大学）
計測化学特論	2	丹 羽 修	非常勤講師	工学博士（九州大学）
応用電気化学特論	2	松 浦 宏 昭	教 授	博士（理学）（筑波大学）
環境化学特論	2	本 郷 照 久	教 授	博士（理学）（東京工業大学）
環境化学特別演習 I～IV	各1	有 谷 博 文	教 授	博士（工学）（京都大学）
環境化学特別輪講 I～IV	各1	松 浦 宏 昭	教 授	博士（理学）（筑波大学）
環境化学特別実験 I～IV	各2	本 郷 照 久	教 授	博士（理学）（東京工業大学）

[生命化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学 位
生体情報特論	2	—	—	—
応用生体分子特論	2	長谷部 靖	教 授	薬学博士（東北大学）
遺伝子工学特論	2	石 川 正 英	教 授	工学博士（東京大学）
応用微生物工学特論	2	秦 田 勇 二	教 授	博士（工学）（広島大学）
生命科学特論	2	秋 田 祐 介	教 授	博士（生命科学）（東北大学）
生命化学特別演習 I～IV	各1	長谷部 靖	教 授	薬学博士（東北大学）
生命化学特別輪講 I～IV	各1	秦 田 勇 二	教 授	博士（工学）（広島大学）
生命化学特別実験 I～IV	各2	秋 田 祐 介	教 授	博士（生命科学）（東北大学）

[共通]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学 位
インターンシップ	2	秋 田 祐 介	教 授	博士（生命科学）（東北大学）

博士前期課程 情報システム専攻

目 的

20世紀から生まれた電気・電子工学は、情報革命をもたらし、高性能なコンピュータを生み、インターネット社会の実現に中心的な役割を果たし、21世紀に入った今日も著しい発展を続けている。

本専攻は、情報技術進歩を期待される中、情報工学、電子工学、ヘルスケア科学の三つの教育研究分野を対象としている。専門知識を体系的に修得させるための講義科目、専門知識を使いこなすための演習・輪講・実験・研究科目を設ける。学生は、教育研究の課程において、シミュレーション実験技術やシステム構築技術及び試作技術を体験習得するとともに、理論と実践を結合して検討することになる。これによって、情報システム、知能システム、ネットワーク、電子通信システム、ヘルスケア科学などの分野において、幅広い視野と高度な専門知識を有する人材を育成する。

教育研究分野の特色

「情報工学教育研究分野」

高度な情報処理システム、情報ネットワーク、人間に友好的なインタフェースなど新しい情報化社会に適応するシステムの基礎研究や応用技術開発の教育研究分野である。知的ネットワークシステム、生体情報を利用した情報セキュリティ、画像処理・認識と可視化、知能・福祉・防災などのロボットシステム、ヒューマンコンピュータインタラクション、ニューラルネットワーク、人工知能、ディープラーニングの応用及びその判断根拠の可視化などの技術開発に関する先端的な分野に体系的な教育研究を行う。

「電子工学教育研究分野」

アナログ・デジタル電子デバイスの設計開発、プラズマ工学、有線・無線通信工学、画像工学、信号処理と伝送システムの基礎理論と基礎技術から、脳・コンピュータインタフェースの開発試作、情報システムに対応するアンテナの設計試作、光波センシング技術を用いた高精度計測および解析、脳波と脳磁界の計測と解析、量子理論と数理解析を用いた物理現象の解明、ナノ材料の開発や量子効果を利用した新規デバイス、粒子線と物質の相互作用の解明などの基礎現象から様々な応用に至るまで、電子工学の基礎と応用に必要な教育研究を行う。

「ヘルスケア科学教育研究分野」

生体としてのヒトだけではなく、心、感情、尊厳を持つひとの構造と機能を維持、改善、修復するテクノロジーがヘルスケア科学である。ヘルスケアには医療、看護、健康、リハビリテーション、介護など幅広い領域が含まれる。一方、医療現場、治療や計測装置にはICTやAIが組み込まれ、新しい知識が求められる。ヘルスケア科学教育研究分野では、工学、医学および看護の基礎・応用の知識に加え、テクノロジーの力によりひとの健康とQuality of lifeを保つこと、病気の予防、診断、治療、そして、患者や家族、支援者の気持ちであるヒューマンケアの理解を組み合わせられるよう研究体制を取っている。

工学研究科博士前期課程 情報システム専攻 所属教員及び研究内容

【情報工学教育研究分野】

担当教員	研究内容
<p>橋本 智己 教授 学位：博士（工学）(宇都宮大学) 専攻分野：ロボット工学，ロボット倫理学，認知科学研究テーマ： 1.工学的心理モデルの研究 2.生活支援ロボットの研究</p>	<p>少子高齢社会を迎え，機械システムによる支援が期待されている。本研究室では，家庭環境で人間と共に生活し人間を支援する自律ロボットや生活支援ロボットの開発を進めている。</p>
<p>渡部 大志 教授 学位：博士（理学）(東北大学) 専攻分野：微分幾何学，情報数学，応用画像工学 研究テーマ： 1.顔による個人認証，監視システムの研究 2.耳介による個人認証システムの研究</p>	<p>ネット上での決済や金融機関の端末などで個人認証が必要な場面が増えた。通常，個人認証にはパスワードが利用され，普通に生活していても数多くのパスワードを管理しなくてはならなくなった。管理の問題から一度漏れてしまえば他人の「なりすまし」が可能であり危険である。そこで，盗難，紛失，漏洩の恐れのない，本人だけがもつ特徴を利用し個人を認証する生体認証技術が注目を集めている。当研究室では顔と耳の認証の研究をおこなっている。</p>
<p>井上 聡 教授 学位：博士（工学）(電気通信大学) 専攻分野：人工知能（AI），機械学習 ニューラルネットワーク 研究テーマ： 1.AIを用いた農業支援の研究 2.AIを用いた障害者支援の研究</p>	<p>人工知能（AI）の研究分野では大量のデータから規則性，法則性，入力データと出力データの関連性を導き出し利用する機械学習という分野がある。その手法のうちで生物がもつ脳内の情報処理機構を模倣して計算理論として構築されたニューラルネットワークを用い，私たちの生活をより便利にする方法について多方面に向けて研究している。特に労働者や後継者不足が深刻化している産業である農業を支援する方法や，障害者の日常生活を支援する方法を検討している。</p>
<p>橋井 政祐 教授 学位：博士（工学）(埼玉大学) 専攻分野：ユーザインタフェース，ヒューマンコンピュータインタラクション 研究テーマ： 1.拡張現実感を用いて直感的に操作できるシステム 2.VR空間内での効果的なインタラクション 3.人指向IoT</p>	<p>コンピュータのコモディティ化に伴い，誰にでもわかりやすいユーザインタフェースはますます重要になっている。本研究室では，拡張現実感(AR)，仮想現実感(VR)，人間センシング，環境センシング，タッチパネル，スマートフォン，IoT技術などを用いて，直感的に人にやさしいユーザインタフェース/インタラクションを研究している。</p>
<p>中村 晃 教授 学位：工学博士（慶應義塾大学） 専攻分野：制御工学，知能ロボット 研究テーマ： 1.動的システム制御理論 2.ファインモーションプランニング 3.エラーリカバリー</p>	<p>家電・オーディオビジュアル機器・情報通信機器といった電気機器や乗り物・ロボットのような産業機械は，システム制御理論と深い関連がある。この「制御」という言葉は対象となっている物を希望通りに動かすことを意味し，その技術は絶えず進歩し続けている。本研究室では，現代の電気機器や産業機械を制御するのにふさわしい最新の手法を研究している。</p>
<p>前田 太陽 准教授 学位：博士（理学）(金沢大学) 専攻分野：問題解決環境 (Problem Solving Environments) 研究テーマ： 1.支援システムの開発 2.自然科学分野の可視化，社会科学分野の可視化</p>	<p>特別な知識やスキルがなくとも利用できるコンピュータシステムである問題解決環境の構築と，アプリケーションに必要となる，可視化，分散・並列計算による作業効率化の研究を行う。計算科学と計算機科学がより融合した支援システムの構築を目指す。</p>
<p>村田 仁樹 講師 学位：博士（理学）(京大大学) 専攻分野：ディープラーニング，素粒子物理学 研究テーマ： 1.ディープラーニングの応用 2.ディープラーニングの判断根拠の明確化</p>	<p>今，人工知能は産業や学術の様々な場面で活躍している。そして，最近の人工知能はディープラーニングという手法によって支えられている。この研究室では，ディープラーニングについて「ディープラーニングを様々な分野へ応用する」という目的と「ディープラーニングの判断根拠を明らかにする」という目的で研究している。</p>

【電子工学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>松井 章典 教授 学位：博士（学術）（埼玉大学） 専攻分野：電磁波工学 研究テーマ： 1. 平面アンテナの構成法の提案と放射特性の解析 2. 高周波領域において多機能性を有する無線通信回路の研究</p>	<p>無線通信に用いられるアンテナは、その用途に応じて形態を変える必要がある。特に平面アンテナはロープロファイル性を有していることから様々な応用分野で用いられている。そこで、用途に応じた平面アンテナの構成法を提案し、その放射特性を実験と理論、さらにはコンピュータシミュレーションにより解明する。</p>
<p>松田 智裕 教授 学位：理学博士（東京大学） 専攻分野：場の理論の数理と応用 研究テーマ： 物質生成と対称性の破れ</p>	<p>素粒子・宇宙論・物性の3分野で場の理論を基礎とした理論的な研究を行う。近年は上記の3分野を横断する研究が盛んに行われており、トポロジックなエンタングルメントエントロピーなどがその代表例である。String Theory, Brane, 多次元場の理論、凝縮系の物理学とその周辺について、数理的な問題や宇宙観測、物性を含む現象論的な問題点を解決していくことを目的とする。</p>
<p>吉澤 浩和 教授 学位：Ph. D.（オレゴン州立大学） 専攻分野：アナログ集積回路工学 研究テーマ： 低消費電力動作のCMOSアナログ集積回路設計</p>	<p>自然界に存在する物理量（たとえば音声、映像等）はほとんどすべてがアナログ量である。これらのアナログ量とデジタル電子機器とのインターフェースはアナログ・デジタルミックスモード回路が行っている。その結果デジタル機器の特性は、アナログ回路の特性で左右される。また電子機器の小型化・軽量化が進むにつれて、より小さな乾電池や二次電池での回路動作が要求される。そのため、低電圧動作・低消費電力の集積回路のニーズが高まっている。本研究室では、低電圧・低消費電力・高精度をテーマに、CMOSアナログICの設計技術进行研究する。</p>
<p>内田 正哉 教授 学位：Ph. D.（総合研究大学院大学） 専攻分野：電子顕微鏡、ナノテクノロジー、量子物性材料 研究テーマ： ナノテクノロジーによる波動関数制御</p>	<p>「量子ドット」や「メタマテリアル」に代表されるように、ナノテクノロジーにより、革新的な特性をもつ材料やデバイスがつくりだされてきた。これらはナノ構造体を用いて波動関数を人工的に制御したものとも見ることが出来る。また、われわれが世界で初めて生成した「軌道角運動量をもつ電子ビーム」もその一つである。本研究室では、最先端のナノテクノロジーを駆使し、波動関数を制御することで、新しい量子現象の発見や革新的材料やデバイスの創生、新規材料分析方法の開発を目指している。</p>
<p>古川 靖 教授 学位：博士（工学）（東京農工大学） 専攻分野：光波センシング、光計測、情報解析 研究テーマ： 1. レーザーを用いた光波センシング技術 2. 光計測システムの遠隔監視 3. AIによる情報解析</p>	<p>レーザーを用いた光波センシングは、電気信号よりもはるかに高い周波数において位相の揃った光を利用するため、最も正確な計測手段として活用されてきた。特に、光ファイバをセンサケーブルに用いると、温度、ひずみ、音響などの物理現象を遠隔地から検出することが可能になる。こうしたリモート光計測システムで測定対象の状態診断をするにあたり、検出した物理量の判定方法によっては誤検知を生じるといった課題があった。本研究室では、物理量をAIによって情報解析し、利用者にとって価値のある情報を得ることを目指す。</p>
<p>藤田 和広 教授 学位：博士（工学）（北海道大学） 専攻分野： 電磁場解析、環境電磁工学、加速器工学 研究テーマ： 1. 電磁場解析技術の高精度化・高速化に関する研究 2. 電子機器における電磁環境両立性に関する研究 3. 粒子加速器の機器設計に関する研究</p>	<p>電気・電子機器の製品開発では、複雑な構造や回路を含む系の電磁気現象をコンピュータ上で模擬し、その特性を予測することが必須となっている。電磁気の問題を解くための数値計算技術は、電磁場解析として知られており、産業分野から先端科学分野まで広く使われている。本研究室では、機器設計の効率化や電子機器における電磁気音発生機構の解明に貢献すべく、電磁場解析技術の高度化とその応用に関する研究を行う。</p>
<p>伊丹 史緒 准教授 学位：博士（工学）（芝浦工業大学） 専攻分野：センサー信号処理システム 研究テーマ： 1. 信号のノイズ低減や解像度変換、統合などの処理 2. 信号の周波数や対象の形状などの特徴解析 3. 人工知能による様々な聴覚と視覚機能の実装</p>	<p>センシング技術の発展、高度化に伴い、センサーから様々なデータを取り込むことが可能になってきている。ここでは、信号処理システムの観点から、それらのセンサー信号を扱うシステムの構成、最適化、設計について研究する。具体的には、信号に含まれるノイズの低減や信号の解像度の変換、複数の信号の統合などの前処理から、信号の周波数や対象の形状などの特徴解析、さらにそれらに応用した実用的なシステムまで、幅広い研究を行う。</p>

【ヘルスケア科学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>大坪 茂 特任教授 博士(医学)(東京女子医科大学) 専攻分野：血液浄化療法 研究テーマ： 1. 間歇補充型血液透析濾過 (I-HDF) 2. 透析患者における生活科学</p>	<p>東都大学関連の医療施設の多くは、血液透析療法を行っており、血液透析に関する研究をしている。例として、間歇補充型血液透析濾過 (I-HDF)や透析患者の生活科学など、血液浄化療法に関する臨床的な研究に取り組み。</p>
<p>湯舟 邦子 特任教授 博士(看護学)(東京女子医科大学) 専攻分野：助産学, 看護学 研究テーマ： 1. 妊娠期のストレス尺度の作成 2. 妊娠期から産後の女性のうつの実態に沿った援助</p>	<p>妊娠期から産後の女性とパートナーのストレスや抑うつ状態の実態をいかに詳細に具体的に把握できるかというツールの開発に着目している。近年の社会環境の変化や国の施策による生活環境の変化からの影響も取り入れた支援を考えていきたい。 思春期から老年期までの女性が健康的な生活を維持するための身体機能のあり方、精神構造のあり方を考える。</p>
<p>高橋 朝歌 特任教授 博士(農学)(東京農工大学) 専攻分野：食品化学, 食品機能学 研究テーマ： 1. 野菜の漬物製造過程における成分変化や機能性について 2. 深谷市産の野菜の機能性について</p>	<p>漬物は日本の伝統的な加工食品のひとつである。漬物の主要な原料であるアブラナ科野菜を中心に、有用成分の分析や機能性の解析、漬物製造過程における成分変化について研究している。</p>
<p>河江 敏広 特任准教授 博士(保健学)(広島大学) 専攻分野：リハビリテーション医学, 理学療法学, 運動生理学 研究テーマ： 1. 運動時の呼吸・循環・代謝に関する研究 2. 生活習慣が運動機能に及ぼす影響に関する研究 3. 他動的運動機器の開発と効果検証</p>	<p>運動は医学の中において一治療手段として認識されている。その一方で、運動中の生体反応は明らかにされていない点が多い。本研究室は未だ解明されていない運動時の生体反応を明らかにしつつ、その成果を健康増進ならびに各疾病に対する重症化予防に応用することである。</p>
<p>濱口 淳 特任准教授 博士(医療科学)(東亜大学) 専攻分野：臨床工学, 体外循環医学, 医療人間工学, 医療安全管理学 研究テーマ： 1. 操作者と医療機器の相互関係モデルの構築 2. 医療機器操作者を支援するシステムの開発 3. 医療技術のクロストレーニング手法の評価</p>	<p>医療機器の操作には、知識や技術だけでなく、臨床状況に応じて情報を適切に解釈し判断する力が求められます。本研究室では、医療機器が発する数値・波形・アラーム情報を操作者がどのように理解し操作へと結びつけているのかという認知過程に着目し、操作者と医療機器の相互関係を解明するとともに、安全な運用を支援するシステムの開発を目指しています。 さらに、人工心肺装置や ECMO を中心とする体外循環機器を対象に、操作手技、点検体系、装置性能評価に関する実験的基礎研究を展開しています。流量特性や圧力応答、回路構成、アラーム挙動を定量的に解析し、装置特性の理解と安全性向上に資する科学的知見を蓄積しています。</p>
<p>久米 絢弓 特任准教授 博士(ヒューマン工学)(筑波大学) 専攻分野：公衆衛生学, 看護学 研究テーマ： 1. 生活習慣病予防 2. 健康増進のための支援</p>	<p>世界的にも不健康な生活習慣によって引き起こされる疾患が増加し、生活習慣病は重大な課題となっている。日本でおこなわれている保健指導の有用性を示し、特に研究では在日外国人への健康や保健行動に合った保健指導を検討している。公衆衛生の視点でヘルスプロモーションのための手法を考え、健康課題の解決に取り組んでいる。</p>
<p>遠藤 悠介 特任講師 博士(保健医療科学)(茨城県立医療大学) 専攻分野：バイオメカニクス, リハビリテーション工学, スポーツ医学 研究テーマ： 1. 人工筋肉アシストスーツの開発と効果検証 2. モーションキャプチャと表面筋電図を使った身体運動解析 3. 膝前十字靭帯損傷メカニズムの解明</p>	<p>モーションキャプチャや表面筋電図などの身体計測技術を基盤とした、ヒトの身体運動の解析研究を行う。また身体運動解析を用いて、人工筋肉素材を利用した支援機器の開発と効果検証や、アスリート特有のスポーツ外傷の受傷メカニズムに関する研究を行っている。</p>

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>長谷部 博 教授 学位：薬学博士（東北大学） 専攻分野：応用生物化学、バイオ計測デバイス 研究テーマ： 1. デジタルヘルスケアを担うポータブル・身体装着型バイオセンサーの開発 2. バイオマスカーボンを電極材料として利用するバイオ発電デバイスの開発</p>	<p>酵素タンパク質に代表されるバイオ分子の優れた物質識別能力や触媒能力を工学的に応用し、電気化学デバイスと組み合わせたバイオセンサーやバイオ発電デバイスの開発を行っている。具体的には、汗・涙・唾液などの非侵襲的な生体サンプル中のさまざまな疾病マーカーを日常生活の中で継続的に分析する身体装着型バイオセンサーの開発、および、バイオマスの有効利用の観点から、地元農産物の非食物、食品廃棄物、家畜の排泄物などを炭化処理して得られる「バイオマスカーボン」を電極材料として利用する酵素型バイオ燃料電池および自己発電式バイオセンサーの開発、に関する基礎・応用研究を行っている。</p>
<p>長井 力 教授 学位：博士（工学）（秋田大学） 専攻分野： バイオメカニクス、メカトロニクス、生体医工学 研究テーマ： 1. 人間-機械協調システムの最適設計及び制御 2. 生体運動特性の計測解析 3. 医療福祉機器の研究開発</p>	<p>人間と協調して作業を行うロボットや自動機械システム、パワーアシスト装置等を、より使いやすく使用者にとって負担の少ないシステムとすることを目的とした人間-機械システムの研究を行っている。人間の持つ構造や運動特性を計測・解析し、身体の構造や運動制御のしくみを機械システムへ応用する。得られた知見を、医療福祉機器や人間アシスト装置、新たな原理によるセンサやロボットの開発、スポーツ工学等へ応用する。分野横断型研究に取り組み、医療機関等の外部機関との共同研究を行いながら成果の実用化を進める。</p>

博士前期課程 情報システム専攻 授業科目

[情報工学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
知能ロボット工学特論	2	橋 本 智 己	教 授	博士（工学）（宇都宮大学）
メディア工学特論	2	渡 部 大 志	教 授	博士（理学）（東北大学）
フィジカルコンピューティング特論	2	鯨 井 政 祐	教 授	博士（工学）（埼玉大学）
神経情報処理特論	2	井 上 聡	教 授	博士（工学）（電気通信大学）
ネットワークコンピューティング特論	2	前 田 太 陽	准教授	博士（理学）（金沢大学）
深層学習特論	2	村 田 仁 樹	講 師	博士（理学）（京都大学）
システム制御特論	2	中 村 晃	教 授	工学博士（慶應義塾大学）
情報工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1	橋 本 智 己 渡 部 大 志 井 上 聡	教 授 教 授 教 授	博士（工学）（宇都宮大学） 博士（理学）（東北大学） 博士（工学）（電気通信大学）
情報工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1	鯨 井 政 祐 中 村 晃 前 田 太 陽	教 授 教 授 准教授	博士（工学）（埼玉大学） 工学博士（慶應義塾大学） 博士（理学）（金沢大学）
情報工学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2	前 田 太 陽 村 田 仁 樹	准教授 講 師	博士（理学）（金沢大学） 博士（理学）（京都大学）

[電子工学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
電磁波工学特論	2	松 井 章 典	教 授	博士（学術）（埼玉大学）
熱・統計物理学特論	2	松 田 智 裕	教 授	理学博士（東京大学）
集積回路工学特論	2	吉 澤 浩 和	教 授	Ph. D.（オレゴン州立大学）
ナノ材料工学特論	2	内 田 正 哉	教 授	Ph. D.（総合研究大学院大学）
光波センシング特論	2	古 川 靖	教 授	博士（工学）（東京農工大学）
電磁気学特論	2	藤 田 和 広	教 授	博士（工学）（北海道大学）
回路システム工学特論	2	伊 丹 史 緒	准教授	博士（工学）（芝浦工業大学）
電子工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1	松 井 章 典 松 田 智 裕 吉 澤 浩 和	教 授 教 授 教 授	博士（学術）（埼玉大学） 理学博士（東京大学） Ph. D.（オレゴン州立大学）
電子工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1	内 田 正 哉 古 川 靖 藤 田 和 広	教 授 教 授 教 授	Ph. D.（総合研究大学院大学） 博士（工学）（東京農工大学） 博士（工学）（北海道大学）
電子工学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2	藤 田 和 広 伊 丹 史 緒	教 授 准教授	博士（工学）（北海道大学） 博士（工学）（芝浦工業大学）

[ヘルスケア科学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
生命維持装置特論	2	大 坪 茂	特任教授	博士（医学）（東京女子医科大学）
健康と社会環境特論	2	湯 舟 邦 子	特任教授	博士（看護学）（東京女子医科大学）
食品学特論	2	高 橋 朝 歌	特任教授	博士（農学）（東京農工大学）
公衆衛生学特論	2	久 米 絢 弓	特任准教授	博士（ヒューマンケア科学）（筑波大学）
認知インタフェース特論	2	濱 口 淳	特任准教授	博士（医療科学）（東亜大学）
運動生理学特論	2	河 江 敏 広	特任准教授	博士（保健学）（広島大学）
リハビリテーション工学特論	2	遠 藤 悠 介	特任講師	博士（保健医療科学）（茨城県立大学）
ヘルステック特論	2	山 下 和 彦	非常勤講師	博士（工学）（東京電機大学）
ヘルスケア科学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各 1	大 坪 茂	特任教授	博士（医学）（東京女子医科大学）
		湯 舟 邦 子	特任教授	博士（看護学）（東京女子医科大学）
		高 橋 朝 歌	特任教授	博士（農学）（東京農工大学）
ヘルスケア科学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各 1	濱 口 淳	特任准教授	博士（医療科学）（東亜大学）
		河 江 敏 広	特任准教授	博士（保健学）（広島大学）
		久 米 絢 弓	特任准教授	博士（ヒューマンケア科学）（筑波大学）
ヘルスケア科学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各 2	遠 藤 悠 介	特任講師	博士（保健医療科学）（茨城県立大学）
		長谷部 靖	教 授	薬学博士（東北大学）
		長 井 力	教 授	博士（工学）（秋田大学）

[共通]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
インターンシップ	2	橋 本 智 己	教 授	博士（工学）（宇都宮大学）

博士後期課程

博士後期課程の概要

1) 修業年限 3年

2) 専攻及び入学定員

機械工学専攻 (Department of Mechanical Engineering)

2人

生命環境化学専攻 (Department of Life Science and Green Chemistry)

2人

情報システム専攻 (Department of Information Systems)

2人

3) 専攻の教育研究分野

機械工学専攻

エネルギー工学教育研究分野 (Division of Energy Engineering)

機械システム工学教育研究分野 (Division of Mechanical Systems Engineering)

生命環境化学専攻

材料化学教育研究分野 (Division of Materials Chemistry)

環境化学教育研究分野 (Division of Environmental Chemistry)

生命化学教育研究分野 (Division of Life Chemistry)

情報システム専攻

情報工学教育研究分野 (Division of Information Engineering)

電子工学教育研究分野 (Division of Electronic Engineering)

4) 取得できる学位

博士 (工学) (Doctor of Philosophy (Engineering))

博士 (学術) (Doctor of Philosophy)

博士後期課程 機械工学専攻

目 的

われわれの豊かな生活は電気を始めとして様々な種類のエネルギーに依存している。かつては石炭や石油、あるいは原子力などを利用して発電してきたが、環境に与える影響を考慮して、現代ではより環境負荷が小さい水素エネルギーなどのグリーン・エネルギーへの転換を高める努力がなされている。一方、各種産業においてはエネルギーの有効活用という観点から、諸々の技術の高効率化が強く要請されている。また、高い性能を実現するために、より高機能な力学特性を持つ構造材料の設計・開発、新しい加工技術、自然災害を含む外部からの力学的擾乱に対する能動および受動的制御が求められる。機械工学は生産に携わるあらゆる産業の基盤であるばかりでなく、到来しつつある高齢化社会において人々の暮らしをサポートして、豊かな生活から幸福な生活への転換を促す技術開発においても要となる分野である。

本専攻は、前述の社会的要請や高齢化社会における人々の幸福な生活の実現に対して柔軟に対応できる優れた技術者ばかりか、絶えず問題意識を持ち続けて自発的に研究テーマを開拓し、先端的な技術開発に関わる研究者を養成することを目的としている。

上記の目的に照らして、従来の産業の基盤となっている熱・流体工学およびトライボロジーを母体とする「エネルギー工学教育研究分野」、材料力学、最適設計、計測制御工学および加工技術を母体とする「機械システム工学教育研究分野」の2つの教育研究分野によって、本専攻は構成されている。

教育研究分野の特色

「エネルギー工学教育研究分野」

わが国の未来の繁栄の鍵を握るエネルギーシステムについて、高効率エネルギー変換技術、低エネルギー消費型・低環境負荷型輸送システム、水素エネルギー利用技術、摩擦・摩耗の低減化によるエネルギー効率改善等の最新知識の教育および研究を行う。

本教育研究分野では、熱力学、流体力学、トライボロジーにかかわる研究者で組織し、エネルギー先端技術の総合的な教育研究体制を取っている。

「機械システム工学教育研究分野」

機械工学分野において根本的な、機械を構成する材料、それを加工するための技術、また求められる機能を発揮できる適切な構造の設計、機能性の評価や改善方法に関する最新知識の教育および研究を行う。本教育研究分野では材料力学、最適設計、強度・破壊力学、加工学、機械力学、計測・制御、ロボット工学、品質工学を専門とする研究者から構成され、機械の設計・製作にかかわる総合的な教育研究体制を取っている。

工学研究科博士後期課程 機械工学専攻 所属教員及び研究内容

【エネルギー工学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>高坂 祐順 教授 学位：博士（工学）（佐賀大学） 専攻分野：熱力学，伝熱工学，流体音響工学 研究テーマ： 1. 水素燃料電池自動車への水素充填法 2. 水素吸蔵合金を用いた水素駆動型冷凍機の開発</p>	<p>水素エネルギー有効利用の問題は、国のエネルギー開発の重要課題とされており、今後、更なる発展が期待される分野である。次世代エネルギーである水素エネルギーを有効に利用するための水素貯蔵・輸送法および水素利用システムの開発を目標に熱力学，伝熱工学に基づき理論的・実験的研究方法を用いて熱解析などの計算モデルを構築し，燃料電池自動車の水素充填問題や水素吸蔵合金を使用した水素貯蔵器や熱駆動型冷凍機など水素利用システム開発に係わる研究を行う。</p>
<p>福地 亜彦郎 教授 学位：博士（工学）（都立科学技術大学） 専攻分野：燃焼工学，推進工学 研究テーマ： 1. 金属燃焼 2. 固体推進薬の燃焼性向上 3. ハイブリッドロケットの燃料開発</p>	<p>ロケットエンジンを含む内燃機関開発に重要な燃焼工学，実際のロケットの設計に重要な推進工学に基づいた研究を実施します。燃焼は伝熱，流れ，化学反応を伴う複雑な現象であり，それぞれのメカニズムの理解を踏まえ，ロケットの高性能化や環境対応に必要な推進薬，燃焼方式，推進方式の研究・開発を行う。</p>
<p>岡田 和也 講師 学位：博士（工学）（秋田県立大学） 専攻分野：流体力学，分子シミュレーション 研究テーマ： 1. 磁性粒子分散系の磁気粘性特性に関する研究 2. 磁性粒子の沈降現象と汚濁物質の吸着特性に関する研究 3. 磁気マイクロスイマーに関する研究</p>	<p>磁性粒子分散系は，流体工学，環境工学，医用工学などの様々な工学分野への応用が期待されている。磁性粒子分散系を用いた新技術開発および新材料創製を目的として，学術的に高いレベルでの基礎研究を推進することを目指している。主に，実験的に困難な物理現象をシミュレーションにより解明する研究を行っている。</p>

【機械システム工学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>上月 陽一 教授 学位：博士（工学）（金沢大学） 専攻分野：材料強度学 研究テーマ： 1. 結晶中の不純物サイズによる変形特性への影響に関する研究 2. 材料表面の状態による変形特性への影響に関する研究</p>	<p>金属材料の加工プロセスには，その材料の塑性変形を生じていることが多い。それらはほとんどの場合，転位（結晶中の線状欠陥）のすべり運動によって担われている。ここでは特に，転位の運動に基づいた微視的な結晶塑性に関して詳細に調べる。圧縮変形中に超音波振動付加下での歪速度急変試験から得られたデータを主に分析し，得られた結果を論理的に解明することができる能力を涵養する。</p>
<p>福島 祥夫 教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：成形加工，CAD/CAE 研究テーマ： 1. プラスチック射出成形加工・砂型鋳造加工における解析及び計測に関する研究 2. 金型設計・加工及び最適設計手法に関する研究 3. CAD/CAEを活用した実用化設計に関する研究</p>	<p>日本はものづくりを主体として発展してきたことは言うまでもない。昨今では部品の軽量化に関する技術が注目を浴びていると同時に，如何に早く安く製造できるかという技術も重要である。これらに対応できるプラスチック射出成形や砂型鋳造など型を利用した部品製造，樹脂流動解析，湯流れ解析，品質工学など CAD/CAE や最適化手法を用いた効率化設計についても研究し，社会のニーズに対応できる技術者の育成を行う。</p>

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>河田 直樹 教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：計測工学，制御工学，品質工学 研究テーマ： 1.機械加工の評価方法と最適化に関する研究 2.状態監視技術を用いた各種機械のモニタリングシステムの開発 3.パターン認識技術を用いた機械加工品の画像等による検査・判定技術の開発</p>	<p>ものづくりの現場では生産技術が重要で、製品品質の作りこみに欠かれない。</p> <p>また、良い品物を継続して市場に提供するためには、最適な製造条件を作りこみ、それを維持していく必要がある。そのために、種々の生産設備が正常に稼働していることを監視する状態監視技術や完成した製品の検査技術が重要となる。</p> <p>これらの技術を生産現場に効果的に導入するため、対象とする種々の加工条件の最適化、加工条件に大きく影響する状態量の計測システムの構築、IoTやAI、パターン認識手法等を用いた異常検知、変化検知に関する研究を中心に展開する。</p>
<p>長井 力 教授 学位：博士（工学）（秋田大学） 専攻分野： バイオメカニクス，メカトロニクス，生体医工学 研究テーマ： 1.人間-機械協調システムの最適設計及び制御 2.生体運動特性の計測解析 3.医療福祉機器の研究開発</p>	<p>人間と協調して作業を行うロボットや自動機械システム、パワーアシスト装置等を、より使いやすく使用者にとって負担の少ないシステムとすることを目的とした人間-機械システムの研究を行っている。人間の持つ構造や運動特性を計測・解析し、身体の構造や運動制御のしくみを機械システムへ応用する。得られた知見を、医療福祉機器や人間アシスト装置、新たな原理によるセンサやロボットの開発、スポーツ工学等へ応用する。分野横断型研究に取り組み、医療機関等の外部機関との共同研究を行いながら成果の実用化を進める。</p>
<p>政木 清孝 教授 学位：博士（工学）（電気通信大学） 専攻分野： 破壊力学，表面改質，材料強度学，フラクトグラフィ 研究テーマ： 1.材料の疲労破壊メカニズム調査とその改善に関する研究 2.表面改質による疲労特性改善に関する研究 3.材料の破壊プロセス調査と評価に関する研究</p>	<p>安心・安全な社会生活のためには、機械構造部材の破壊による事故を防ぐ必要がある。機械構造部材の破壊原因の大半を占めるのが、負荷の繰り返しが原因で破壊に至る疲労破壊である。疲労破壊は巨視的に大きな変形を生じることなく部材の突然破壊に至るため、社会的に大きな影響を及ぼす大事故につながりかねない。一方で、材料の破壊を防ぐためには、実験結果に基づく事実により、その強度信頼性を確保する必要がある。本研究では企業や研究機関などと連携して、材料の破壊と予知、そして防止に関するテーマにて実験的研究を行う。また、材料の破壊は機械工学のみにとどまらないため、分野を横断するような異分野横断型テーマについても研究を行っている。</p>
<p>皆川 佳祐 教授 学位：博士（工学）（東京電機大学） 専攻分野：機械力学 研究テーマ： 1.エネルギーによる機器・配管系の耐震性評価に関する研究 2.配管系の損傷モニタリングに関する研究</p>	<p>一般に、機械構造物（機器・配管系など）の耐震設計は設置箇所地震の加速度に基づく静的荷重により行われている。他方、地震時の機械構造物の破壊モードとして、瞬間的な荷重による初通過破壊のほか、累積的な荷重による疲労破壊がある。従来の静的荷重に基づく手法では初通過破壊の評価は可能であるものの、累積的な損傷の評価は出来ない。そこで累積的な損傷を合理的に評価する手法が求められている。</p> <p>以上のような背景のもと、1.の研究テーマでは累積的な損傷を評価可能なパラメータとしてエネルギーに着目し、耐震性評価手法の確立を目指す。また、2.では配管系を対象に、振動計測により経年劣化や微少な損傷をモニタリングする手法を構築することを旨とする。</p>
<p>安藤 大樹 准教授 学位：博士（工学）（名古屋大学） 専攻分野： 機械力学，制御工学，システム設計工学 研究テーマ： 1.機能的可変柔軟構造とその制御系の統合化設計 2.産業用小型電動ロボットハンドの開発 3.低侵襲外科手術用柔軟鉗子の開発 4.身体障害者用自助具の開発</p>	<p>制御機械システムにおける機構系と制御系を統合的に設計することにより、両系を区別して設計する従来の設計手法の限界をブレイクスルーする設計技術の確立を目指す。</p> <p>特に、柔軟性を積極的に利用することにより構造に新しい機能をもたせるコンプライアントメカニズム、機能的連続体、連続体ロボットなどの機構系と制御系の統合化設計の研究を行っている。</p>
<p>萩原 隆明 准教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：制御工学，メカトロニクス 研究テーマ： 1.PID制御に関する研究 2.制御対象の特徴を利用した制御系設計法に関する研究 3.探査ロボットに関する研究</p>	<p>様々な要素技術の発達とともにない、制御工学が対象とするシステムは、大規模化かつ複雑化し、あらゆる製品に制御理論が使われ、制御理論や制御技術は産業の発展に多大な貢献をしている。そして、新たな制御理論や制御技術が生まれると、さらなる性能向上や付加価値の増大が見込まれる。そこで、これまでの制御理論をベースにし、新しい制御理論や制御技術の研究とそれらの実システムへの応用に関する研究を行う。</p>

博士後期課程 機械工学専攻 授業科目

[エネルギー工学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
熱エネルギー工学特論	2	高 坂 祐 顕	教 授	博士 (工学) (佐賀大学)
トライボロジー特論	2	長 谷 亜 蘭	非常勤講師	博士 (工学) (千葉大学)
燃焼工学特論	2	福 地 亜宝郎	教 授	博士 (工学) (都立科学技術大学)
流体力学特論	2	岡 田 和 也	講 師	博士 (工学) (秋田県立大学)
エネルギー工学特別研究	4	高 坂 祐 顕	教 授	博士 (工学) (佐賀大学)
		福 地 亜宝郎	教 授	博士 (工学) (都立科学技術大学)
エネルギー工学特別講究	4	岡 田 和 也	講 師	博士 (工学) (秋田県立大学)

[機械システム工学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
材料強度学特論	2	上 月 陽 一	教 授	博士 (工学) (金沢大学)
成形加工特論	2	福 島 祥 夫	教 授	博士 (工学) (群馬大学)
品質工学特論	2	河 田 直 樹	教 授	博士 (工学) (群馬大学)
生体機械工学特論	2	長 井 力	教 授	博士 (工学) (秋田大学)
破壊力学特論	2	政 木 清 孝	教 授	博士 (工学) (電気通信大学)
機械力学特論	2	皆 川 佳 祐	教 授	博士 (工学) (東京電機大学)
マルチボディシステム工学特論	2	安 藤 大 樹	准教授	博士 (工学) (名古屋大学)
制御工学特論	2	萩 原 隆 明	准教授	博士 (工学) (群馬大学)
機械システム工学特別研究	4	上 月 陽 一	教 授	博士 (工学) (金沢大学)
		福 島 祥 夫	教 授	博士 (工学) (群馬大学)
		河 田 直 樹	教 授	博士 (工学) (群馬大学)
		長 井 力	教 授	博士 (工学) (秋田大学)
機械システム工学特別講究	4	政 木 清 孝	教 授	博士 (工学) (電気通信大学)
		皆 川 佳 祐	教 授	博士 (工学) (東京電機大学)
		安 藤 大 樹	准教授	博士 (工学) (名古屋大学)
		萩 原 隆 明	准教授	博士 (工学) (群馬大学)

[共通]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
インターンシップ	2	長 井 力	教 授	博士 (工学) (秋田大学)

博士後期課程 生命環境化学専攻

目 的

科学技術の進歩が著しい中で、特に現代の重要課題である、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などにおいて、飛躍的な発展が続いている。

本専攻では、それに対応して、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、各分野に関わる高度な技術と深い専門知識を有し、独立して世界で活躍できる優れた技術者、研究者を育成することを目指している。

教育研究分野の特色

「材料化学教育研究分野」

現代社会が求める新素材を開発するため、有機化学、高分子化学、電気化学、光材料化学を基礎として、新規有機合成反応、新規光機能性材料の開発、新素材を合成するための新規合成法や触媒の開発、新規デバイスの開発など、材料化学に関する総合的な教育研究を行う。

「環境化学教育研究分野」

現在地球規模で問題となっている環境問題を解決するため、環境・エネルギー化学、電気化学、計測化学、触媒化学、無機化学および物理化学を基盤として、環境浄化や省エネルギープロセスの開発、廃棄物の再資源化、燃料電池の開発など、環境化学に関する総合的な教育研究を行う。

「生命化学教育研究分野」

医療分野でも注目を集めるバイオテクノロジーの発展に寄与するため、生化学のみならず、生理学、バイオエレクトロニクス、遺伝子工学、微生物工学を基礎として、バイオセンサ、生体情報の伝達、遺伝子発現の制御、微生物を用いた有用物質の生産など、生命化学に関する総合的な教育研究を行う。

工学研究科博士後期課程 生命環境化学専攻 所属教員及び研究内容

【材料化学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
岩崎 政和 教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：有機合成化学，有機金属化学 研究テーマ： 1. バラジウム錯体触媒を用いたアリルエステルと末端アルキンの，一酸化炭素挿入をカップリング反応 2. バラジウム錯体触媒を用いたカルボニル化反応による新規な4員環化合物の合成	遷移金属錯体触媒を用いて，一酸化炭素を炭素源とする新規な炭素骨格の構築反応（カルボニル化反応）の開発を目的としている。錯体触媒は配位子の微妙な変化を制御しやすく，触媒反応のモデル化合物の分析も容易である。一酸化炭素は石炭・石油から容易に入手できる安価な炭素源であり，金属との相互作用も広く調べられている。またバルク合成のみならず，付加価値の高いファイン化合物の合成にも重点を置いている。
木下 基 教授 学位：博士（工学）（大阪大学） 専攻分野：有機材料化学，光化学 研究テーマ： 1. 光配向材料の開発 2. 結晶の非線形光学的分子配向挙動 3. 光電デバイス用機能材料の開発	機能材料に対する要求性能が高まるにつれて，有機分子の緻密な分子配向制御は必要不可欠である。本研究では，有機デバイスとして有望なバイ共役系システムを用いて，低環境負荷下型の光学材料や電子材料に資する革新的機能材料を開発することを目的としている。特に，自己組織化や協同現象を示す液晶に着目し，光と液晶の相互作用の解明ならびに材料応用に関して，分子設計，合成，材料特性解析，デバイス作製および評価と一連の物理化学を基盤とする研究を学理と技術の双方から展開する。
田中 隼生 教授 学位：工学博士（大阪大学） 専攻分野： 材料化学，表面化学，分子認識化学 研究テーマ： 表面修飾材料，高分子材料，透過性材料，脂質，核酸等の機能性材料創製	我々の身の回りには，プラスチック製品や塗料，医薬品等，その機能が体感できる材料がある一方で，センサーやディスプレイに代表されるように，様々な物質が相互作用してブラックボックスのように機能を発揮している材料も存在する。これらの材料は，社会基盤を支えるツールとして必要不可欠である。本研究室では，有機，無機物質を問わず，分子・原子レベルでの物質の物性を理解し，それらを組み合わせることで目的とする機能を発現する材料の創製に関する研究を行う。

【環境化学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
有谷 博文 教授 学位：博士（工学）（京都大学） 専攻分野：触媒化学，無機材料化学 研究テーマ： 1. 環境浄化・エネルギー低負荷のための機能性無機材料の開発 2. ミクロ・ナノ細孔を有する新規多孔体材料の創製と応用 3. 光触媒の高機能化のための活性構造因子の探究	触媒や吸着剤，センサーなど，機能性無機材料の示す有効な機能を環境浄化やエネルギー低負荷など社会的問題の化学的解決に利用するため，多様な機能性無機材料を合成するとともにその機能発現のための物理化学的条件，とくに構造的因子の解明を行う。これに基づいた無機材料の構造・物性の制御を行うことにより，高活性機能を発現する新しい材料の創製を行うことを目的とする。とくにXAFS分光法など新しい解析法を応用した活性点の局所構造解析を応用し，活性時の構造的条件とその変化を明らかにするとともに活性機能の解明を目指す。
松浦 宏昭 教授 学位：博士（理学）（筑波大学） 専攻分野：表面電気化学，分析化学 研究テーマ： 1. 電気化学的手法によるカーボン系触媒電極の開発 2. 濃度校正不要な高精度絶対定量法の開発 3. 燃料電池，レドックスフロー電池用電極材料の開発	持続可能な新規材料の開発に向けて，電気化学的手法を適用してカーボン系材料に異種元素を導入したカーボンアロイ材料の開発を行っている。特に，窒素や酸素等の異種元素で構成される各種機能性官能基群をカーボン材料表面に導入することで電極触媒活性の発現や向上といった特性について解明を進めている。また，それら諸特性を活かして，実用性の高い濃度校正が不要な電気化学センサーの検知電極への適用，および燃料電池やレドックスフロー電池の高活性な電極触媒として応用することを目指した研究を進めている。
本郷 照久 教授 学位：博士（理学）（東京工業大学） 専攻分野：物質化学，環境システム工学 研究テーマ： 環境浄化材料の創製，地球温暖化防止技術の開発，リサイクルシステムの開発	持続可能な社会を実現するためには，解決しなければならない様々な問題を抱えている。その中でも，環境汚染，資源の枯渇，地球温暖化問題については，特に解決が急がれている。本研究室では物質化学をベースとしたアプローチにより，新規環境浄化材料の創製，地球温暖化を防止するための二酸化炭素の固定化技術開発，廃棄物を資源・エネルギーとして活用するリサイクルシステムの開発を行っている。

【生命化学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>長谷部 晴 教授 学位：薬学博士（東北大学） 専攻分野：応用生物化学、バイオ計測デバイス 研究テーマ： 1. デジタルヘルスケアを担うポータブル・身体装着型バイオセンサーの開発 2. バイオマスカーボンを電極材料として利用するバイオ発電デバイスの開発</p>	<p>酵素タンパク質に代表されるバイオ分子の優れた物質識別能力や触媒能力を工学的に応用し、電気化学デバイスと組み合わせたバイオセンサーやバイオ発電デバイスの開発を行っている。具体的には、汗・涙・唾液などの非侵襲的な生体サンプル中のさまざまな疾病マーカーを日常生活の中で継続的に分析する身体装着型バイオセンサーの開発、および、バイオマスの有効利用の観点から、地元農産物の非食部、食品廃棄物、家畜の排泄物などを炭化処理して得られる「バイオマスカーボン」を電極材料として利用する酵素型バイオ燃料電池および自己発電式バイオセンサーの開発、に関する基礎・応用研究を行っている。</p>
<p>石川 正英 教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：遺伝子工学、分子生物学 研究テーマ： 1. 遺伝子上の塩基配列とその発現効率との関係 2. 好熱菌由来の酵素遺伝子の大腸菌内での大量発現</p>	<p>ヒトのゲノム解析がほぼ終了し、今後は個々の遺伝子の発現がどのように制御され、タンパク質合成が行われているのかが問題となる。 本研究では、この遺伝子発現に関して研究テーマを設定し、遺伝子工学の手法を用いて、問題を解明していくことを目指している。その中でも特に、遺伝子上の塩基配列と発現効率の関係を注目している。また、熱に安定で有用な、好熱菌由来の酵素を大腸菌内で大量に生産する研究を行っている。</p>
<p>栗田 勇二 教授 学位：博士（工学）（広島大学） 専攻分野：応用微生物学 研究テーマ： 人々の生活向上に向けた、微生物の応用研究</p>	<p>ノーベル賞の対象となった大村智博士の発見にも見られるように、「微生物を対象とする研究」は我々の生活の向上に大きく貢献してきた。微生物の有する多彩な機能を農業、食品、化学、環境、健康の各分野に応用するための研究は現在も世界で盛んに推し進められている。先端バイオテクノロジー（遺伝子工学、タンパク質工学、培養工学など）を利用し、有用微生物の応用研究を進めていく。</p>
<p>秋田 祐介 教授 学位：博士（生命科学）（東北大学） 専攻分野：植物分子生物学、植物生理学 研究テーマ： 植物の新品種育成に向けた基盤研究</p>	<p>植物の品種改良には、交配を中心とした従来の育種手法だと多大な時間と労力を必要としているため、効率的な手法が求められている。本研究室では、植物、特に花に着目し、花の「形態」や「色」、「芳香性」などの重要形質に関して、その形成機構を分子生物学的・生化学的な観点から解明し、これを利用して画期的・効率的な新品種育成に向けた方法を探索することを目的としている。現在は、埼玉県農林総合研究センターの開発した「芳香シクラメン」を主な研究材料としており、地域産業の発展にも貢献できる研究を行なっている。</p>

博士後期課程 生命環境化学専攻 授業科目

[材料化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学 位
有機金属化学特論	2	岩 崎 政 和	教 授	工学博士（東京大学）
機能材料科学特論	2	木 下 基	教 授	博士（工学）（大阪大学）
有機合成化学特論	2	田 中 睦 生	教 授	工学博士（大阪大学）
量子ビーム材料創製特論	2	前 川 康 成	特任教授	工学博士（東京大学）
材料化学特別研究	4	岩 崎 政 和	教 授	工学博士（東京大学）
		木 下 基	教 授	博士（工学）（大阪大学）
材料化学特別講究	4	田 中 睦 生	教 授	工学博士（大阪大学）

[環境化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学 位
無機材料化学特論	2	有 谷 博 文	教 授	博士（工学）（京都大学）
計測化学特論	2	丹 羽 修	非常勤講師	工学博士（九州大学）
応用電気化学特論	2	松 浦 宏 昭	教 授	博士（理学）（筑波大学）
環境化学特論	2	本 郷 照 久	教 授	博士（理学）（東京工業大学）
環境化学特別研究	4	有 谷 博 文	教 授	博士（工学）（京都大学）
		松 浦 宏 昭	教 授	博士（理学）（筑波大学）
環境化学特別講究	4	本 郷 照 久	教 授	博士（理学）（東京工業大学）

[生命化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学 位
生体情報特論	2	—	—	—
応用生体分子特論	2	長谷部 靖	教 授	薬学博士（東北大学）
遺伝子工学特論	2	石 川 正 英	教 授	工学博士（東京大学）
応用微生物学特論	2	秦 田 勇 二	教 授	博士（工学）（広島大学）
生命科学特論	2	秋 田 祐 介	教 授	博士（生命科学）（東北大学）
生命化学特別研究	4	長谷部 靖	教 授	薬学博士（東北大学）
		秦 田 勇 二	教 授	博士（工学）（広島大学）
生命化学特別講究	4	秋 田 祐 介	教 授	博士（生命科学）（東北大学）

[共通]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学 位
インターンシップ	2	秋 田 祐 介	教 授	博士（生命科学）（東北大学）

博士後期課程 情報システム専攻

目 的

20世紀から生まれた電気・電子工学は、情報革命をもたらし、高性能なコンピュータを生み、インターネット社会の実現に中心的な役割を果たし、21世紀に入った今日も著しい発展を続けている。

本専攻は、情報技術進歩を期待される中、情報工学、電子工学の二つの教育研究分野を対象にしている。専門知識を修得するための講義科目（特論）、専門知識を使いこなすための研究科目（特別講究・特別研究）を設ける。特別講究・特別研究においてはゼミ、輪講、実験等を行う。学生は、教育研究の課程において、シミュレーション実験技術やシステム構築技術及び試作技術を体験習得するとともに、理論と実践を結合して検討することになる。これによって、情報システム、知能システム、ネットワーク、電子通信システムなどの分野において、幅広い視野と高度な専門知識を有する人材を育成する。また学位（博士）取得に向けて、研究指導及び論文作成指導を行う。

教育研究分野の特色

「情報工学教育研究分野」

高度な情報処理システム、情報ネットワーク、人間に友好的なインタフェースなど新しい情報化社会に適応するシステムの基礎研究や応用技術開発の教育研究分野である。知的ネットワークシステム、生体情報を利用した情報セキュリティ、画像処理・認識と可視化、知能・福祉・防災などのロボットシステム、ヒューマンコンピュータインタラクション、ニューラルネットワーク、人工知能、自然言語処理やディープラーニングなどの技術を利用したサイバー攻撃対策の確立、ディープラーニングの応用及びその判断根拠の可視化などの技術開発に関する先端的な分野に体系的な教育研究を行う。

「電子工学教育研究分野」

アナログ・デジタル電子デバイスの設計開発、プラズマ工学、有線・無線通信工学、画像工学、信号処理と伝送システムの基礎理論と基礎技術から、脳・コンピュータインタフェースの開発試作、情報システムに対応するアンテナの設計試作、光波センシング技術を用いた高精度計測および解析、脳波と脳磁界の計測と解析、量子理論と数理解析を用いた物理現象の解明、ナノ材料の開発や量子効果を利用した新規デバイス、粒子線と物質の相互作用の解明などの基礎現象から様々な応用に至るまで、電磁気学や電子工学の応用に必要な教育研究を行う。

工学研究科博士後期課程 情報システム専攻 所属教員及び研究内容

【情報工学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>橋本 智己 教授 学位：博士（工学）（宇都宮大学） 専攻分野：ロボット工学，ロボット倫理学，認知科学 研究テーマ： 1. 工学的心理モデルの研究 2. 生活支援ロボットの研究</p>	<p>少子高齢社会を迎え、機械システムによる支援が期待されている。本研究室では、家庭環境で人間と共に生活し人間を支援する自律ロボットや生活支援ロボットの開発を進めている。</p>
<p>渡部 大志 教授 学位：博士（理学）（東北大学） 専攻分野： 微分幾何学，情報数学，応用画像工学 研究テーマ： 1. 顔による個人認証，監視システムの研究 2. 耳介による個人認証システムの研究</p>	<p>ネット上での決済や金融機関の端末などで個人認証が必要な場面が増えた。通常、個人認証にはパスワードが利用され、普通に生活していても数多くのパスワードを管理しなくてはならなくなった。管理の問題から一度漏れてしまえば他人の「なりすまし」が可能であり危険である。そこで、盗難、紛失、漏洩の恐れのない、本人だけが持つ特徴を利用し個人を認証する生体認証技術が注目を集めている。当研究室では顔と耳の認証の研究をおこなっている。</p>
<p>井上 聡 教授 学位：博士（工学）（電気通信大学） 専攻分野：人工知能（AI），機械学習 ニューラルネットワーク 研究テーマ： 1.AIを用いた農業支援の研究 2.AIを用いた障害者支援の研究</p>	<p>人工知能（AI）の研究分野では大量のデータから規則性，法則性，入力データと出力データの関連性を導き出し利用する機械学習という分野がある。その手法のうちで生物がもつ脳内の情報処理機構を模倣して計算理論として構築されたニューラルネットワークを用い、私たちの生活をより便利にする方法について多方面に向けて研究している。特に労働者や後継者不足が深刻化している産業である農業を支援する方法や、障害者の日常生活を支援する方法を検討している。</p>
<p>鯨井 政祐 教授 学位：博士（工学）（埼玉大学） 専攻分野：ユーザインタフェース， ヒューマンコンピュータインタラクション 研究テーマ： 1. 拡張現実感を用いて直感的に操作できるシステム 2. VR空間内での効果的なインタラクション 3. 人指向IoT</p>	<p>コンピュータのコモディティ化に伴い、誰にでもわかりやすいユーザインタフェースはますます重要になっている。本研究室では、拡張現実感（AR）、仮想現実感（VR）、人間センシング、環境センシング、タッチパネル、スマートフォン、IoT技術などを用いて、直感的で人にやさしいユーザインタフェース/インタラクションを研究している。</p>
<p>中村 晃 教授 学位：工学博士（慶應義塾大学） 専攻分野：制御工学，知能ロボット 研究テーマ： 1. 動的システム制御理論 2. ファインモーションプランニング 3. エラーリカバリー</p>	<p>家電・オーディオビジュアル機器・情報通信機器といった電気機器や乗り物・ロボットのような産業機械は、システム制御理論と深い関連がある。この“制御”という言葉は対象となっている物を希望通りに動かすことを意味し、その技術は絶えず進歩し続けている。本研究室では、現代の電気機器や産業機械を制御するのにふさわしい最新の手法を研究している。</p>
<p>前田 太陽 准教授 学位：博士（理学）（金沢大学） 専攻分野：問題解決環境 （Problem Solving Environments） 研究テーマ： 1. 支援システムの開発 2. 自然科学分野の可視化，社会科学分野の可視化</p>	<p>特別な知識やスキルがなくとも利用できるコンピュータシステムである問題解決環境の構築と、アプリケーションに必要となる、可視化、分散・並列計算による作業効率化の研究を行う。計算科学と計算機科学がより融合した支援システムの構築を目指す。</p>
<p>村田 仁樹 講師 学位：博士（理学）（京都大学） 専攻分野：ディープラーニング，素粒子物理学 研究テーマ： 1. ディープラーニングの応用 2. ディープラーニングの判断根拠の明確化</p>	<p>今、人工知能は産業や学術の様々な場面で活躍している。そして、最近の人工知能はディープラーニングという手法によって支えられている。この研究室では、ディープラーニングについて「ディープラーニングを様々な分野へ応用する」という目的と「ディープラーニングの判断根拠を明らかにする」という目的で研究している。</p>

【電子工学教育研究分野】

担 当 教 員	研 究 内 容
<p>松井 章典 教授 学位：博士（学術）（埼玉大学） 専攻分野：電磁波工学 研究テーマ： 1. 平面アンテナの構成法の提案と放射特性の解析 2. 高周波領域において多機能性を有する無線通信回路の研究</p>	<p>無線通信に用いられるアンテナは、その用途に応じて形態を変える必要がある。特に平面アンテナはロープロファイル性を有していることから様々な応用分野で用いられている。そこで、用途に応じた平面アンテナの構成法を提案し、その放射特性を実験と理論、さらにはコンピュータシミュレーションにより解明する。</p>
<p>松田 智裕 教授 学位：理学博士（東京大学） 専攻分野：場の理論の数理と応用 研究テーマ： 物質生成と対称性の破れ</p>	<p>素粒子・宇宙論・物性の3分野での理論を基礎とした理論的な研究を行う。近年は上記の3分野を横断する研究が盛んに行われており、トポロジーやエンタングルメントエントロピーなどがその代表例である。String Theory, Brane, 多次元の場の理論、凝縮系の物理学とその周辺について、数理的な問題や宇宙観測、物性を含む現象論的な問題を解決していくことを目的とする。</p>
<p>吉澤 浩和 教授 学位：Ph. D.（オレゴン州立大学） 専攻分野：アナログ集積回路工学 研究テーマ： 低消費電力動作のCMOSアナログ集積回路設計</p>	<p>自然界に存在する物理量（たとえば音声、映像等）はほとんどすべてがアナログ量である。これらのアナログ量とデジタル電子機器とのインターフェースはアナログ・デジタルミックスモード回路が行っている。その結果デジタル機器の特性は、アナログ回路の特性で左右される。また電子機器の小型化・軽量化が進むにつれて、より小さな乾電池や二次電池での回路動作が要求される。そのため、低電圧動作・低消費電力の集積回路のニーズが高まっている。本回路研究室では、低電圧・低消費電力・高精度をテーマに、CMOSアナログICの設計技術を研究する。</p>
<p>内田 正哉 教授 学位：Ph. D.（総合研究大学院大学） 専攻分野：電子顕微鏡、ナノテクノロジー、量子物性材料 研究テーマ： ナノテクノロジーによる波動関数制御</p>	<p>「量子ドット」や「メタマテリアル」に代表されるように、ナノテクノロジーにより、革新的な特性をもつ材料やデバイスが作りだされてきた。これらはナノ構造体を用いて波動関数を人工的に制御したものと見ることが出来る。また、われわれが世界で初めて生成した「軌道角運動量をもつ電子ビーム」もその一つである。本研究室では、最先端のナノテクノロジーを駆使し、波動関数を制御することで、新しい量子現象の発見や革新的材料やデバイスの創生、新規材料分析方法の開発を目指している。</p>
<p>古川 靖 教授 学位：博士（工学）（東京農工大学） 専攻分野：光波センシング、光計測、情報解析 研究テーマ： 1. レーザーを用いた光波センシング技術 2. 光計測システムの遠隔監視 3. AIによる情報解析</p>	<p>レーザーを用いた光波センシングは、電気信号よりもはるかに高い周波数において位相の揃った光を利用するため、最も正確な計測手段として活用されてきた。特に、光ファイバをセンサケーブルに用いると、温度、ひずみ、音響などの物理現象を遠隔地から検出することが可能になる。こうしたリモート光計測システムで測定対象の状態診断をするにあたり、検出した物理量の判定方法によっては誤検知を生じうるという課題があった。本研究室は、物理量をAIによって情報解析し、利用者にとって価値のある情報を得ることを目指す。</p>
<p>藤田 和広 教授 学位：博士（工学）（北海道大学） 専攻分野： 電磁場解析、環境電磁工学、加速器工学 研究テーマ： 1. 電磁場解析技術の高精度化・高速化に関する研究 2. 電子機器における電磁環境両立性に関する研究 3. 粒子加速器の機器設計に関する研究</p>	<p>電気・電子機器の製品開発では、複雑な構造や回路を含む系の電磁気現象をコンピュータ上で模擬し、その特性を予測することが必須となっている。電磁気の問題を解くための数値計算技術は、電磁場解析として知られており、産業分野から先端科学分野まで広く使われている。本研究室では、機器設計の効率化や電子機器における電磁雑音発生機構の解明に貢献すべく、電磁場解析技術の高度化とその応用に関する研究を行う。</p>

博士後期課程 情報システム専攻 授業科目

[情報工学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
知能ロボット工学特論	2	橋 本 智 己	教 授	博士 (工学) (宇都宮大学)
メディア工学特論	2	渡 部 大 志	教 授	博士 (理学) (東北大学)
フィジカルコンピューティング特論	2	鯨 井 政 祐	教 授	博士 (工学) (埼玉大学)
神経情報処理特論	2	井 上 聡	教 授	博士 (工学) (電気通信大学)
ネットワークコンピューティング特論	2	前 田 太 陽	准教授	博士 (理学) (金沢大学)
深層学習特論	2	村 田 仁 樹	講 師	博士 (理学) (京都大学)
システム制御特論	2	中 村 晃	教 授	工学博士 (慶應義塾大学)
情報工学特別研究	4	橋 本 智 己 渡 部 大 志 井 上 聡 鯨 井 政 祐	教 授 教 授 教 授 教 授	博士 (工学) (宇都宮大学) 博士 (理学) (東北大学) 博士 (工学) (電気通信大学) 博士 (工学) (埼玉大学)
情報工学特別講究	4	中 村 晃 前 田 太 陽 村 田 仁 樹	教 授 准教授 講 師	工学博士 (慶應義塾大学) 博士 (理学) (金沢大学) 博士 (理学) (京都大学)

[電子工学教育研究分野]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
電磁波工学特論	2	松 井 章 典	教 授	博士 (学術) (埼玉大学)
熱・統計物理学特論	2	松 田 智 裕	教 授	理学博士 (東京大学)
集積回路工学特論	2	吉 澤 浩 和	教 授	Ph. D. (オレゴン州立大学)
ナノ材料工学特論	2	内 田 正 哉	教 授	Ph. D. (総合研究大学院大学)
光波センシング特論	2	古 川 靖	教 授	博士 (工学) (東京農工大学)
電磁気学特論	2	藤 田 和 広	教 授	博士 (工学) (北海道大学)
電子工学特別研究	4	松 井 章 典 松 田 智 裕 吉 澤 浩 和	教 授 教 授 教 授	博士 (学術) (埼玉大学) 理学博士 (東京大学) Ph. D. (オレゴン州立大学)
電子工学特別講究	4	内 田 正 哉 古 川 靖 藤 田 和 広	教 授 教 授 教 授	Ph. D. (総合研究大学院大学) 博士 (工学) (東京農工大学) 博士 (工学) (北海道大学)

[共通]

授 業 科 目	単位数	担 当 教 員	職 名	学 位
インターンシップ	2	橋 本 智 己	教 授	博士 (工学) (宇都宮大学)

履修ガイドライン

履修ガイドライン

1 博士前期課程

1. 1 修了要件

修士の学位を得るためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 博士前期課程に2年以上（4年以内）在学する。
- ② 所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得する。
- ③ 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格する。

1. 2 修得単位数

以下の科目分類から30単位以上を修得してください。

科目		単位数	
特別演習 I～IV	各研究室でのゼミ、輪読、勉強会など	4（4科目）	事実上必修16
特別輪講 I～IV		4（4科目）	
特別実験 I～IV		8（4科目）	
特論	いわゆる講義科目	14以上	※1. 6参照

1. 3 履修登録

履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。指導教員に「研究指導教員」と「研究指導補助教員」がいる場合は両者の承認印を要します。

1. 4 履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。

なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生の後期、前期の期間に相当します。

1. 5 特別演習、特別輪講、特別実験

学則上では必修・選択の区別はありませんが、修士論文研究活動では実験を行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。従って特別演習・特別輪講・特別実験は事実上の必修科目と解釈してください。

以下のように修了までにI～IVを履修します。休学等をする場合、順番が変動することがあります。

4月入学生		M1		M2	
		4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
特別演習	半期各1コマ	I	II	III	IV
特別輪講	半期各1コマ	I	II	III	IV
特別実験	半期各3コマ	I	II	III	IV

10月入学生		M1		M2	
		10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	半期各1コマ	II	III	IV	I
特別輪講	半期各1コマ	II	III	IV	I
特別実験	半期各3コマ	II	III	IV	I

特別実験 I～IVは修士論文の指導教員（研究指導教員）を担当者としますが、特別演習・特別輪講は修士論文指導教員の許可があれば、他の大学院教員（研究指導補助教員）から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

1. 6 特論

1. 6. 1 単位数

前述のように、特別演習・特別輪講・特別実験を事実上の必修科目と解釈すると、その合計16単位を修了要件の総計30単位から差し引いた残りの14単位（7科目）以上を特論（講義科目）から履修することになります。

また、所属する専攻の授業科目のうちから、20単位以上を修得しなければならないため、所属する専攻の特論（講義科目）を4単位（2科目）以上履修する必要があります。

一般に、大学院での講義科目（特論）は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

1. 6. 2 本学博士後期課程へ進学予定の場合

本学大学院の工学研究科博士後期課程では、講義科目（特論）の履修（2科目4単位以上）が必要です。博士後期課程では博士前期課程とほぼ同じ講義科目が開講されますが、博士前期課程で修得済みの科目は博士後期課程で重複して履修、修得することができません。

博士前期課程で多数の講義単位を修得した場合、博士後期課程進学後に修得できる科目が大きく制限される可能性があります。

1. 6. 3 所属専攻以外の講義科目

下記に掲げる講義科目について、それぞれの上限を超えない範囲で、修了に必要な単位として含むことができます。

- (a) 他専攻の講義科目
- (b) 国内の他大学大学院の講義科目
- (c) 海外の他大学大学院の講義科目
- (d) 学士号取得後から本学大学院の博士前期課程に入学するまでに取得した単位（国内外は問いません。科目等履修生として取得した単位も含まれます。）

ただし、いずれのケースも、単位認定の可否は研究科教授会の判断となりますので、履修又は認定申請の前に教務委員とよく相談してください。

単位数				
14以上	本学大学院	所属専攻	4（2科目）以上	
		(a)他専攻	上限10（5科目）	
	他大学院等			本学博士後期課程分を含めて上限20
		(b)国内他大学院	本学博士後期課程分を含めて上限15	
		(c)海外他大学院		
		(d)入学前大学院		

2 博士後期課程

2.1 修了要件

博士の学位を得るためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 博士後期課程に3年以上（6年以内）在学する。
なお、優れた業績を上げたと研究科で認められると、必要在学期間が短縮となる場合があります。
「2.7 在学期間の短縮（早期修了）」を確認してください。
- ② 所要の授業科目を履修して、12単位以上を修得する。
- ③ 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する。

2.2 修得単位数

以下の科目分類から12単位以上を修得してください。

科目		単位数	
特別研究	各研究室でのゼミ、輪講を含む研究活動	4（1科目）	事実上必修8
特別講究		4（1科目）	
特論	いわゆる講義科目	4以上 ※2.6参照	

2.3 履修登録

履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。指導教員に「研究指導教員」と「研究指導補助教員」がいる場合は両者の承認印を要します。

2.4 履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。

なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生の後期、前期の期間に相当します。

2.5 特別研究、特別講究

学則において必修ではありませんが、博士論文研究活動では実験を行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。従って特別研究・特別講究は事実上の必修科目と解釈してください。

科目	コマ	履修時期
特別講究	通年6コマ	D1
特別研究	通年6コマ	学位論文審査申請予定年次

特別研究は博士論文の指導教員（研究指導教員）を担当者としてますが、特別講究は博士論文指導教員の許可があれば、他の大学院教員（研究指導補助教員）から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

2.6 特論

2.6.1 単位数

前述のように、特別研究・特別講究を事実上の必修科目と解釈すると、その合計8単位を修了要件の総計12単位から差し引いた残りの4単位（2科目）以上を特論（講義科目）から履修することになります。

一般に、大学院での講義科目（特論）は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

なお、出身大学院を問わず、修士号取得の際に認定された単位は博士後期課程の修了要件単位に含むことができません。本学大学院の博士前期課程出身者は、前期課程で修得した講義を重複して履修することができませんので注意してください。

2. 6. 2 所属専攻以外の講義科目

下記に掲げる講義科目について、それぞれの上限を超えない範囲で、修了に必要な単位として含むことができます。

- (a) 他専攻の講義科目
- (b) 国内の他大学大学院の講義科目
- (c) 海外の他大学大学院の講義科目
- (d) 修士号取得後から本学大学院の博士後期課程に入学するまでに取得した単位（国内外は問いません。科目等履修生として取得した単位も含まれます。）

ただし、いずれのケースも、単位認定の可否は研究科教授会の判断となりますので、履修又は認定申請の前に教務委員とよく相談してください。

なお、本学博士前期課程で修得した講義を重複して履修することができませんので注意してください。

単位数					
4 以上	本学大学院	所属専攻	下限規定無し（0も可）		
		(a) 他専攻	上限 4（2科目）		
	他大学院等		上限 4	本学博士前期課程分を含めて上限 2 0	
		(b) 国内他大学院	上限 2	本学博士前期課程分を含めて上限 1 5	
		(c) 海外他大学院	上限 2	本学博士前期課程分を含めて上限 1 5	
	(d) 入学前大学院	上限 2	本学博士前期課程分を含めて上限 1 5		

2. 7 在学期間の短縮（早期修了）

優れた業績を上げたと研究科で認められると、修了に必要な在学期間が短縮となり、早期に修了できる場合があります。

2. 7. 1 早期修了の場合の在学期間

2年、又は2年6ヶ月とします。

2. 7. 2 優れた業績の要件

- (a) 休学歴のない者
- (b) 再入学者でない者
- (c) 博士後期課程に入学以降、早期修了時期までに大学院工学研究科課程博士学位審査基準第1条に規定する基準を達成すること
- (d) 所属する専攻が別に定める基準を達成すること ※別途示します。

2. 7. 3 申請方法

指導教員とよく相談の上、希望する学位論文審査申請予定年次の当初に提出する履修登録票に「特別研究」を記載し提出してください。

開講科目

工学研究科 博士前期課程 開講科目一覧表

機械工学専攻 【2026年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授 業 科 目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
エネルギー工学		○	熱エネルギー工学特論	2	高坂 祐顕
		○	トライボロジー特論	2	長谷 亜蘭※
			燃焼工学特論	2	福地 亜宝郎
			流体力学特論	2	岡田 和也
	I, III	II, IV	エネルギー工学特別演習 I～IV	各1	高坂 祐顕 福地 亜宝郎 岡田 和也
	I, III	II, IV	エネルギー工学特別輪講 I～IV	各1	
	I, III	II, IV	エネルギー工学特別実験 I～IV	各2	
機械システム工学	○		材料強度学特論	2	上月 陽一
			成形加工特論	2	福島 祥夫
			品質工学特論	2	河田 直樹
			生体機械工学特論	2	長井 力
	○		破壊力学特論	2	政木 清孝
	○		機械力学特論	2	皆川 佳祐
	○		マルチボディシステム工学特論	2	安藤 大樹
	○		制御工学特論	2	萩原 隆明
			塑性加工学特論	2	高橋 俊典
	I, III	II, IV	機械システム工学特別演習 I～IV	各1	上月 陽一 福島 祥夫 河田 直樹 長井 力 政木 清孝 皆川 佳祐 安藤 大樹 萩原 隆明 高橋 俊典
	I, III	II, IV	機械システム工学特別輪講 I～IV	各1	
	I, III	II, IV	機械システム工学特別実験 I～IV	各2	
共通	○		インターンシップ	2	長井 力

※は非常勤講師

4月入学生	M1		M2	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
特別演習	I	II	III	IV
特別輪講	I	II	III	IV
特別実験	I	II	III	IV

10月入学生	M1		M2	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	II	III	IV	I
特別輪講	II	III	IV	I
特別実験	II	III	IV	I

修了までにI～IVを履修します。休学等をする場合、順番が変動することがあります。

工学研究科 博士前期課程 開講科目一覧表

生命環境化学専攻 【2026年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授 業 科 目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
材料化学			有機金属化学特論	2	岩崎 政和
			機能材料科学特論	2	木下 基
		○	有機合成化学特論	2	田中 睦生
	○		量子ビーム材料創製特論	2	前川 康成
	I, III	II, IV	材料化学特別演習 I～IV	各1	岩崎 政和 田中 睦生 木下 基
	I, III	II, IV	材料化学特別輪講 I～IV	各1	
	I, III	II, IV	材料化学特別実験 I～IV	各2	
環境化学		○	無機材料化学特論	2	有谷 博文
		○	計測化学特論	2	丹羽 修※
			応用電気化学特論	2	松浦 宏昭
			環境化学特論	2	本郷 照久
	I, III	II, IV	環境化学特別演習 I～IV	各1	有谷 博文 松浦 宏昭 本郷 照久
	I, III	II, IV	環境化学特別輪講 I～IV	各1	
	I, III	II, IV	環境化学特別実験 I～IV	各2	
生命化学			生体情報特論	2	-
	○		応用生体分子特論	2	長谷部 靖
	○		遺伝子工学特論	2	石川 正英
		○	応用微生物工学特論	2	秦田 勇二
			生命科学特論	2	秋田 祐介
	I, III	II, IV	生命化学特別演習 I～IV	各1	長谷部 靖 秦田 勇二 秋田 祐介
	I, III	II, IV	生命化学特別輪講 I～IV	各1	
	I, III	II, IV	生命化学特別実験 I～IV	各2	
共通	○		インターンシップ	2	秋田 祐介

※は非常勤講師

4月入学生	M1		M2	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
特別演習	I	II	III	IV
特別輪講	I	II	III	IV
特別実験	I	II	III	IV

10月入学生	M1		M2	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	II	III	IV	I
特別輪講	II	III	IV	I
特別実験	II	III	IV	I

修了までにI～IVを履修します。休学等をする場合、順番が変動することがあります。

工学研究科 博士前期課程 開講科目一覧表

情報システム専攻 【2026年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授 業 科 目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
情報工学			知能ロボット工学特論	2	橋本 智己
	○		メディア工学特論	2	渡部 大志
			フィジカルコンピューティング特論	2	鯨井 政祐
			神経情報処理特論	2	井上 聡
	○		ネットワークコンピューティング特論	2	前田 太陽
		○	深層学習特論	2	村田 仁樹
			システム制御特論	2	中村 晃
	I, III	II, IV	情報工学特別演習 I～IV	各1	橋本 智己 渡部 大志
	I, III	II, IV	情報工学特別輪講 I～IV	各1	鯨井 政祐 中村 晃
I, III	II, IV	情報工学特別実験 I～IV	各2	井上 聡 前田 太陽 村田 仁樹	
電子工学			電磁波工学特論	2	松井 章典
			熱・統計物理学特論	2	松田 智裕
		○	集積回路工学特論	2	吉澤 浩和
	○		ナノ材料工学特論	2	内田 正哉
		○	回路システム工学特論	2	伊丹 史緒
		○	光波センシング特論	2	古川 靖
		○	電磁気学特論	2	藤田 和広
	I, III	II, IV	電子工学特別演習 I～IV	各1	松井 章典 松田 智裕
	I, III	II, IV	電子工学特別輪講 I～IV	各1	吉澤 浩和 内田 正哉
I, III	II, IV	電子工学特別実験 I～IV	各2	古川 靖 藤田 和広 伊丹 史緒	
ヘルスケア科学	○		生命維持装置特論	2	大坪 茂
			健康と社会環境特論	2	湯舟 邦子
	○		ヘルステック特論	2	山下 和彦※
			公衆衛生学特論	2	久米 絢弓
			認知インタフェース特論	2	濱口 淳
			食品学特論	2	高橋 朝歌
		○	運動生理学特論	2	河江 敏広
		○	リハビリテーション工学特論	2	遠藤 悠介
	I, III	II, IV	ヘルスケア科学特別演習 I～IV	各1	大坪 茂 湯舟 邦子 高橋 朝歌
I, III	II, IV	ヘルスケア科学特別輪講 I～IV	各1	濱口 淳 河江 敏広 久米 絢弓	
I, III	II, IV	ヘルスケア科学特別実験 I～IV	各2	遠藤 悠介 長谷部 靖 長井 力	
共通	○	インターンシップ	2	橋本 智己	

※は非常勤講師

4月入学生	M1		M2	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
特別演習	I	II	III	IV
特別輪講	I	II	III	IV
特別実験	I	II	III	IV

10月入学生	M1		M2	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	II	III	IV	I
特別輪講	II	III	IV	I
特別実験	II	III	IV	I

修了までにI～IVを履修します。休学等をする場合、順番が変動することがあります。

工学研究科 博士後期課程 開講科目一覧表

機械工学専攻

【2026年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授 業 科 目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
エネルギー工学		○	熱エネルギー工学特論	2	高坂 祐顕
		○	トライボロジー特論	2	長谷 亜蘭※
			燃焼工学特論	2	福地 亜宝郎
			流体力学特論	2	岡田 和也
	通年		エネルギー工学特別研究	4	高坂 祐顕 福地 亜宝郎
	通年		エネルギー工学特別講究	4	岡田 和也
機械システム工学	○		材料強度学特論	2	上月 陽一
			成形加工特論	2	福島 祥夫
			品質工学特論	2	河田 直樹
			生体機械工学特論	2	長井 力
	○		破壊力学特論	2	政木 清孝
	○		機械力学特論	2	皆川 佳祐
	○		マルチボディシステム工学特論	2	安藤 大樹
	○		制御工学特論	2	萩原 隆明
	通年		機械システム工学特別研究	4	上月 陽一 福島 祥夫 河田 直樹 長井 力
	通年		機械システム工学特別講究	4	政木 清孝 皆川 佳祐 安藤 大樹 萩原 隆明
共通	○		インターンシップ	2	長井 力

※は非常勤講師

(注1)

博士前期課程で修得済みの科目は重複して履修，修得することはできません。

工学研究科 博士後期課程 開講科目一覧表

生命環境化学専攻 【2026年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授 業 科 目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
材料化学			有機金属化学特論	2	岩崎 政和
			機能材料科学特論	2	木下 基
		○	有機合成化学特論	2	田中 睦生
	○		量子ビーム材料創製特論	2	前川 康成
	通年		材料化学特別研究	4	岩崎 政和 田中 睦生 木下 基
	通年		材料化学特別講究	4	
環境化学		○	無機材料化学特論	2	有谷 博文
		○	計測化学特論	2	丹羽 修※
			応用電気化学特論	2	松浦 宏昭
			環境化学特論	2	本郷 照久
	通年		環境化学特別研究	4	有谷 博文 松浦 宏昭 本郷 照久
	通年		環境化学特別講究	4	
生命化学			生体情報特論	2	-
	○		応用生体分子特論	2	長谷部 靖
	○		遺伝子工学特論	2	石川 正英
		○	応用微生物工学特論	2	秦田 勇二
			生命科学特論	2	秋田 祐介
	通年		生命化学特別研究	4	長谷部 靖 秦田 勇二 秋田 祐介
	通年		生命化学特別講究	4	
共通	○		インターンシップ	2	秋田 祐介

※は非常勤講師

(注1) 博士前期課程で修得済みの科目を重複して履修することはできません。

工学研究科 博士後期課程 開講科目一覧表

情報システム専攻 【2026年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授 業 科 目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
情報工学			知能ロボット工学特論	2	橋本 智己
	○		メディア工学特論	2	渡部 大志
			フィジカルコンピューティング特論	2	鯨井 政祐
			神経情報処理特論	2	井上 聡
	○		ネットワークコンピューティング特論	2	前田 太陽
		○	深層学習特論	2	村田 仁樹
			システム制御特論	2	中村 晃
		通年	情報工学特別研究	4	橋本 智己 渡部 大志 鯨井 政祐 中村 晃
		通年	情報工学特別講究	4	井上 聡 前田 太陽 村田 仁樹
電子工学			電磁波工学特論	2	松井 章典
			熱・統計物理学特論	2	松田 智裕
		○	集積回路工学特論	2	吉澤 浩和
	○		ナノ材料工学特論	2	内田 正哉
	○		光波センシング特論	2	古川 靖
		○	電磁気学特論	2	藤田 和広
		通年	電子工学特別研究	4	松井 章典 松田 智裕 吉澤 浩和 内田 正哉
		通年	電子工学特別講究	4	古川 靖 藤田 和広
共通	○		インターンシップ	2	橋本 智己

(注1)

博士前期課程で修得済みの科目は重複して履修，修得することはできません。

教職課程

教職課程（大学院）

1 本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科

本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりです。

免許状の種類は、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が取得できます。

免許教科は「技術」「工業」「理科」「情報」が取得できます。研究科・専攻ごとに取得できる免許状が決まっていますので、所属する専攻の免許状を取得してください。

ただし、工学研究科博士前期課程情報システム専攻では、教育研究分野の研究室によって取得できる専修免許状の種類及び免許教科が異なります。

専修免許状の取得を希望する学生は、事前に学務課教職課程で確認してください。

1. 1 大学院 工学研究科

研究科	専攻	教育研究分野	免許状の種類・免許教科
工学研究科 博士前期課程	機械工学専攻	エネルギー工学教育研究分野	中学校教諭専修免許状（技術）
		機械システム工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（工業）
	生命環境化学専攻	材料化学教育研究分野	中学校教諭専修免許状（理科）
		環境化学教育研究分野 生命化学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（理科）
	情報システム専攻	電子工学教育研究分野	中学校教諭専修免許状（技術）
		情報工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（情報）
		電子工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（工業）

2 教職課程の登録及び履修方法

2. 1 在学生

専修免許状取得を希望する者は、教職課程履修者登録票を提出し、本学の教職課程に登録して許可を受けなければなりません。

教職課程への登録は、1年次前期の履修期間内までに行ってください。

(1) 教職ガイダンスの出席（必須）

1年次の前期（4月）に「教職ガイダンス」を実施します。専修免許状取得のための重要な説明を行いますので、専修免許状の取得を希望する者は、必ず出席してください。欠席は認めません。

やむを得ない理由により出席できない場合には、事前に学務課教職課程まで連絡してください。

(2) 教職課程の登録方法

「教職ガイダンス」で配布する教職課程履修者登録票に必要事項を記入し、履修期間内に次の教職課程の登録に必要な提出書類、1) 教職課程履修者登録票、2) 学部で取得した中学校または高等学校教諭1種免許状の写しを学務課教職課程へ提出し、教職課程に登録してください。

登録に必要な書類が必要な場合は、学務課教職課程へ連絡してください。

【教職課程の登録に必要な提出書類】**1) 教職課程履修者登録票**

教職ガイダンス時に配布する「教職課程履修者登録票」に必要事項を全て記入し、写真1枚を貼付して提出してください。

2) 学部で取得した中学校または高等学校教諭1種免許状の写し

学部で取得した中学校又は高等学校教諭1種免許状の写しを提出してください。

(3) 教職課程の履修方法（履修許可者のみが受講可能な科目の履修）

教職課程に登録し履修許可を受けた者は、工学研究科規程別表2の各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の「教科又は教科の指導法に関する科目」の科目を履修し修得することができます。

(4) 教職課程からの連絡

教職課程からの連絡は、LiveCampusUを通じて行います。

3 専修免許状取得に必要な単位の修得方法

本学で中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには、前項の「2 教職課程の登録及び履修方法」に記載している手続きの他に、次の表のとおり基礎資格を有し、中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状を基礎にして、各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」から免許状取得に必要な単位を24単位修得する必要があります。

入学した研究科・専攻で取得できる専修免許状の種類及び免許教科が、学部で取得した1種免許状の種類及び免許教科が異なる場合、専修免許状を取得することはできません。

また、1種免許状を取得していない場合も専修免許状を取得することはできませんので、1種免許状を取得する必要があります。

3. 1 専修免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	最低修得単位数の内訳			
			大学が独自に設定する科目	教科又は教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	免許法施行規則第66条の6に定める科目
中学校教諭専修免許状 (各教科)	修士の学位を有すること	91単位	24単位	中学校教諭1種免許状取得 (67単位)		
高等学校教諭専修免許状 (各教科)	修士の学位を有すること	91単位	24単位	高等学校教諭1種免許状取得 (67単位)		

3. 2 専修免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細

(1) 基礎資格

「基礎資格（修士の学位を有すること）」は、本学の大学院工学研究科博士前期課程を修了することで充足されます。

(2) 大学が独自に設定する科目（中学校24単位・高等学校24単位）

「大学が独自に設定する科目」の修得単位数は、工学研究科規程別表2の各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の「教科又は教科の指導法に関する科目」から、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状は24単位修得しなければなりません。

「大学が独自に設定する科目」で修得した単位数は、修了要件に含まれます。

4 専修免許状の申請

教員免許状の授与申請には、一括申請と個人申請があります。

教員免許状は、教育職員免許法第5条第2項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教育職員免許法に定める単位を修得した者は、原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与願の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

本学では、教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために、一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に申請を行います。詳細については教員免許状一括申請説明会で説明いたします。また、学位記授与式終了後に開催する教員免許状授与式で免許状を授与します。

5 教員採用試験

教員採用試験は3月中旬から願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせ、願書を入手してください。

教育実習先が公立学校の場合、教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので、願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は、公立学校の場合、各都道府県のホームページで確認することができます。

6 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ

模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップを実施する場合は、教職ガイダンス及びLiveCampusUでお知らせします。学務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は、早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

7 教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは、教員を目指している学生のために、教職関係の履修指導、教職相談、教職学生ボランティア等への参加、教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。設置場所は26号館7階「教職センター室」・利用時間は月曜日～金曜日 9:00～17:00（担当が授業等でいない場合があります。）

学生生活

《これだけは知っておきたい》

《学生生活を送るうえでの注意》

《学生生活充実のために》

これだけは知っておきたい

1. 学籍の確認

1. 1 学生証(身分証明書)

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を提示しなければなりません。忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続き時」に交付します。

在学学生は、毎年4月初めのオリエンテーション期間内に必ず更新手続きをしてください。

1. 3 学生証の再発行

学生証を紛失または破損してしまった場合は、直ちに再発行の手続き(再発行料: 2,000円)をしてください。なお、再発行後に古い学生証が見つかった場合は、学務課に必ず返却してください。

1. 4 学生証の返却

修了の場合は、学位記授与式後に返却してください。

退学、除籍の場合は、直ちに学務課に返却してください。

1. 5 身上の異動に伴う届出

学生本人または保証人の身上に変更(住所変更・保証人変更・改姓など)が生じた場合は、速やかに学務課にて手続きを行ってください。

これらの情報は、保証人および学生への通知や連絡、万一の場合の緊急連絡等に使用する重要事項となります。

大学からの文書による通知等は、大学に届出されている住所宛に送付しますので、変更が生じた際には、必ず速やかに手続きをお願いします。

2. 傷害保険・損害賠償保険について

2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険(全員加入)

本学では、学生全員が公益財団法人 日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、速やかに学務課に連絡し、事故報告書を提出してください。なお、入院・通院の領収書を必ず保管しておいてください。保険金請求の手続きに必要となります。

保険の詳細については、「加入者のしおり」を参照してください。

その他、質問等があれば学務課まで問い合わせてください。

1. 保険の対象となる活動の種別と保険金額

【学生教育研究災害傷害保険】

下表の活動中に傷害事故が発生した場合、保険の対象となります。

保険の対象となる活動の種別	保険金額および保険の対象となる治療日数		入院加算金
・ 正課中 ・ 学校行事中	死 亡	2,000 万円	入院 1 日につき 4000 円 (180 日限度)
	後遺傷害	120 万円～3,000 万円	
	医 療	3,000 円～30 万円	
	治療日数	通院 1 日目から補償	
・ 通学中 ・ 学校施設等相互間の移動中 ・ 上記以外で学校施設内にいる間	死 亡	1,000 万円	
	後遺傷害	60 万円～1,500 万円	
	医 療	6,000 円～30 万円	
	治療日数	通院 4 日目から補償	
・ 学校施設内外を問わず、課外活動中	死 亡	1,000 万円	
	後遺傷害	60 万円～1,500 万円	
	医 療	3 万円～30 万円	
	治療日数	通院 14 日目から補償	

※治療日数は、実際に入院または通院した日数をいいます。

※入院加算金は、いずれの活動種別においても入院 1 日目から支払われます。

【学研災付帯賠償責任保険】

下表の活動中に他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊した場合、保険の対象となります。

保険の対象となる活動の種別	保険金額
・ 正課中 ・ 学校行事中 ・ 通学中、学校施設等相互間の移動中（徒歩・自転車・公共交通機関に限る） ・ インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動	対人賠償と対物賠償合わせて 1 事故につき 1 億円（免責金額 0 円）

2. 保険金が支払われない場合

大学に届出のない課外活動、故意、自殺、犯罪行為、疾病(急性アルコール中毒を含む)、地震、噴火、津波、無資格・酒気帯び運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登山、スカイダイビング等、これらに類する危険度の高い課外活動

2. 2 傷病見舞金制度

課外活動中の事故により、学生が医師の診療を受け、「学生教育研究災害傷害保険」では保険金が支払われない通院日数が 4 日から 13 日までの場合、以下のとおり見舞金を贈ります。

通院日数 4 日から 7 日まで 5,000 円

通院日数 8 日から 13 日まで 10,000 円

2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入)

「学生教育研究災害傷害保険」加入者が(本学は全員加入)、任意で加入できる保険です。

学生生活を24時間365日補償し、けが・病気の治療費実費や個人賠償責任の補償等、学生生活全般をサポートします。通常料金の30%の割引があります。

本学では、「学研災付帯学生生活総合保険」への加入を推奨しています。

※ 加入プランによって補償内容・保険料が違いますので、パンフレットをご確認ください。

※ 入学後に加入する場合、保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

1. 補償内容

- (1) 個人賠償責任(示談交渉サービス付)：学生本人が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたとき等、法律上の賠償責任を負った場合。自転車の事故も補償
- (2) 治療費用：学生本人が、けがや病気で入院または通院した場合(1日より補償)
- (3) 学生本人の死亡・後遺障害
- (4) 救済者費用等：学生本人が入院し、保護者が駆けつけた場合等
- (5) 育英・学資費用：扶養者が死亡もしくは重度後遺症を被った場合
- (6) 生活用動産(下宿限定)：学生本人が所有する家財が火災や盗難にあった場合
- (7) 借家人賠償責任(下宿限定)：家主に対して法律上の賠償責任を負った場合

2. 保険料(令和8年3月現在)

- ・ 自宅から通学する学生用(4年間) 42,970円～
- ・ 下宿の学生用(4年間) 48,960円～

【問い合わせ先】 保険屋さん 24 ☎0495-34-3737 Fax0495-34-3838

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 ☎048-521-4519 fax048-521-45

3. 緊急災害対応について

1. 地震発生時の対応

(1) 授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら、すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら、非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し、中に閉じ込められるおそれがあるので、使用しないでください。

避難時には、建物からの落下物に注意し立ち止まらず、カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

(2) 在宅中や通学途中の場合

自宅では、第一に安全な場所に隠れましょう。また、まくらやクッション等で頭を守ってください。バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら、急停車に備え、手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また、停車しても勝手に非常コックを開けて車外に出たり、窓から飛び降りたりしてはいけません。必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。

自動車の運転中に揺れを感じても、あわてて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまう。揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し、車道の左側か空き地に停車してください。車から離れる時はキーをつけたまま下車し、ドアはロックしないでください。

2. 火災発生時の対応

- (1) 普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
- (2) 火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に努めてください。
- (3) 非常時の場合は、構内放送にしたがって行動してください。なお、放送のない場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)に避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。

警戒宣言が発令された場合

警戒宣言とは

「2～3日(または数時間)以内にマグニチュード8程度の大地震が発生することが予想される」場合に、大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発表するもので、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

- ・宣言が発令された時点で全時限休講とします。
- ・構内放送により警戒宣言が発令されたことをお知らせします。
- ・地震の発生が数時間以内に予想される場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)へ避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。
- ・テレビやラジオ等で情報を収集し、安全な場所を確保するよう努めてください。
- ・警戒宣言が解除された場合は、通常授業を実施します。

学生生活を送るうえでの注意

1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するもの、奨学金に関するものなどがあります。いずれも重要なものですので、掲示やLiveCampusUによる期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

2. 大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は、掲示板、ホームページ及びLiveCampusUで行います。掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

通常の間い合わせについては、原則として電話による対応は行っていません。
間い合わせや相談が必要な場合は、学務課窓口にご来校ください。

ただし、緊急時に限り、以下の電話番号で連絡を受け付けます。

学務課(学生関係)	TEL 048-585-6812
学務課(教務関係)	TEL 048-585-6813

災害等の非常時には、必ず大学へ連絡し、安否・所在・被害状況を伝えてください。

3. 通学定期乗車券

通学定期券を購入する際は、「学生証(通学証明書に相当)」を使用して購入してください。なお、学生証を使用して通学定期券を購入できない場合は、学務課へ申し出てください。

※ 以下の学生証では、通学定期券を購入できませんので、注意してください。

- ① 学生証裏面にシールが貼られていない。
- ② 学生証裏面にシールは貼られているが、当該年度のシールではない。
- ③ 学生証裏面に当該年度のシールは貼られているが、学籍番号・氏名・学年・現住所・通学区間が記入されていない。

通学定期券の不正購入や不正使用は絶対にしないでください。
不正購入や不正使用した場合は、重い罰則を受けることになります。

4. 学割証(学生旅客運賃割引証)

4. 1 学割証の利用条件

正課活動、課外活動、就職活動、帰省等のために遠距離で乗り物を利用する際、その乗車区間が片道 100km を超える場合は、学割証(学生旅客運賃割引証)を利用することができません。

4. 2 学割証の発行

26号館1階に設置されている証明書自動発行機で発行ができます。

4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は、発行日から3ヶ月間です。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを無料運行しています。運行時刻については、正門ロータリー内のスクールバス発着所に掲示します。また、本学のホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加が生じた場合は、その都度ホームページで公開します。

1. 岡部駅(JR高崎線) ⇄ 大学(約5分)
2. 寄居駅(JR八高線・秩父鉄道・東武東上線) ⇄ 大学(約25分)
3. 森林公園駅(東武東上線) ⇄ 大学(約50分)
4. 伊勢崎駅(JR両毛線・東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約50分)
5. 新伊勢崎駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約40分)
6. 世良田駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約30分)
7. 太田駅(東武伊勢崎線・桐生線・小泉線) ⇄ 大学(約50分)

5. 2 自動車・バイクによる車両通学

自動車・バイク等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は、以下の条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

1. 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
2. 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり、通学距離が片道4km以上であること。
3. 対人保険金額が8,000万円以上、対物保険金額が1,000万円以上、搭乗者保険金額が1,000万円以上或いは人身傷害の補償額が3,000万円以上、且つ、運転者の年齢条件が適用になっている任意自動車保険に加入していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分(懲戒)を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず、万が一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学務課[TEL 048-585-6812]へ連絡してください。

5. 3 車両登録の方法等について

以下の手順で車両登録を行ってください。

1. 「車両通学許可願」を提出する

車両通学を希望する新入生については、「車両通学許可願」と「任意自動車保険契約書写し(コピー)」を、入学手続き時に提出してもらいます。なお、入学手続き翌日以降の提出については、随時、学務課にて受け付けます。

2. 「交通安全講習会」を受講する

新入生オリエンテーション期間内に実施する「交通安全講習会」を受講してください。なお、新入生オリエンテーション期間内に「交通安全講習会」を受講できなかった車両通学希望者は、学務課に申し出てください。

※「車両通学許可願」を提出していなくても「交通安全講習会」は受講することができます。

3. 「車両通学許可証」を受け取る

LiveCampusUにて「車両通学許可証(バイク・原付はシール)」の配布時期をお知らせしますので、配布期間内に学務課で受け取ってください。

「車両通学許可証」の有効期限は、修了までを原則とします。乗用車の場合は、車両通学許可証を外から確認できるようにダッシュボードの上に置いてください。バイク・原付の場合は、シールを車両の目につく箇所へ貼付してください。

注 意

- ・ 車両登録を行っていないと、万が一、通学途中に車両で交通事故を起こしてしまっても、保険の申請に必要な通学認定ができません。
- ・ 車両登録は1人1台となります。車両登録の内容(車種、保険等)に変更が生じた場合は、速やかに学務課に申し出てください。

5. 4 学生駐車場・学生駐輪場

本学には、学生駐車場・学生駐輪場があります。ルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、以下の学内ルールを守ってください。

1. 学生車両は、正門からの進入を禁止します。
 2. 学内においては、徐行運転を厳守してください。
 3. 大乗殿前は緊急車両の駐車スペースのため、学生は駐車禁止です。
 4. 21号館(図書館棟)前及び26号館(正智塔)北の駐車場は外来者・教職員専用のため学生は駐車禁止です。
 5. バイク・原付・自転車にて通学する学生は、学生駐車場/駐輪場を利用してください。
- ※ 学生駐車場・学生駐輪場で盗難及び事故が発生した場合、大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各自が注意をしてください。

「埼玉県自転車からの安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化が規定されています。

県外から、埼玉県に移住した場合も条例の適用となります。

5. 5 交通事故が起こったときの対応等について

交通事故は、いつ何時起こるかわかりません。事故の大小にかかわらず、必ず学務課〔TEL 048-585-6812〕に連絡してください。

接触事故が発生したら、その場における当事者間の解決や口約束はせず、相手方には「今後のことについては、保険会社と相談しながら話を進めさせてください。」と伝えてください。

1. 交通事故が起こったときの対応

＜事故現場において＞

- (1) 負傷者がいる場合、負傷者を救護し、119番へ通報する。
- (2) 事故車両を他の交通の妨げにならない場所に移動させ、2次災害を防止する。
- (3) 警察(110番)へ通報する。
- (4) 相手方の情報を記録(メモ/写真等)する。
 - ・氏名、住所、連絡先(免許証等で確認)
 - ・車名、車両の色、車両登録番号(車検証等で確認)
 - ・怪我の有無(相手方に確認)
 - ・相手方の保険会社がかかる場合は、保険会社名、証券番号、連絡先
- (5) 事故現場・損傷状況を記録(メモ/写真等)する。
 - ・事故日時及び場所、道路形態、信号機の有無や色、標識の有無
 - ・双方の走行速度、停止位置、接触箇所、損傷状況
 - ・目撃者がいる場合は、目撃者の氏名、連絡先

＜事故現場での対応が落ち着いたら速やかに＞

- (6) 加入している任意保険会社へ連絡する。
- (7) 学務課へ連絡し、事故報告書を提出する。

2. 事故を起こさない安全走行のポイント

- (1) 安全速度を必ず守る
- (2) 飲酒運転は絶対にしない
- (3) 運転中にスマートフォンや携帯電話等を使用しない
- (4) 十分な車間距離をとる
- (5) カーブの手前では十分速度を落とす
- (6) 交差点では必ず安全を確かめる
- (7) 横断歩道手前では減速、歩行者がいる場合は停止する
- (8) 薄暗くなったら早めにライトを点灯する
- (9) 睡眠不足など、体調がすぐれないときは運転しない
- (10) 長距離を運転するときは、定期的な休憩をとる
- (11) 自分の運転技術を過信しない

6. 学生食堂

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

6. 1 大食堂

[営業時間 10:30～14:00]

大食堂は、22号館1階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・うどん・そば・弁当やおにぎりなどが一般価格より安く提供されています。

6. 2 カフェ・ロータス

[営業時間 8:30～16:00]

カフェ・ロータスは、31号館で営業しています。朝食(100円～※数量限定)をはじめ各種定食やカレー等が食べられます。1階は76席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも20席あります。2階は女性専用のフロアーになっています。28席のほかパウダーコーナー等が設けられています。

なお、合宿等で朝・夕食を希望する場合やクラブ・サークルのコンパを計画する場合は、前もって連絡をしておくことと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学務課窓口「施設設備使用許可願」を提出してください。

7. セブン-イレブン埼玉工業大学店

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

[営業時間 8:00～19:00]

セブン-イレブンは、22号館(情報システム学科棟)1階にあります。各種劇場等のチケットの購入やATM、コピー機等、学生生活を応援する設備が整っています。

8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について(遵守事項)

1. 学内では喫煙をしないこと。
2. 学内では飲酒をしないこと。
3. 構内は清潔に保つよう心掛けること。

9. 学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」及び「学生の書類提出先」を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学務課へお問い合わせください。

9. 1 学生団体の設立・活動に関する手続

1. 学生が、学内で団体を設立する場合は、「学生団体結成願(新規)」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学務課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。
2. 許可された団体は、毎年度3月31日までに「学生団体結成願(継続)」を、また、翌年度4月30日までに、決算報告書を添えて「学生団体活動報告書」を、いずれもクラブ連合会に提出してください。なお、所定の届出がない団体は、解散したものとみなします。
3. 上記団体が学外において大会や練習試合等の活動を行う場合は「学外活動届」を、また、学内外において合宿を行う場合は「合宿届」を、活動を行う一週間前までに学務課に提出し、許可を得なければなりません。

9. 2 掲示・配布に関する手続

1. 学生が学内外においてビラ、ポスター、パンフレットなどを掲示または配布する場合は、前日までに「掲示許可願」もしくは「出版・印刷物配布許可願」を学務課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で掲示もしくは配布することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

9. 3 大学の施設・設備等の使用に関する手続

1. 本学の施設・設備または物品等を使用する場合は、3日前までに「施設・設備使用許可願」もしくは、1週間前までに「学内物品使用許可願」を学務課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 使用した物は、必ず期限までに返却してください。
3. 使用する際は、その保全に十分留意し、万が一、紛失した場合または破損させた場合は、速やかに学務課へ届け出て、その責任を負うことになる場合があります。

9. 4 学生活動における注意事項

1. [学内放送] いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。放送しようとする場合は、学務課に相談してください。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
2. [金銭を伴う行為] 学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
3. [学生の政治活動、暴力行為等] 学生または学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為は許しません。

10. 紛失物・拾得物について

最近、学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、関数電卓など精密で高価なもの、財布や通学定期、自宅の鍵や自転車の鍵、自動車の鍵などが多くなっています。また、スクールバス内での落とし物も目だっています。下車の際は十分注意してください。

誤って紛失してしまった場合、また、拾得物があった場合には、直ちに学務課へ届け出てください。紛失物は、学務課で保管しています。

※ 学務課での紛失物保管期限は、以下のとおりです。なお、保管期間が過ぎた物は処分します。

保管期間	品 物	処 分
直ちに本人へ連絡	身分証明書	
開封して本人確認後連絡	財布	
本人確認後連絡 または3ヵ月保管	USBメモリー ペンケース ノート 教科書	
6ヵ月	現金	赤十字などへ寄付
	自転車	廃棄
3ヵ月	鍵 スマートフォン 関数電卓 電子辞書 携帯音楽プレイヤー 時計 ゲーム機 衣類・靴等 メガネ・イヤホン等 その他個人が特定できないもの	廃棄
	傘	再利用
1日	飲み物(ペットボトル)お菓子等 弁当箱・水筒	廃棄

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

1. 1 学生相談室

1. 学生相談室とは

学生相談室は、学生のみなさんが充実した学生生活を送れるように支援するための場所です。専門の相談員(臨床心理士等)が個別相談に応じています。

相談内容は、学生生活全般、勉強、部活やサークル、人間関係、将来の進路、家庭の問題など、どんなことでもかまいません。なにか心配なことや不安なこと、悩んでいることがありましたら、ひとりで悩まずに学生相談室を訪れてください。

相談内容と相談する人のプライバシーは守られます。安心して来室してください。

学生のみなさんのカウンセリングのほか、教職員や学生のご家族の方からの学生に関する相談もお受けしています。

※ 学生相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生相談室規程を参照してください。

2. 学生相談室の利用方法

相談室は原則予約制です。相談員との個別面談形式でお話を聞かせていただきます。

予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

申し込みの際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。予約フォーム、メール予約の場合は学生相談室から折り返し連絡が来てから予約完了となります。

相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人の方が面談に同席することもできます。

なお、面談中は電話に出られないこともありますので、その際は電話をおかけ直しいただくか、メールにてご用件をお知らせください。

- 場 所 : 26号館6階 2662室・2666室(面談用のお部屋が2つあります)
- 開設時間 : 9:30~11:30 / 12:30~16:00(土日・祝日は閉室)
- 電話番号 : 048-585-6879(学生相談室直通)
- e-mail : soudanshitsu@sit.ac.jp

学生相談室のページには以下のQRコードからアクセスできます。

学生相談室のページ(大学ホームページ)



学生相談室 予約フォーム



1. 2 学生委員について(学生相談)

校内には研究科・専攻ごとに学生相談を担当する学生委員がいます。身近な生活の悩みやトラブル、苦情等も随時受け付けていますので、気軽に相談してください。

また、「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

相談をする場合は、研究室に向かうか、メールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。学務課を通じての相談も可能です。

●工学研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	TEL	メールアドレス / ()は研究室
機械工学専攻	皆川 佳祐	048-585-6833	mina@sit.ac.jp (6号館 2F)
生命環境化学専攻	本郷 照久	048-585-6837	hongo@sit.ac.jp (2号館 1F)
情報システム専攻	中村 晃	048-585-6877	akira-nakamura@sit.ac.jp (27号館 4F)

●人間社会研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	TEL	メールアドレス / ()は研究室
情報社会専攻	高橋 広治	048-585-6303	tkoji@sit.ac.jp (30号館 2F)
心理学専攻	伊藤 淳子	048-585-6323	jito@sit.ac.jp (30号館 4F)
心理学専攻	金子 まどか	048-585-6319	m.kaneko@sit.ac.jp (30号館 7F)

1. 3 ハラスメントの防止と相談について

ハラスメントとは、目的はどうかであれ、他の人に不快感や屈辱感などの精神的苦痛、身体的苦痛、不利益を与える人権侵害行為を指します。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントはハラスメントの代表的なものであり、教育研究機関の場におけるハラスメントは、アカデミックハラスメントといわれています。ハラスメントを厳密な意味で区分することは難しく、複数の要素が重なってより深刻なハラスメントになってしまう可能性もあります。

本学では、ある言動がハラスメントに該当するかは言動を行った者の意図にかかわらず、原則として受け手の主観的判断を基準とします。

※ ハラスメント相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程を参照してください。

ハラスメントにあった時やハラスメントではないかと感じた時には、ひとりで悩みを抱え込まずに学生ハラスメント相談室に相談してください。ハラスメント被害を受けた本人からだけでなく、第三者からの相談も受け付けています。

学生ハラスメント相談室について(原則予約制)

- 場 所： 26号館6階 2662室・2666室
- 開設時間： 9:30～11:30 / 12:30～16:00 (土日・祝日は閉室)
- e-mail : harasou@sit.ac.jp

予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

予約フォーム、メール予約の場合は学生ハラスメント相談室から折り返しの連絡が来てから予約完了となります。

- ・ 予約の際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。
- ・ 相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の方が面談に同席することもできます。
- ・ ハラスメント相談室では、相談に際しハラスメントの被害を受けた相談者のプライバシーを最大限保護し、秘密を厳守します。
- ・ ハラスメント相談員は、相談者の事情を聞き、相談者の立場に立って迅速に対応します。安心してお越しください。
- ・ ハラスメントに関する相談をしたことを理由に不利益な取り扱いをされることはありません。

学生ハラスメント相談室のページ
(大学ホームページ)



学生ハラスメント相談室
予約フォーム



1. 4 合理的配慮の申請について

短期間に回復しない心身の障害などにより授業や学生生活に何らかの困難がある学生が、大学生活を送るうえで必要な配慮を大学に申し出ることができます。

大学との協議を経て、合理的配慮を受けることができます。

1. 申請期間

随時受け付けます。ただし申請手続きに時間を要するため、授業開始1か月前までが望ましいです。

2. 申請の流れ

- (1) 本人もしくは保証人が学生相談室に申し出てください。
- (2) 本人（及び保証人）、学生相談室相談員（以下、相談員）で面談を実施します。相談員から手続き等の説明をし、病気・障害等の詳細、希望する配慮内容などについて伺います。もし障害者手帳や診断書、検査結果、これまでに受けた配慮のまとめなどがありましたらお持ちください。※既に相談したことがある場合など、省略することもあります。
- (3) 必要に応じて以下の書類を本人もしくは保証人が学務課へ提出してください。
 - ・配慮申請書(面談の際に書式をお渡しします)
 - ・障害者手帳、医師の診断書など、病気・疾患・障害等を客観的に証明できるもの
- (4) 本人（及び保証人）、専攻主任、学務課職員、相談員で面談を実施し、病気・障害等の詳細や必要な配慮の内容について話し合います。また、情報共有に関する同意書を提出していただきます。
- (5) 必要に応じて関係部署等と協議しながら、面談の内容をもとに相談員が配慮依頼書を作成します。
- (6) 本人（及び保証人）に配慮依頼書の内容を確認していただきます。その後、相談員が配慮依頼書を専攻主任、学務課長に提出します。
- (7) 配慮依頼書に基づき専攻において対応を協議し、その結果が専攻主任から学務課長、相談員に共有されます。また、相談員から本人へ協議結果をお伝えします。必要があれば本人（及び保証人）と関係者での話し合いや専攻での協議を再度行います。
- (8) 配慮・サポート内容を、別途、記入していただいた情報共有に関する同意書に基づいて、相談員から講義担当者、関係部署、関係者へ通知します。
- (9) その後もメールや面談を通じ、配慮内容の再検討・調整を必要に応じて行います。配慮内容を変更したい場合や、新たに病気・障害等が発生した、病気・障害等の状態が変わった等の場合は学生相談室までご連絡ください。

2. 学習支援センター

学習支援センターは、学生の主体的な学習活動を支援することを目的として、21号館(図書館棟)内に設置された施設です。数学・物理・化学・英語・日本語を中心に、基礎から応用まで幅広い学習相談に対応しています。

センターには、各科目を専門とするチューター（教員）およびティーチング・アシスタント（大学院生）が在室し、日々の学習に関する疑問や相談に応じています。必要に応じて各科目担当教員への連絡・相談を行うこともできます。担当教員の専門分野や在室曜日・時間を確認のうえ利用し

てください。

また、基礎科目の理解に不安がある学生を対象とした授業理解支援セミナーの開講、学習方法に関する助言など、個々のニーズに応じた支援も行っています。日本語科目も開設しており、日本語能力に不安のある留学生の利用も歓迎しています。語学面のみならず、大学での学修全般に関する相談にも対応しています。

センター内には、授業で使用する教科書をはじめ、辞書・参考書・問題集などを備えており、コピー機も設置しています。授業期間中は月曜日から金曜日の10時45分から18時45分まで開館しており、空き時間の自習場所としても利用できます。学習に関する不安や疑問がある場合は、積極的に活用してください。

開講科目、担当教員の在室スケジュール、開館時間等の詳細は、学習支援センターのホームページで確認してください。

学習支援センター
(大学ホームページ)



3. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。病に倒れてしまったては何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

3. 1 保健室の利用

授業中や課外活動中など学内での体調不良や、思わぬケガをしたときは、すぐに保健室(21号館[図書館]1階)または学務課へ申し出てください。

3. 2 定期健康診断

毎年、全学生を対象とした、定期健康診断を実施しています。

新入生は、4月のオリエンテーション期間内と3月下旬に、在学生(M2・D3除く)は、3月下旬に実施しています。

定期健康診断は、学生の皆さんの健康維持、疾病の早期発見を目的として毎年実施していますので、必ず受診してください。

定期健康診断の検査項目は、以下のとおりです。

尿検査、身体計測(身長、体重)、血圧、視力、色覚、採血、胸部X線、内科診察

定期健康診断の実施日は、LiveCampusUにてお知らせいたします。

なお、定期健康診断を受診できなかった学生は、個々に医療機関で受診してください。検査項目については、学務課にお問い合わせください。

3. 3 定期健康診断結果の連絡

定期健康診断を受けた学生には、LiveCampusU(マイ info の学生情報内)で健康診断情報を公開し

ます。受診した各項目の検査結果が一目でわかる内容となっています。なお、「総合判定」、「今回の総合コメント」において、検査を要すると判定の場合は、医師の再検査を至急受け、その結果及び診断書を学務課に提出してください。

また、個々に医療機関で受診した場合、その診断結果はLiveCampusUには反映されません。

3. 4 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受け、その結果、異常が認められなかった学生については、26号館1Fに設置されている証明書自動発行機で健康診断証明書を発行することができます。本証明書は、就職活動の際に必要な書類です。

手数料は1通300円です。ただし、進学または就職活動に使用する場合(学部は3年次、博士前期課程及び修士課程は1年次、博士後期課程は2年次の10月1日以降)は1通100円となります。

定期健康診断の結果、異常が認められた学生については、健康診断証明書を発行することはできません。証明書の発行を受けるためには、再検査を行う必要があります。

なお、個々に医療機関で受診した場合であっても、その結果に異常が認められない場合は、健康診断証明書を発行することができます。

3. 5 飲酒の恐ろしさ

1. 「イッキ飲み」の禁止

「イッキ、イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは、アルコール分解が追いつかず、血中アルコール濃度が急激に上昇する非常に危険な飲み方です。その結果、呼吸中枢などの中枢神経が麻痺(マヒ)し、急性アルコール中毒を起しやすく、重症の場合は意識障害や呼吸麻痺により死亡することもあります。

飲酒を強要して死亡させた場合は「傷害致死罪」、意図がなくても死亡すれば「過失致死罪」、泥酔状態の相手を放置した場合は「保護責任者遺棄罪」、さらに死傷に至れば「遺棄致死傷罪」など、重大な法的責任を問われます。この問題は決して他人ごとではありません。

お酒は適量であれば楽しいものですが、誤った飲み方をすれば命に関わります。大学生だから大丈夫という考えは捨て、飲酒に対する認識を改める必要があります。

2. 飲酒の心得5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない、させない
- (2) 飲めない人にはすすめない
- (3) 体調が悪い日、風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは、飲まない
- (4) 食べながら、ゆっくり飲む
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

3. 「20歳未満の者の飲酒」の禁止

日本では「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」により、20歳未満の者の飲酒が禁じられています。その目的は成長過程にある若年者をアルコールの健康被害から守ることにあります。

一般に、成長期にある若年者は心身ともに発達の途中段階にあり、アルコールを分解する能力も成人と比べて十分ではありません。そのため、飲酒は脳細胞への悪影響や、性ホルモンを生成する臓器の機能低下などを引き起こすおそれがあり、健全な心身の発達を阻害する要因となります。

4. 「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断力が必要ですが、飲酒によりこれらの能力は低下します。視力は著しく衰え、視野が狭くなるほか、反射運動能力や集中力も低下し、スピードの出すぎやブレーキの踏み遅れ、ハンドル・アクセル操作の乱れを招きます。

酒気帯び運転や酒酔い運転は、本人だけでなく関係のない他人を巻き込む重大事故につながる危険な行為です。そのため道路交通法では、飲酒運転を禁止しています。一口でも飲んだら運転しない、運転するなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

- 詳細は、以下の「(公社)アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。

<http://www.arukenkyo.or.jp/>

3. 6 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか(百害あって一利なし)

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミンCが大量に消費されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙(本人が吸ったタバコの煙)よりも副流煙(間接喫煙:他人が吸ったタバコの煙)のほうが強いので、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから本学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進しています。

3. 7 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について

昨今、「大学生による大麻等の違法薬物の所持・乱用」や、「危険ドラッグの使用によって引き起こされる事件・事故」が大きな社会問題となっています。大麻をはじめとする違法薬物や危険ドラッグは、使用だけでなく、所持・栽培・製造・売買なども法律により厳しく処罰されます。

違法薬物の使用は、心身の健康を著しく損ない、悲惨な学生生活につながるおそれがあります。学生の皆さんは、その危険性を十分に理解し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く求めます。

- 詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/

3. 8 ギャンブル依存症について

ギャンブル依存症は、パチンコや競馬、オンラインカジノなどのギャンブルを自分の意思でやめられなくなり、学業や生活、経済面、人間関係に深刻な支障をきたす病気です。意志の弱さではなく、脳の働きに影響する依存症の一つとされています。

依存が進むと、借金や学業不振、対人関係の悪化など、将来に大きな影響を及ぼします。スマートフォンやインターネットの普及により、学生が気軽にギャンブルに接する環境が広がり、若年層の問題としても注意が必要です。

これは誰にでも起こり得る問題です。気になることがあれば、一人で抱え込まず、早めに専門の窓口にご相談してください。

- 詳細は、以下の「(公社)ギャンブル依存症問題を考える会」のホームページを確認してください。

<https://www.scga.jp/>

3. 9 エイズに関する基礎知識

エイズ(AIDS)は「後天性免疫不全症候群」のことで、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することによって、体の免疫機能が低下し、さまざまな病気にかかりやすくなる病気です。治療法は進歩していますが、現在も完治が難しく、誰にでも感染の可能性があります。

感染経路は、性行為・血液・母子感染の3つで、近年は性行為による感染が増加しています。正しい予防を行わなければ、誰でもHIVに感染する危険性があります。日常生活(握手、入浴、食事、プールなど)で感染することはありません。HIVに汚染された血液や体液が粘膜に直接触れることを防ぐことが重要であり、性行為感染を防ぐ最も確実な方法はコンドームの正しい使用です。

感染の不安がある場合は、ためらわず検査を受けてください。目安として、最後の心当たりから12週間以降の検査が推奨されます。

- 詳細は、以下の「(公財)エイズ予防財団」のホームページを確認してください。

<https://www.jfap.or.jp/>

3. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは20歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス(HPV: Human Papilloma virus)」の感染が関連しているとされており、HPVは性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約8割が50歳までに感染を経験すると言われていました。検診により、HPV感染から“がん化”する前の異形成という状態

を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

- 詳細は、以下のホームページを確認してください。

国立がん研究センターがん対策研究所

<https://www.ncc.go.jp/jp/cis/>

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会

<https://love49.org/>

子宮頸がん予防情報サイト

<https://www.shikyukeigan-yobo.jp/>

3. 1 1 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【深谷地区】

佐々木病院	(内、外、整、形成、脳外、循、皮、リハ)	深谷市西島 2-16-1 048-571-0242
桜ヶ丘病院	(内、消、婦、循、小)	深谷市国済寺 408-5 048-571-1171
益岡医院	(内、外、整、消、循)	深谷市岡部 1249-10 048-585-5657
なすはらクリニック	(総合診療・内)	深谷市岡 2757-3 048-577-7028
上柴クリニック	(内、外、消、循、放)	深谷市上野台 2321-2 048-574-7770
はしもとクリニック	(内、外、消、血内)	深谷市西島町 2-2-2 048-551-8410
ふかやクリニック	(内、整、リハ、リウ、心内、精、消、小)	深谷市宿根 245-1 048-574-0022
あだち医院	(内、消、外、リハ)	深谷市上柴町東 5-15-14 048-551-0222
清水内科クリニック	(内、消、循、リハ)	深谷市人見 445-1 048-573-1197
白倉医院	(内、消、小)	深谷市稲荷町 3-3-1 048-571-0169
四元医院	(内、外)	深谷市上柴町西 1-4-1 048-573-5200
今井医院	(内)	深谷市寿町 52 048-572-7728
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048-571-2301
石川医院	(耳)	深谷市西島 3-17-65 048-571-0038
正田眼科	(眼)	深谷市稲荷町 1-2-15 048-571-1198

【深谷地区】

ふかや眼科	(眼)	深谷市西島町 3-14-8 048-572-3910
高橋眼科医院	(眼)	深谷市栄町 1-47 048-571-0318
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048-585-1101
新井歯科医院	(歯)	深谷市上柴町東 5-14-12 0120-860-441
大濱歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19-14 048-573-8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048-573-7800

【本庄地区】

本庄総合病院	(内、小、外、整、脳外、眼、耳、皮、泌)	本庄市北堀 1780 0495-22-6111
本庄駅前病院	(内、外、整、形、消、肛、リハ、皮)	本庄市駅南 1-2-32 0495-22-2163
田所医院	(内、外、循、放、呼、消、整)	本庄市けや木 1-8-2 0495-22-3445
岡病院	(内、消、循、泌)	本庄市北堀 810 0495-24-8821
上武病院	(内、精、歯)	本庄市小島 5-6-1 0495-21-0111
松本産婦人科医院	(婦、産、女性内科)	本庄市千代田 1-1-26 0495-24-3377
服部クリニック	(眼、耳)	本庄市東台 4-1-22 0495-24-4671
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495-21-2160
中央歯科医院	(歯、矯正)	本庄市駅南 2-15-3 0495-21-1807

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内、外、胃、産、耳、小、眼、整、皮、泌、脳、リハ、放)	熊谷市中西 4-5-1 048-521-0065
藤間病院	(内、外、消、循、整、泌、産、整)	熊谷市末広 2-137 048-522-0600
ティアラ 21 女性クリニック	(婦人科内科・女性の心と身体の悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 5F 048-527-1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048-533-1177

4. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。奨学金関係の事務は、学務課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与または給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべてLiveCampusUにて案内しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

4. 1 大学院特別奨励金制度

1. 目的 研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため
2. 資格 学会誌、学術誌等において、掲載を認められた研究を行った者
3. 授与額 研究業績に位置づけられる学会誌、学術誌等に、
査読付きの論文が筆頭著者または単著で掲載された場合 10万円
査読付きの論文が第二著者で掲載された場合 5万円
4. 採用方法 学長が推薦し、学内理事会の審査を経て、毎年3月10日までに決定する
※ 授与対象者及び授与金額は、学内理事会の議により、変更する場合がある。

4. 2 大学院奨学支援金制度

1. 目的 経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して、経済的に支援するため
2. 資格 埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者
3. 貸与額 授業料及び施設設備費の額の範囲
4. 採用方法 本人からの申請に基づき、大学院学生委員会で審査し、理事会が奨学支援金額を決定する
5. 返済時期 原則として修学年限までとする

4. 3 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。貸与奨学金には、「第一種奨学金」（無利子）と、「第二種奨学金」（有利子）があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。

1. 貸与月額

奨学金の種類	修士課程・博士前期課程		博士後期課程		
第一種奨学金	50,000円	88,000円	80,000円	122,000円	
第二種奨学金	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円

2. 入学時特別増額貸与奨学金

- (1) 入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望するものです。
- (2) 申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く）、または申込み時の家計基準における認定所得が0（ゼロ）評価となる者の子弟に限られます。
- (3) 貸与額は、10・20・30・40・50万円から選択できます。
- (4) 奨学金の第1回目の振込時に全額が上乗せされます。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

3. 募集時期

- 4月中旬（一次採用）及び9月中旬（二次採用）に募集を行います。

募集・継続の手続については、すべてLiveCampusUにて案内しますので、見落としのないよう注意し、必ず説明会に出席してください。

家計支持者の失職・急死または火災や災害(台風・地震)等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用(応急・緊急)があります。学務課に相談してください。

- 詳細は、以下の「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。
<https://www.jasso.go.jp>

4. 4 留学生関係の奨学金制度

「留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)」、「公益財団法人ロータリー-米山記念奨学金」、「公益財団法人平和中島財団奨学金」等実績があります。

詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度LiveCampusUにて案内します。

不明な点については、学務課に問い合わせてください。

4. 5 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示及びLiveCampusUにて案内します。

4. 6 提携教育ローン

1. オリエン트コーポレーション学費サポートプラン(学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエン트コーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Webまたは郵送で申込手続きができて学費の分割納付制度です(来店や所得証明書は不要です)。

- ① 申込先 (株)オリエン트コーポレーション
資料請求先：学費サポートデスク
電話番号：0120-517-325 (平日9:30~17:30)
※ 大学のホームページより申込みが可能です。
- ② 利用対象者 本学に入学または在学する学生の保証人
※ 審査結果により、このプランを利用できない場合があります。
- ③ 対象費用 入学金・授業料・諸会費等の学校納付金
- ④ 利用可能額 納付書記載金額(利用累計 500万円まで)
利用金額は、(株)オリエン트コーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。
申込に必要なものは、新入学生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。
- ⑤ 返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。
利率は、固定金利 年率3.8%(令和6年12月1日現在)
- ⑥ 利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は埼玉工業大学より奨学金として、保証人の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は年率5%となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。
- ⑦ 問合せ先 埼玉工業大学財務課
電話番号：048-585-6810 (平日9:00~17:30)

2. 群馬銀行教育ローン

本学と提携する(株)群馬銀行の教育ローンで、金利の優遇があります。詳しくは、(株)群馬銀行のホームページ(<https://www.gunmabank.co.jp/teikei/kyoiku/>)で学校コード(ID):92910を入力するか、学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし、この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

4. 7 国の教育ローン(日本政策金融公庫)

「国の教育ローン」は、ご家庭の教育費の負担を軽減し、お子さまの進学・在学を応援するために設けられています。

今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。授業料のほか、自宅外通学の場合の住居費用などにも使うことができます。

- 詳細は、以下の「日本政策金融公庫(国の教育ローン)」のホームページを確認してください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

5. 生活相談

学生生活を送るうえでの相談を、学務課にて対応しています。

5. 1 アパートの紹介

自宅から通学できない学生のために、アパートの情報を案内しています。詳細は学務課にて確認してください。

1. 住まいを借りるときの心構え

- (1) トラブルを避けるために契約内容(敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等)をよく確認してから契約してください。

また、近隣の生活環境等を確認し、必ず物件の下見をしてください。

下見をする場合、家主さんや不動産会社に日程を連絡してから訪ねてください。

- (2) 「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と2種類あります。
「家主さんとの直接契約の物件」は、大学近隣の家主さんからの物件で、大学から安価な家賃の設定を依頼しています。「不動産会社の物件」は、近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれぞれ異なるので、十分注意してください。
- (3) 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。
- (4) 契約後に不都合が生じた場合は、学務課に相談してください。
- (5) 入居後、騒音などには十分な配慮をしてください。
- (6) 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん、不動産会社から情報を集め、近隣に迷惑をかけないように心掛けてください。
- (7) あらゆるトラブルには誠心誠意あたり、それでも解決できない場合は、学務課に相談してください。

部屋が決まり、引っ越しを終えたら、いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかり管理しなければなりません。予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

5. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にして退学する学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

26号館1階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあつた場合は、直接求人先に連絡してください。また、アルバイトを始める前に労働条件などをよく確認し契約してください。

なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学務課に相談してください。

5. 3 国民年金の加入

満20歳になると国民年金への加入が義務づけられています。これまでに、国民年金に加入していなかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になっても、障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。20歳になったら必ず国民年金の加入手続きを行ってください。

1. 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は、学務課です。

● 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

2. 国民年金は、こんなリスクに対応

(1) 障害基礎年金

国民年金の被保険者が障害を負った場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

(2) 老齢基礎年金

原則として65歳から受け取ることができる。受け取るためには、国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間(合算対象期間)と厚生年金に加入していた期間を合算し、10年以上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

(3) 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった60歳以上65歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に、18歳未満の子をもつ妻や、両親のいない18歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること。

5. 4 闇バイト〔甘い言葉の裏に潜む重大な犯罪〕

1. 闇バイトとは

「高額報酬」「簡単」「即日入金」などの言葉で勧誘し、SNS等を通じて応募させ、詐欺や強盗などの犯罪行為に関与させるものです。

2. よくある勧誘手口

SNSのDMや掲示板を利用し、仕事内容を明示しないまま個人情報を提出させるケースが多く見られます。

3. 一度関わると起こること

個人情報を握られ、脅迫や強要により抜け出せなくなることがあります。指示された行為であっても、犯罪に関与すれば処罰の対象となります。

4. 被害・関与を防ぐために

不審な募集には決して応募せず、違和感を覚えた時点で関係を断つことが重要です。

5. 困ったときの相談先

不安を感じた場合や関与してしまった可能性がある場合は、速やかに学務課や警察、相談機関に相談してください。

5. 5 悪徳商法〔こんな手口が君を狙っている〕

1. 訪問・通信販売等への注意

近年、社会問題となっている「悪徳商法」の被害が学生にも及んでいます。訪問販売、街頭アンケート、通信販売、インターネット通販などをきっかけに契約を結び、トラブルに巻き込まれる学生が後を絶ちません。

以下に代表的な手口を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないように十分注意してください。〈悪徳商法の事例〉

(1) キャッチ・セールス

街頭で声を掛け、長時間説得した後、化粧品や健康食品など的高額な契約を結ばせるもの。

(2) アポイント商法

「当選した」などと連絡して呼び出し、実益のない特典を説明し、商品売りつけるもの。

(3) 資格取得商法

官庁認可や大学公認を装い、実態の不明確な講習会や資格を通信教育等で販売するもの。

- (4) マルチ(まがい)商法
ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法で、会員数を拡大することで利益を得るもの。
(例) 自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等
 - (5) かたり商法
消防署や保健所などの公的機関職員を装い、消火器等を売りつけるもの。
 - (6) ネガティブ・オプション商法
注文していない商品を一方的に送りつけ、代金を請求する手口です。代金を支払う義務や返送する義務はありませんが、商品は14日間(引き取り請求した場合は7日間)保管する必要があります。その後の処分は自由です。注文していない商品は受け取りを拒否しましょう。
 - (7) インターネット通販トラブル
インターネットで商品を注文し、料金を支払ったにもかかわらず、商品が届かないケースがあります。所在地や連絡先の記載に不備のあるショップとの取引は行わないでください。
2. クーリング・オフ(Cooling off)
クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などにより契約した場合、一定期間内であれば無条件で契約を撤回・解除できる制度です。期間は契約日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。期間内に書面(可能であれば内容証明郵便)で業者へ通知しなければなりません。クレジット契約の場合は、クレジット会社にも同様の通知が必要です。
なお、通信販売(郵便・電話・FAX等)は対象外となるため注意してください。
3. 困ったときの相談先は？
- (1) トラブルに巻き込まれたら、直ちに学務課〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。
 - (2) (一財)日本消費者協会消費者相談室 TEL 03-5282-5319
<https://jca-home.jp/sodan/>
 - (3) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048-524-0999
<http://www.kokusen.go.jp/map/11/center0039.html>
 - (4) 最寄りの消費生活センター
4. 悪徳商法から身を守る7ヶ条
- (1) あいまいな返事をせず、きっぱり断る。
 - (2) 「無料」「あなただけ」「必ず儲かる」という言葉を疑う。
 - (3) 不審な電話、メール、サイトには関わらない。
 - (4) 本当に必要な商品か冷静に判断する。
 - (5) 契約書は必ず確認し、慎重に契約する。
 - (6) 分割金額だけで判断せず、総額を見る。
 - (7) 一人で悩まず、家族や大学窓口(学務課)に相談する。

6. 厚生施設

6. 1 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市榎合 763、TEL：048-574-5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生証を提示し、利用料金800円(市民割引額)の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

- 詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。

<https://patio.or.jp/>

就 職

就 職

1. 就職指導

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR、就職先開拓のため、学内にキャリア支援センター、キャリア支援課、就職委員会が設けられています。

キャリア支援センター、キャリア支援課では、就職を希望する学生に対して、就職活動準備講座（筆記試験対策・各種業界研究・面接対策研修・エントリーシート対策・履歴書対策等）、就職ガイダンスを行い、個別相談にも応じています。また、学生は、希望の企業に応募することはもちろん、教授名で推薦を受ける『教授推薦』制度も利用できます。

また、1年次から本学に寄せられる多くの求人情報データの閲覧が可能です。学籍番号・パスワードを用いて、本学ホームページから「SAIKONABI」にアクセスすることで、学内はもとより自宅のパソコンやスマートフォン等からも簡単に求人情報を検索できます。同ナビ上で、就職活動準備講座等の申込みもできます。

なお、学生の就職関連の手続き及びキャリア支援センター、キャリア支援課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われます。

就職活動においてわからないことがあれば、キャリア支援センター、キャリア支援課にご相談ください。

2. 就職斡旋細則

1. 埼玉工業大学就職委員会規程第7条の2及び職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋に関する取扱いを定める。
※ 卒業生についても、本細則を準用する。
2. 全ての学生はSAIKONABI（インターネットサイト）から進路希望登録をしなければならない。
3. 求人先に対する推薦書は、2社以上並行して提出することはできない。
4. 推薦を受けた希望者は求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。
正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨をキャリア支援課及び求人先に届けなければならない。なお、選考試験結果、採否（内定）結果などは、直ちにキャリア支援課に申出なければならない。
5. 推薦書を提出した企業から内定を得た場合は、辞退することはできない。したがって他に選考中のところがあればその応募を辞退し、その後は就職の斡旋は行わない。
6. 就職に関する連絡・情報提供は、学内掲示板やSAIKONABIにて行う。
7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。
就職に関して好ましくならぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し、または中止する場合がある。
8. 卒業後の進路が決定した者は、SAIKONABIから最終進路報告をしなければならない。

図 書 館
情報基盤センター
先端科学研究所
機械工作工場

1. 図書館

1. 1 開館・休館日

開館日は、月曜日から金曜日まで、9:00~20:00までとする。ただし、春期・夏期・冬期休業期間中は、開館時間が変更される。

次の日は、休館とする。

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国の定める祝日及びその振替日（授業を実施する日は除く）
- ③ 創立記念日（1月10日）
- ④ 夏期休業期間の一定期間
- ⑤ 冬期休業期間の一定期間
- ⑥ 全学休講日
- ⑦ 当該年度最終日

その他、臨時に変更をする場合は、掲示やホームページなどで周知する。

1. 2 館内閲覧

図書・資料は、所定の場所で閲覧し、館外の持ち出しを禁止する。

1. 3 館外貸出

① 図書・資料の貸出は、学生証を提示すること。

② 次の図書・資料は、貸出を許可しない。

- (1) 禁帯出の図書・資料
- (2) 新聞
- (3) 雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他、特に指定した図書・資料

③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

(1) 本学の学部1～3年生	貸出冊数	和・洋書	計5冊以内
	貸出期間	和書 洋書	2週間 30日間
(2) 本学の学部4年生	貸出冊数	和・洋書	計7冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間
(3) 本学の大学院生	貸出冊数	和・洋書	計10冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間

(4) 長期休業期間中の貸出について、冊数・貸出期間が変更される場合は掲示する。

④ 図書・資料の貸出は、借り受けたい図書・資料に学生証を添えて係員に提示しなければならない。

⑤ 借り受けた図書・資料は、本人が責任を持って保管し、他人への転貸は禁止する。

⑥ 借り受けた図書・資料の貸出期間延長ができる場合は、以下のとおりとする。

- (1) 延滞図書・資料がない
- (2) 他の利用者の予約がない
- (3) 長期貸出期間外に貸出手続きをしている

貸出期間中にカウンターまたは図書館利用状況確認ページにて手続きをした場合のみ、1回だけ延長を許可する。

⑦ 図書・資料を借り受けた学生は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに返却しなければならない。

- (1) 本学の学生としての身分を失ったとき。
- (2) 館務上の理由により、返却を求められたとき。

1. 4 コピーサービス

- ① 館内の図書・資料は、著作権 3 1 条に定められた範囲内を複写することができる。その範囲は次のとおりである。
 - (1) 公表された著作物の 1 部分（半分を超えない程度）であること。
 - (2) 定期刊行物に掲載された各論文やその他の記事については、すべて複写することができる。但し、刊行後相当の期間（次号の刊行まで、あるいは刊行後 3 ヶ月）を経過した著作物に限ること。
 - (3) コピー部数は、1 人につき 1 部であること。
 - (4) 調査研究のためであること。
 - (5) 再複写や頒布は、有償・無償を問わず禁止する。
- ② 複写をする場合は、所定の申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

1. 5 館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

- (1) 館内では常に静粛を保ち、雑談・食事等を禁止する。ただし、2階ラーニングコモンズ室では会話をしての学習ができる。
- (2) 図書・資料は丁寧に取扱うこと。
- (3) 座席の独占、スマートフォンや携帯電話での通話・撮影等、他の入館者の迷惑になる行為を禁止する。
- (4) 館内において、館長の許可なく掲示や印刷物を配布するなどの行為を禁止する。
- (5) その他、館内では係員の指示に従うこと。

1. 6 弁償

図書・資料を汚損、紛失した場合は、同一の図書・資料または相当金額を弁償すること。

1. 7 罰則

借り受けた図書・資料を期間内に返却しない学生、及び返却を求められた後も返却しない学生は、借り受けた図書・資料を返却するまで、新たな貸出は禁止する。

2. 情報基盤センター

情報基盤センター（23号館）は、教育・研究のための共同利用を目的とした施設です。情報基盤センターの窓口では、学内ネットワークや各種技術相談等を受け付けています。窓口取扱い時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9：00～17：00までです。※レポートや課題に関する質問は受け付けておりません。また、Microsoft365などのソフトウェアに関する質問は学務課教育支援グループにお問い合わせください。

2. 1 情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

以下の教室は、情報基盤センターが管理しています。

情報基盤センター実習室（23号館）	2312／2321／2322
CAD室（6号館）	633
PC LL教室（30号館）	3036／3038
情報システム学科棟実習室（22号館）	2223／2224／2225

22号館を除く各教室の利用可能時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9：00～17：00までです。なお、教室で講義が行われている時間は一切利用できません。また、22号館を利用する場合は学務課にご相談ください。

情報基盤センター管理の教室やその他教室のネットワーク設備・機器を利用するにあたり、次の利用マナーを厳守してください。また、ネットワーク利用については、情報基盤センターが行う適正利用のための指導やルールを厳守して下さい。

- ① 機器を大切に扱ってください。
- ② プリント出力は必要最低限にとどめてください。なお、上記教室では、卒業論文および発表資料、部活動、学生プロジェクト、学園祭等の印刷はできません。資料の印刷は可能な限り両面印刷やページ集約機能を使用して印刷枚数を削減してください。
- ③ コンピュータ資源、ネットワーク資源を不当に占有又は浪費しないでください。
- ④ コンピュータにインストールされているOS及びアプリケーションの設定変更や、無断でのソフトウェアインストールは行わないでください。
- ⑤ SSDにインストールされているソフトウェアを複製しないでください。
- ⑥ コンピュータウィルス等のシステム障害や破壊を及ぼすようなプログラムや、他人のプライバシーを検索・盗用するようなプログラムは、例え研究のためであっても一切使用を認めません。
- ⑦ 個人のIDを第三者に使用させたり、譲渡したりしないでください。
- ⑧ パスワードを紛失・盗用された場合は、不正使用される恐れがあるので、パスワードの管理には十分注意してください。また、パスワードを紛失・盗用された場合には速やかに、情報基盤センターに届出を行ってください。
- ⑨ 学内ネットワークからインターネットを利用する場合は、営利目的の利用や他人もしくは大学に被害を及ぼすような行為は決して行わないでください。
- ⑩ 利用者は自らの責任でデータのバックアップを行い、データの破壊・損失等のないよう、適切に管理・保護を行ってください。データの破壊・損失等が生じた場合、本学はその理由の如何を問わず一切の責任を負いません。
- ⑪ 実習室への飲食物持ち込みは禁止です。学内での飲食は定められた場所で行ってください。

これらの注意事項、埼玉工業大学ネットワーク利用規程ならびに各規程、担当教員及び職員の指示に従わない場合は、利用資格を剥奪し、実習室への入室、学内PCの利用及びネットワーク利用を禁止いたします。

その他情報基盤センター利用の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

情報基盤センターURL <https://center.sit.ac.jp>

3. 先端科学研究所

先端科学研究所は、平成 11 年に科学技術のイノベーション発展を促進するために設立されました。主にナノテクノロジーなどの先端科学技術分野を加え、これまで培ってきた産学官連携の経験を活かし、地域における技術支援と国際交流にも取り組んで参りました。

設立と共に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に採択され、高度な研究を推進できる研究設備が整い、①高信頼性環境制御知能システム、②超機能先端材料の創製、③先端的計算システムの三つの研究プロジェクトが 5 年間に亘り行われ、多くの研究成果を得て終了しました。

この研究の中から、新しい研究が芽生え、それをベースに「環境に調和する新機能・高信頼性材料の創製」を再び申請し、新たなハイテク・リサーチ・センター・プロジェクト（平成 16 年度から 5 ヶ年間）が実施されました。その後、平成 19 年度には、オープン・リサーチ・センター・プロジェクト「循環型社会を支持する環境・エネルギーのイノベーション創出に関する研究」が認可されました。さらに、平成 23 年度に「機能的ナノ材料による新規な表面・バイオセンシング技術の創出」プロジェクトが文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に認定され、21 世紀に期待されるバイオ分野とセンシング分野の融合を採り入れた独創的研究が実施されました。

上記の様々な研究プロジェクトでは、基本的に本学の得意な研究分野を生かして、自然エネルギーの利用、破壊された環境の保全、修復、改善、浄化等に関する要素技術及びエネルギー危機に対応するイノベーション技術を開発する立場から、循環型社会に支援する「基礎研究」、「応用研究」を実施しました。

先端科学研究所の設立から 20 年の間には、文科省の研究事業を実施するほかに、学内共同研究プロジェクト、クリーンエネルギープロジェクト、産学連携プロジェクト研究や国際会議など様々なテーマの研究会を企画・実施するほか、大型研究設備・実験設備を共同利用として学内外に公開し、学内外の研究や地元企業及び研究機関の研究をサポートしています。

この他、地元企業を会員とする「協力会」という組織があり情報交換や企業見学会、講演会の開催、共同研究・受託研究の受入れなど積極的に産学連携を推進し、産学交流を通じて地域企業との共同研究実施などにも発展しています。

4. 機械工作工場

4. 1 使用資格

機械工作工場（以下「工場」という）を使用するには、以下の要件を満たしていなければならない。

- ① 大学に在籍している学生および教職員であること。
- ② 大学が定める実習を受講し、単位を取得していること。もしくは、実習に準じた講義・講習を受けていること。
- ③ 安全講習を受講していること。
- ④ 指導教員・学務課・部活顧問等（以下「責任者」という）の承認を得ること。

4. 2 使用手順

工場を使用する場合は、以下の手順で行うこと。

- ① 責任者に作業内容・目的を説明し、「機械工作工場使用願い」を発行してもらい、作業内容承認印と責任者連絡先を記入してもらう。
- ② 機械工作工場使用願いに必要な事項を記入する。
 - ・ 作業者（共同作業者）氏名、学籍番号（または教職員番号）、所属（研究室・部活等）
 - ・ 作業目的（卒論・研究関係、授業関係、部活動、その他）
 - ・ 使用する教室・機器・理由
- ③ 機械工作工場担当職員（以下「職員」という）に機械工作工場使用願いを提出するとともに、作業内容や図面の確認をしてもらう。
- ④ 作業内容に問題なければ、作業許可印をもらい、作業を開始する。その際、機械工作工場使用願いに作業開始時間を記入する。
- ⑤ 作業および清掃の終了後、職員に作業終了の報告を行い、原状復帰や清掃の確認をしてもらう。問題なければ、機械工作工場使用願いに終了時間を記入し提出する。

4. 3 使用時間

工場の使用時間は以下のとおりとする。

- ① 工場の通常使用時間は平日9時から17時とする。
- ② 機械工学実習・金属加工実習および工学実験の開講時間を除く時間。
- ③ 休日や通常使用時間外に使用を希望する場合は、別途「施設（時間外・休日）使用許可願」を提出し、責任者と職員に特別許可を得ること。

4. 4 休場日

次の日は、休場とする。

- ① 土曜日・日曜日。
- ② 国の定める祝日及びその振替日（授業を実施する日は除く）。
- ③ 創立記念日（1月10日）。
- ④ 夏期休業期間の一定期間。
- ⑤ 冬期休業期間の一定期間。
- ⑥ 全学休講日。

その他、臨時に変更をする場合は、掲示やLiveCampusUなどで周知する。

4. 5 安全管理

工場使用者は、安全に作業するため以下のことを守ること。

- ① 利用者は、作業に適した服装と保護具を着用しなければならない。
 - (1) 全ての作業に共通する服装。
 - ・作業着（上下ともに着用。ツナギでも可）、作業帽、安全靴または作業用靴
 - (2) 切削加工を行う場合（旋盤、フライス盤、帯鋸盤などを使用する場合）。
 - ・安全メガネ
 - (3) 溶接加工を行う場合。
 - ・遮光面、前掛け、手袋、前掛け、足カバー
 - (4) 組立作業の場合。
 - ・作業用手袋
 - (5) その他。
 - ・防塵マスク（粉塵が出る場合）、イヤーマフ（騒音が出る場合）
- ② 作業前には必ず機器・工具の点検を行うこと。
- ③ 作業中は、以下を厳禁とする。
 - ・携帯電話、スマートフォンの操作
 - ・イヤホンの装着
 - ・飲食・喫煙
- ④ 万一、設備異常や事故・怪我が発生した場合は、速やかに職員に報告し指示を仰ぐこと。

4. 6 禁止行為

工場においては、以下の行為を禁止する。

- ① 無断入場及び無許可使用。
- ② アルコールまたは薬物の影響下での入場。
- ③ 飲食および飲食物の持ち込み。
- ④ 悪ふざけや他人に迷惑をかける行為。
- ⑤ 他人に許可なく機械・工具を使用させる行為。
- ⑥ 危険な改造作業や破壊行為。
- ⑦ 故意または重大な過失による施設・設備の損壊。
- ⑧ 職員または管理者の指示に従わない行為。

4. 7 罰則

上記の安全管理や禁止行為に違反した者の罰則は以下のとおりとする。

- ① 責任者に報告のうえ、使用停止、以後の使用禁止、必要に応じて損害賠償請求を行う。
- ② 特に悪質な違反については、学則に基づく懲戒処分を検討する。

以 上

学則・諸規程

埼玉工業大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成するとともに、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、學術文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に各研究科規程で定め、公表するものとする。

(研究科)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

- 一 工学研究科
- 二 人間社会研究科

(課程)

第3条 工学研究科に、博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の2 人間社会研究科に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻)

第4条 工学研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

- 一 機械工学専攻
- 二 生命環境化学専攻
- 三 情報システム専攻

博士後期課程

- 一 機械工学専攻
- 二 生命環境化学専攻
- 三 情報システム専攻

第4条の2 人間社会研究科に、次の専攻を置く。

- 一 情報社会専攻
- 二 心理学専攻

(収容定員)

第5条 工学研究科及び人間社会研究科（以下それぞれ「研究科」という。）の専攻別収容定員は、別表1のとおりとする。

(研究科及びその長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、博士後期課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。ただし、人間社会研究科の研究科長は、修士課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。
- 3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 4 研究科長は、研究科教授会を招集し、議長となる。
- 5 研究科長に事故あるときは、先任の専攻主任が研究科長の事務を代行する。ただし、専攻主任の就任時期が同一のときは、年長者とする。
- 6 専攻主任については、埼玉工業大学大学院工学研究科規程又は埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程（以下それぞれ「研究科規程」という。）において定める。

(研究科教授会)

第7条 研究科に研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 研究科長
 - 二 研究科担当の専任教員
- 3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決するものとする。ただし、この学則及び他の規定で別段の定めをすときは、この限りでない。
- 6 研究科教授会は、第2項に定める以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することが

できる。

第2章 学年及び学期等

(学年)

第8条 学年は、4月初日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「4月」を「10月」に、「3月」を「9月」に、それぞれ読み替えるものとする。

(学期)

第9条 学期は、次の2期に分ける。

前期 4月初日から9月末日まで

後期 10月初日から翌年の3月末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「前期」を「後期」に、「後期」を「前期」に、それぞれ読み替えるものとする。

(1年間の授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第11条 (削除)

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 三 創立記念日 1月10日
- 四 春期休業
- 五 夏期休業
- 六 冬期休業

2 前項第4号から第6号までの休業期間は、研究科長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第14条 博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年とし、博士後期課程の在学年限は、6年とする。

2 前項の年限に達したときは、学生の身分を失う。

第4章 教育課程の編成及び教育方法等

(教育課程)

第15条 研究科の各専攻の授業科目、単位及び研究指導の内容並びに履修方法については、この学則に定めるもののほか、各研究科の定めるところによる。授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

2 工学研究科の授業科目の単位数は、講義については15時間から30時間までの範囲で、演習及び輪講については30時間から45時間までの範囲で、実験、実習、研究、又は講究については45時間から60時間までの範囲で、工学研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 人間社会研究科の授業科目の単位数は、講義、輪講及び演習については15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については30時間から45時間までの範囲で、人間社会研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(教育課程の編成方法)

第16条 工学研究科の教育課程は、各授業科目を選択科目とする。

第16条の2 人間社会研究科の教育課程は、授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(授業及び研究指導)

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(研究指導教員)

第18条 研究指導教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する研究指導担当適格者とする。

2 学生は、前条に定める研究指導を受けるに当たり、その属する専攻の教員を研究指導教員とし、当該教員に授業科目の履修指導及び研究指導を受けなければならない。ただし、その研究指導教員の許可を得て、同一研究科の他の教員に、併せて研究指導を受けることができる。

(履修方法)

第19条 学生は、研究指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第20条 博士前期課程又は修士課程の学生は、第27条に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、20単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士前期課程又は修士課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち10単位を超えない範囲で、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に含めることができる。ただし、研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第20条の2 博士後期課程の学生は、第27条の2に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、8単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士後期課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち4単位を超えない範囲で、博士後期課程の修了に必要な単位数に含めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第20条の3 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、他の大学の大学院における授業科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程又は修士課程にあつては15単位を超えない範囲で、博士後期課程にあつては2単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本学大学院で合わせて15単位を超えない範囲とする。

3 学生が外国の大学院に留学する場合は、学則第40条から第42条までの規定を適用する。

4 (削除)

(特別聴講)

第21条 (削除)

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第22条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、他の大学の大学院又は研究所等において、課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受ける場合に準用する。

3 第1項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可は、研究科規程の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、入学する前に本学大学院及び他の大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を、当該研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、博士前期課程又は修士課程にあつては合わせて15単位を、博士後期課程にあつては合わせて2単位を超えないものとする。ただし、本学大学院で合わせて15単位を超えない範囲とする。

3 前項の規定により、本学大学院において履修により修得したものとみなすことができる単位数は、第20条の3第2項及び第3項による履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第24条 研究科長は、教育上特別の必要があると認めるときは、研究科の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

第5章 成績の評価及び課程修了の認定

(単位の授与)

第25条 研究科は、一の授業科目を履修した学生に対して、試験の上、単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第26条 授業科目、学位論文審査及び最終試験の優、良、可又は不可の評点並びに合格又は不合格の判定は、次のとおりとする。

一 授業科目

- | | |
|--------|-----|
| (1) 優 | 合格 |
| (2) 良 | 合格 |
| (3) 可 | 合格 |
| (4) 不可 | 不合格 |

二 学位論文

- | | | |
|----------------|----------|---------|
| イ 博士前期課程又は修士課程 | ロ 博士後期課程 | |
| (1) 優 | 合格 | (1) 合格 |
| (2) 良 | 合格 | (2) 不合格 |
| (3) 可 | 合格 | |
| (4) 不可 | 不合格 | |

三 最終試験

(1) 合格

(2) 不合格

- 2 学生が、他の大学の大学院において修得した授業科目の単位の成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。
- 3 次条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第1項の規定を準用する。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件等)

- 第27条 博士前期課程又は修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項ただし書きの場合において、当該博士前期課程の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。
 - 3 博士前期課程又は修士課程の修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。
 - 4 学位論文の審査及び最終試験については、埼玉工業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

(博士後期課程の修了要件等)

- 第27条の2 博士後期課程の修了の要件は、次項に該当する場合を除き、以下に掲げる各号を満たすこととする。
- 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
 - 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
 - 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 2 本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、以下に掲げる各号を満たすこととする。
- 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程における2年未満の在学期間を含めて大学院に3年間在学すれば足りるものとする。
 - 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
 - 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 3 (削除)
- 4 博士後期課程修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。
 - 5 学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めるところによる。

第6章 学位

(学位の授与)

- 第28条 学長は、博士前期課程又は修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。
- 2 学長は、博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。
- 3 前項で規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
- 4 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 5 学位に付記する専攻分野の名称は、工学研究科については工学又は学術とし、人間社会研究科については情報社会又は心理学とする。
- 6 その他学位に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、留学、休学及び退学

(入学資格)

- 第29条 博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（就業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学大学院において認めた者
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学院に入学した者であつて、本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると、本学大学院において認めたもの
- 十 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院

において認めた者で、22歳に達したもの

第29条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 四 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 五 個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると、本学大学院において認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願）

第30条 入学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第31条 学長は、入学志願者について入学試験を行い、合格者を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学の卒業者については、研究科の定めるところに従い、各専攻別受入予定人員の半数以内に限り、別途選考を行い、入学させることができる。
- 3 選考の方法は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定める。

第32条 前条第1項の入学試験は、筆記試験又は口述試験のいずれか又はこれらを併せ行うこととし、研究科が必要と認めたときは、論文審査を加え、その他大学の成績証明書の内容を考慮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会人又は外国人留学生の選考については、それぞれの志願者の状況に応じて適切と認められる方法により、入学試験を行うことができる。

（再入学、修士入学及び博士入学）

第33条 学長は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者を入学させることがある。

- 一 中途退学者で再入学を志願する者
- 二 修士入学を志願する者
- 三 博士入学を志願する者

（転入学）

第34条 他の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときは、新たに入学を志願する者の例による。ただし、学長が、当該大学の大学院における単位の修得状況及び成績等を総合的に判断して適当であると認めるときは、入学させることができる。

第35条 前3条の規定により、入学を許可された者の在学期間及び履修単位は、研究科長が定める。

(入学時期)

第36条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の初めに入学させることができる。

(入学手続)

第37条 入学試験の合格者は、入学手続要項に定める書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学許可)

第38条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(所属専攻の変更)

第39条 研究科長は、本学大学院の一つの専攻の学生が、他の専攻に所属の変更を志願する場合において、特別の事情があると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、所属専攻の変更を許可することができる。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく、外国の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 前項の規定により、外国の大学の大学院において修学する期間は、おおむね1年を限度とする。

第41条 研究科長は、学生が留学の期間において、履修した授業科目について修得した単位を、第20条の3第2項の規定を準用し、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第42条 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 留学及び修得した単位の認定等については、各研究科規程の定めるところによる。

(休学)

第43条 学生が、病気のため、引き続き2か月以上修学することができない場合において、休学を希望するときは、所定の申請書を学長に提出し、許可をうけなければならない。

2 学長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、休学を許可する。

3 学長は、学生が病気等のため、修学することが適当でないとき、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 博士前期課程又は修士課程においては、休学の期間は、2年を超えることはできない。

- 2 博士後期課程においては、休学の期間は、3年を超えることはできない。
- 3 休学した期間は、本則第13条に定める修業年限としての期間及び第14条に定める在学年限の期間に算入しない。

(復学)

- 第45条 休学の期間内に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て、復学することができる。
- 2 前項の場合において、病気により休学した者については、医師の診断書等に基づき、修学に差し支えないと認めた場合に限り、復学を許可するものとする。

(願い出による退学)

- 第46条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならぬ。
- 2 他の大学の大学院に転学する場合も、前項と同様とする。

(命令による退学)

第47条 (削除)

第8章 特別聴講学生、科目等履修生、特別研究生及び大学院研究生

(特別聴講学生)

- 第48条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として、授業科目の履修を許可することができる。
- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとする場合に準用する。
 - 3 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。
 - 4 特別聴講学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

- 第49条 研究科長は、本学大学院学生以外の者が、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、科目等履修生として、当該授業科目の履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条及び第26条の規定を準用する。
 - 3 科目等履修生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。
 - 4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとするときは、当該学生の所属する大学院又はその研究科との協定に基づき、当該学生を特別研究学生として、研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとする場合に準用する。

3 特別研究学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(大学院研究生)

第51条 研究科長は、大学院学生以外の者が、本学大学院において、特定の事項の研究指導を受けようとするときは、大学院研究生として、入学させることができる。

2 大学院研究生の入学、研究その他の事項については、別に定める。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第52条 日本国籍以外の国籍を有する者で、教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの（以下「外国人留学生」という。）は、入学定員内として入学させるものとする。

第53条 外国人留学生の入学資格は、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものとする。

第54条 学長が、外国人留学生の入学を許可する時期は、学年又は学期の始めとする。

第55条 (削除)

第56条 外国に居住する外国人が入学を志願するときは、提出書類により予備選考を行い、合格、不合格を決定し、合格者に対しては、次条に定める特別の入学試験を受験させる旨通知する。

第57条 外国人留学生に対しては、研究科規程の定めるところにより、特別の入学試験を行い、入学させるものとする。ただし、学長が、特別の事情があると認めるときは、前条に定める予備選考をもって、入学させることができる。

2 外国において、高等学校及び大学の課程を卒業した日本国籍を有する者に対しては第52条の規定にかかわらず、その実情に応じて、前項に準じた方法により、入学試験を行うことができる。

第10章 社会人学生

(社会人学生)

第58条 社会人として既に職業等に就いている者（以下「社会人」という。）で、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものは、入学定員内として入学させるものとする。

る。

第59条 学長は、社会人が入学を志願したときは、特別の入学試験を行い、社会人学生として入学させるものとする。

2 社会人学生に対しては、授業時間等について、特別の配慮を行うものとする。

第11章 検定料、入学金、授業料

(検定料、入学金、授業料)

第60条 検定料、入学金、授業料の額は、別表2に定める額とする。

2 再入学又は編入学をした者にかかる授業料の額は、当該入学者の属する学年の在生にかかると同額とする。

(検定料の納付)

第61条 大学院学生として入学を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。

2 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。

3 既納の検定料は、いかなる事由があっても返還しない。

4 再入学生、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる検定料は、徴収しない。

(入学金の納付)

第62条 第38条に定める入学試験の合格者は、指定の期日までに、入学金を納付しなければならない。ただし、博士前期課程の合格者のうち、本学の学部を卒業した者、卒業見込の者及び本学の学部在学し、かつ、学則第29条第6号に該当する者が入学を許可されたとき、若しくは、博士後期課程の合格者のうち、本学の博士前期課程を修了した者及び修了見込の者が入学を許可されたときは、入学金を免除する。

2 再入学を認められた者は、認められた日から7日以内に、入学金を納付しなければならない。

3 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を認められた者は、学期の始まる前までに、入学金を納付しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者及び本学大学院を修了した者が、大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修するときは、入学金を免除する。

4 既納の入学金は、いかなる事由があっても返還しない。

5 特別聴講学生及び特別研究学生にかかる入学金は、徴収しない。

(授業料の納付)

第63条 授業料は、年額とする。ただし、年度を前期及び後期に分けて、それぞれ所定の期日までに、年額を2分の1に分けて納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期の授業料については、指定の期日までに、納

付しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生及び大学院研究生の授業料は、月額とし、各学期の始まる前までに、月額の6か月分の授業料を納付しなければならない。
- 4 特別聴講学生及び科目履修生の授業料は、各学期の履修登録期間終了までに、履修しようとする単位数に応じて、6か月分を納付しなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる協議に基づいて、別段の定めがあるときは、当該協議の定めるところによる。
- 6 既に納付した授業料は、返還しない。ただし、第1項又は第2項の授業料を納付した者が、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により、納付した授業料の額を限度として、授業料相当額を返還する。
 - 一 前期又は後期の授業料を納付した者が、前期又は後期の初日の前日までに休学、退学又は転学したとき。
 - 二 授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退したとき。ただし、10月初日に入学する者については、9月末日（以下、本章において同じ。）までとする。

（休学者の授業料）

- 第64条 本則43条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を授業料に代えて納入しなければならない。
- 2 休学期間中に休学を中断して復学した者は、復学した期における所定の授業料を納入するものとし、その期の既納在籍料は返還する。
 - 3 休学者の在籍料に関する詳細については、休学者の在籍料に関する細則により別に定める。

（所定の期日及び指定の期日）

- 第65条 本章に定める所定の期日とは、前期については、4月末日、後期については、9月末日とする。
- 2 この学則に定める指定の期日とは、入学試験要項又は入学手続要項に定める期間とする。

（授業料の延納）

- 第66条 特別の理由により、授業料を所定の期日までに納付できない場合において、願い出て、許可されたときは、所定の期日から起算して3か月間、所定の期日を延長する。

（指定の期日までに入学金、授業料を納付しなかった場合の効果）

- 第67条 本章に定める入学金、授業料を指定の期日までに納付しなかったときは、その指定の期日の満了をもって、入学資格が消滅する。ただし、入学金、授業料の一部又は全部を免除若しくは不徴収とされた者については、この限りでない。

第12章 賞罰

(表彰)

第68条 学長は、学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、これを表彰する。

- 一 人物、学業ともに優秀で、他の学生の模範とするに足るとき。
- 二 善行が特に顕著なとき。
- 三 本学の名声を高める行為を行ったとき。

(懲戒)

第69条 学長は、学生が本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科教授会の審議を経て、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告の処分とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当するときに行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
 - 三 正当の理由がなくて出席常でないとき。
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。
- 4 第2項に定める停学及び訓告は、前項の退学との比較均衡を考慮するとともに、教育上必要な配慮により、行うものとする。

(除籍)

第70条 学長は、学生が、次の各号の一に該当するときは、研究科教授会の審議を経て、これを除籍する。

- 一 正当の事由なく所定の授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。
- 二 第14条に定める在学年数に達したとき。
- 三 死亡又は行方不明の届出のあったとき。
- 四 正当の事由なく履修届を提出しないとき。

第13章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第71条 学生が、埼玉工業大学学則に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種の教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許法に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を取得するために必要な前項の教科の単位は、本学大学院の修了要件としての単位に含めることはできない。

(教育職員専修免許状)

第72条 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める中学校教諭専修免許状（理科）又

は(技術)授与の所要資格を取得しようとするときは、中学校教諭1種免許状(理科)又は中学校教諭1種免許状(技術)授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

- 2 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状(理科)又は(情報)又は(工業)授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭1種免許状(理科)又は高等学校教諭1種免許状(情報)又は高等学校教諭1種免許状(工業)授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 3 人間社会研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状(公民)又は(情報)授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭一種免許状(公民)又は高等学校教諭一種免許状(情報)授与の所要資格を有し、かつ、大学院人間社会研究科の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 4 免許状の種類については、別表3に掲げるとおりとする。

第14章 学則の変更

(学則の変更)

第73条 この学則の変更は、研究科教授会の審議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成12年1月22日から施行する。

附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成14年5月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第72条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のおりとする。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年 3月 31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2 第44条および第64条については、平成30年 3月 31日在籍者から適用する。

(埼玉工業大学大学院工学研究科の博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻及び博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程及び博士後期課程のシステム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻は改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成30年 3月 31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、令和 7年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表1（第5条関係）

収容定員

研究科名	専攻	博士前期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	機械工学専攻	6人	12人
	生命環境化学専攻	7人	14人
	情報システム専攻	7人	14人
	計	20人	40人

研究科名	専攻	博士後期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	機械工学専攻	2人	6人
	生命環境化学専攻	2人	6人
	情報システム専攻	2人	6人
	計	6人	18人

(平成18年度以降)

研究科名	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人間社会研究科	情報社会専攻	10人	20人
	心理学専攻	15人	30人
	計	25人	50人

(令和8年度以降)

研究科名	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人間社会研究科	情報社会専攻	5人	10人
	心理学専攻	10人	20人
	計	15人	30人

別表2（第60条関係）

検定料、入学金、授業料

〔博士前期課程及び修士課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成17年度以降の入学者に適用する	20,000円	250,000円	900,000円
平成26年度以降の入学者に適用する	20,000円	250,000円	800,000円

上記の授業料は、年額とする。

〔博士後期課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成18年度以降の入学者に適用する	20,000円	250,000円	600,000円
平成26年度以降の入学者に適用する	20,000円	250,000円	500,000円
令和5年度以降の入学者に適用する	20,000円	250,000円	300,000円

上記の授業料は、年額とする。

特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生の検定料、
入学金及び授業料

	検定料	入学金	授 業 料
特別聴講学生			15,000円 (1単位)
科目等履修生	10,000円	30,000円	20,000円 (1単位)
特別研究学生			30,000円 (月 額)
大学院研究生	10,000円	30,000円	180,000円 (半 期)

ただし、本学の学部を卒業した者及び本学の大学院を修了した者は、科目等履修生の1単位あたり半額の10,000円とし、大学院研究生授業料は、半期120,000円とする。

別表3 (第72条関係)

研究科	専 攻	免 許 状 の 種 類	
工学研究科 博士前期課程	機械工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
	生命環境化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	情報システム専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	情報
高等学校教諭専修免許状		工業	

研究科	専 攻	免 許 状 の 種 類	
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民

学長裁定

埼玉工業大学大学院学則第7条第3項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件

(平成27年3月17日学長裁定)

埼玉工業大学大学院学則第7条第3項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを次のように定め、平成27年4月1日から施行する。

- 一 学生の身分取扱いに関する事項
- 二 学生の成績評価に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

以上

埼玉工業大学大学院工学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において定めると規定されている事項及び研究科において必要と認める事項について定める。

2 研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第1条の2 博士前期課程においては、次にかかげる高度専門職業人を養成することを目的とする。

- 一 機械工学専攻においては、社会的要請に対応して、高効率および低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動および受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する、優れた技術者、研究者の養成を目的とする。
- 二 生命環境化学専攻においては、材料化学、環境化学、生命化学分野における社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応できる、優れた技術者、研究者を養成することを目的とする。
- 三 情報システム専攻においては、情報工学、電子工学、ヘルスケア科学の各分野の連携により、情報システムに関する教育を通じて科学技術の発展に寄与し、時代の要求に応える優れた技術者、研究者の養成を目的とする。

2 博士後期課程においては、次にかかげる技術者、研究者を養成することを目的とする。

- 一 機械工学専攻においては、人間の豊かな生活や環境に寄与するエネルギー工学、高度な技術を背景とした機械の設計・製作に寄与する機械システム工学の各教育研究分野を核として、柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し、世界に通用する技術者、研究者の養成を目的とする。
- 二 生命環境化学専攻においては、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などの重要な課題に対応するため、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応でき得る、高度な研究、開発能力を身につけた、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者を育成することを目的とする。
- 三 情報システム専攻においては、情報システムの基礎となる物理学から電子工学・情報工学全般にわたる幅広い分野を教育研究の対象とし、情報工学、電子工学の2分野で構成し、時代の要求に応える優れた技術者、研究者を育成することを目的とする。

(教育研究分野)

第2条 研究科の専攻に次の教育研究分野を置く。

博士前期課程

機械工学専攻

エネルギー工学教育研究分野

機械システム工学教育研究分野

生命環境化学専攻

材料化学教育研究分野

環境化学教育研究分野

生命化学教育研究分野

情報システム専攻

情報工学教育研究分野

電子工学教育研究分野

ヘルスケア科学教育研究分野

博士後期課程

機械工学専攻

エネルギー工学教育研究分野

機械システム工学教育研究分野

生命環境化学専攻

材料化学教育研究分野

環境化学教育研究分野

生命化学教育研究分野

情報システム専攻

情報工学教育研究分野

電子工学教育研究分野

(専攻主任)

第3条 各専攻に専攻主任を置く。

- 2 専攻主任は、研究科長が学長と協議のうえ、候補者を選出する。
- 3 専攻主任は、専攻の事務を処理する。
- 4 専攻主任は、専攻会議を招集し、議長となる。
- 5 専攻主任の任期は、2年間とする。ただし、専攻主任が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。
- 6 専攻主任に事故あるときは、当該専攻に属する先任の研究指導教員がその事務を代行する。ただし、研究指導教員の就任時期が同一のときは、年長者とする。
- 7 その他専攻において必要な事項は、専攻会議の議を経て、研究科長が定める。

(教育研究分野主任)

第4条 各教育研究分野に教育研究分野主任を置くことができる。

2 教育研究分野主任については、各教育研究分野において定める。

(研究科長補佐)

第5条 研究科長を補佐するため、次の研究科長補佐を置く。

一 専攻主任

二 研究指導教員のうちから、研究科長が指名する者

- 2 研究科長補佐は、研究科長を補佐し、研究科に関する事務を調整するとともに、研究科長の指示に基づいて、各種委員会の委員長、その他の研究科の事務の一部を分担する。
- 3 研究科長補佐にかかる必要な事項は、研究科長が定める。

(研究指導教員)

第6条 学則第18条第1項に定める研究指導教員は、博士課程の博士研究指導教員又は修士研究指導教員をもって充てる。

- 2 博士課程の学年進行が終了した時点以降の研究指導教員は、前項の学則に定める研究指導担当適格者と同等以上の者に限るものとし、次条第1項第1号に定める人事委員会の審査に基づき、研究科教授会の審議を経て、学長が定める。
- 3 前項の規定は、研究指導を補助する教員に準用する。

(特別委員会)

第7条 研究科長のもとに、次の特別委員会を置く。

一 人事委員会

二 自己点検・評価委員会

三 FD委員会

- 2 特別委員会は、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。
- 3 研究科長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、研究科長は、委員のうちから、副委員長を

指名し、その事務を代行させることができる。

4 研究科長は、前各号のほか、常置の又は臨時の特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、研究科長が定める。

(各種委員会)

第8条 研究科教授会のもとに、次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 就職委員会

六 情報委員会

2 各種委員会は、別に定める委員会の事務を行うとともに、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 研究科長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程及び埼玉工業大学工学部規程又は人間社会学部規程に定める委員会と提携して、又は研究科の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の任務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は、研究科長が指名する。

5 各種委員会の委員は、各専攻に属する専任教員のうちから互選された者をもって構成する。

6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。

7 研究科長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。

8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、研究科長が定める。

9 各種委員会の議事は、構成員の過半数の出席を必要とし、委員の全員一致の賛同によって、議決されることを原則とする。ただし、採決を行うときは、出席者の3分の2をもって議決するものとする。

(任命権者)

第9条 第3条、第5条、第7条及び第8条にかかわる任命は、次の各号のとおりとする。

一 専攻主任については、研究科長、学長の推薦に基づき、理事長が行う。

二 研究科長補佐並びに特別委員会及び各種委員会の委員長、副委員長及び委員については、研究科長が行う。

(任期の特例)

第10条 専攻主任、研究科長補佐並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

(学年及び学期等)

第11条 学則第8条第2項に定める学年及び同第9条第2項に定める学期について、外国人留学生に適用するとき、その他特に必要と認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定めるものとする。

(授業期間及び休業日の特例)

第12条 学則第11条に定める特定の期間における授業及び同第12条第3項に定める臨時の休業又は休業日の授業については、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定めるものとする。

2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、大学院学生便覧に明示する。

(教育課程)

第13条 各専攻の授業科目及びその単位については、別表1の定めるところによる。ただし、研究指導の内容及び履修方法については、研究科教授会の審議を経て、学長が別に定める。

(履修方法)

第14条 学生は、毎年、指定する期間内に、履修しようとする授業科目及び単位数を研究指導教員の許可

を得て、研究科長に届け出なければならない。

2 (削除)

3 学則第22条第3項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可及び同第42条第2項に定める留学の許可は、研究科長が行う。

(教育方法の特例)

第15条 学則第24条に定める教育方法の特例については、研究科教授会の審議を経て、研究科長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第16条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は研究報告書により成績の評価を行う。

2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。

3 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、研究科長が指名する教員が行う。

(追試験)

第17条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、当該授業科目担当教員に追試験を願い出ることができる。

2 追試験を願い出ようとする者は、当該科目の試験が行われた日から7日以内に、追試験受験願を教務課へ提出しなければならない。

3 追試験に合格した者に、大学が、所定の単位を与える。

(他の専攻における授業科目の履修等)

第18条 研究科長は、学則第20条第2項及び同第20条の2第2項に定める他の専攻における授業科目を履修し、単位を修得した場合において、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究課題、専攻分野の授業科目及びその成績等を総合的に判断して、修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては4単位までとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第18条の2 研究科長は、学則第20条の3第2項に定める他の大学の大学院における授業科目及び同第41条に定める留学における授業科目を履修し、単位を修得した場合において、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究課題、専攻分野の授業科目及びその成績等を総合的に判断して、修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては2単位までとする。ただし、本学大学院で合わせて15単位を超えない範囲とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条の3 研究科長は、学則第23条第2項に定める入学前に大学院において履修し、修得した単位(学則第48条に定める特別聴講学生としての授業科目及び同第49条に定める科目等履修生としての授業科目を含む。)について、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究課題、専攻分野の授業科目及びその成績等を総合的に判断して、修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては2単位までとする。ただし、本学大学院で合わせて15単位を超えない範囲とする。

(他大学の大学院等における修得単位の取扱い)

第18条の4 前2条の規定により修得した授業科目の単位については、博士前期課程にあつては合わせて

20単位、博士後期課程にあつては合わせて4単位を限度として修了に必要な単位として認定することができる。ただし、本学大学院で合わせて20単位を超えない範囲とする。

(再入学者等の入学前の既修得単位の取扱い)

第18条の5 学則第33条各号に定める再入学、修士入学及び博士入学並びに学則第34条に定める転入学にかかる入学前に大学院において授業科目を履修し、修得した単位について、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究課題、専攻分野の授業科目及びその成績等を総合的に判断して、修了に必要な単位として認定することができる。

(学位論文)

第19条 学生は、研究指導教員の許可を得て、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の指定の期間については、研究科教授会の審議を経て、別に定める。

(最終試験)

第20条 最終試験は、所要の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、研究科教授会の審議を経て、別に定める。

(課程の修了の要件等)

第21条 博士前期課程の修了の要件は、学則第27条に定めるところによる。

2 学則第27条第1項ただし書き及び第2項に定める優れた業績を上げた者について、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代える場合にあつては、当該大学院学生の研究成果が、博士課程に進学しても、十分に研究を遂行できると判断される者、すなわち、既設の大学院博士課程にいわゆる「飛び級」で合格した者等、学力に秀で、かつ、独創性のある研究成果であると認められる者で、同人の取得単位、留学経験等、研究の量的、質的評価を総合的に審査するものとする。

第21条の2 博士後期課程の修了の要件は、学則第27条の2に定めるところによる。

(学位の授与)

第22条 学長は、学則第27条第1項に定める修了要件を満たした者に対し、修士(工学)又は修士(学術)の学位を授与する。

2 学長は、学則第27条の2第1項に定める修了要件を満たした者に対し、博士(工学)又は博士(学術)の学位を授与する。

3 前2項に掲げる専攻分野の名称は、それぞれの学位論文について、研究科教授会の審議を経て、学長が定める。

(入学志願)

第23条 博士前期課程に入学を志願する者は、指定する期間内に、所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし、学則第29条第五号から第八号に掲げる者については、それぞれの学歴に応じて、学長が別に定める。

一 出身大学の学業成績等を記載した証明書

二 卒業証明書又は卒業見込証明書

三 (削除)

2 大学院の修士課程に在学したことのある者又は在学している者については、次の書類を提出しなければならない。

一 大学院の学業成績等を記載した証明書

二 大学院の修了証明書、修了見込証明書又は在学期間の証明書

3 博士後期課程に入学を志願する者は、指定する期間内に所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし、学則第29条の2第二号から第五号に掲げる者については、その学歴に応じて、学長が別に定める。

- 一 出身大学院の学業成績等を記載した証明書
 - 二 修了証明書又は修了見込証明書
 - 三 (削除)
- 4 大学院の博士課程に在学したことのある者又は在学している者については、前項に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。
- 一 大学院の学業成績等を記載した証明書
 - 二 大学院の学位取得証明書、学位取得見込証明書又は在学期間の証明書
- 5 第1項及び第3項の健康診断書は、別に定めるところにより、3か月以内に医師の作成したものを提出しなければならない。ただし、本学に在籍している者については、入学年度の前年度の健康診断書をもって充てることができる。
- 6 外国人留学生として入学を志願する者は、前各項に定めるもののほか、大学院において修得しようとする研究課題を提出しなければならない。
- 7 社会人学生として入学を志願する者は、前項第2号及び第3号に掲げるものを提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第24条 入学志願者の選考は、学則第31条の定めるところにより、学長が行う。

- 2 学則第29条第6号に定める入学志願者の選考は、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとし、学長が行う。
- 3 学則第32条第1項に定める口述試験は、当該志願者の大学における卒業研究の内容及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
- 4 博士前期課程又は修士課程を修了し、又は修了見込の者の口述試験は、当該志願者の大学院における学位論文又はこれに代わるもの及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
- 5 学則第56条に定める入学志願者の予備選考は、前条に定める書類により行う。
- 6 学則第57条に定める特別の入学試験は、前条に定める書類に基づき、日本語の学力及び第3項又は第4項に定める口述試験により行うものとする。
- 7 学則第59条第1項に定める入学志願者の選考は、当該志願者の研究成果に関する書類等に基づき、口述試験又は筆記試験、あるいはその両方を行う。

(入学手続)

第25条 試験に合格した者は、入学手続要項に定める誓約書その他の書類を指定された期日までに提出しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、前項の手続きを行わなかった者は、入学を許可しない。

(保証人)

第26条 前条に定める誓約書には、保証人の署名を必要とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、保証人に関する事項については、大学学則を準用する。

(再入学)

第27条 学長は、願い出により退学をした者及び行方不明の届け出があつて除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。

- 2 再入学者は、退学又は除籍前に所属した専攻に所属するものとする。
- 3 再入学を許可された者は、退学又は除籍前に在籍していた学年に再入学するものとする。ただし、年度末に退学し又は除籍されたときは、この限りでない。
- 4 再入学者の在学期間は、大学院において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。
- 5 再入学の手続きについては、第24条及び第25条の定めるところによる。
- 6 その他再入学に関する事項は「埼玉工業大学大学院再入学規程」により定める。

(修士入学)

第28条 大学院において修士の学位を得た者で、さらに、博士前期課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学した者の在学期間については、1年とすることができる。

(博士入学)

第28条の2 大学院において博士の学位を得た者で、さらに、博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、前条の規定を準用する。ただし、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学した者の在学期間については、2年とすることができる。

(転入学)

第29条 転入学生の在学期間については、第27条第4項を準用する。

(留学)

第30条 学則第40条に定める休学することなく行う留学のほか、研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し修得した単位を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位の上限については、第18条の3を適用する。

(休学)

第31条 病気を理由として、休学するとき、医師の診断書を添えなければならない。

(特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生)

第32条 学則第48条及び同第49条に定める聴講の許可若しくは同第50条に定める研究指導の許可又は同第51条に定める入学の許可は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

第33条 学則第48条第4項及び同第49条第3項に定める授業科目の履修の取消し又は同第50条第3項に定める研究指導の許可の取消しは、学則第69条又は同第70条の各号の一に該当するときに限り、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

(教職課程授業科目)

第34条 中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状取得に必要な授業科目は別表2に定めるところによる。

(研究科規程の変更)

第35条 この規程の変更は、研究科教授会の審議を経て、常務理事会が決定する。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年1月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年5月29日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の研究科規程第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の研究科規程第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻は改正後の研究科規程第2条の規程にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日に在学する者については、改正内容にかかわらず、従前の例による。ただし、別表1工学研究科博士前期課程授業科目表生命環境化学専攻及び工学研究科博士後期課程授業科目表生命環境化学専攻の欄に、量子ビーム材料創製特論をそれぞれ加えることについては、この限りでない。

別表 1

工学研究科博士前期課程授業科目表【2026年度の入学者に適用】

機械工学専攻

教育研究分野	授 業 科 目	単位数
エネルギー工学	熱エネルギー工学特論	2
	トライボロジー特論	2
	燃焼工学特論	2
	流体力学特論	2
	エネルギー工学特別演習 I～IV	各1
	エネルギー工学特別輪講 I～IV	各1
	エネルギー工学特別実験 I～IV	各2
機械システム工学	材料強度学特論	2
	成形加工特論	2
	品質工学特論	2
	生体機械工学特論	2
	破壊力学特論	2
	機械力学特論	2
	マルチボディシステム工学特論	2
	制御工学特論	2
	塑性加工学特論	2
	機械システム工学特別演習 I～IV	各1
	機械システム工学特別輪講 I～IV	各1
機械システム工学特別実験 I～IV	各2	
共通	インターンシップ	2

工学研究科博士前期課程授業科目表【2026年度の入学者に適用】

生命環境化学専攻

教育研究分野	授 業 科 目	単位数
材料化学	有機金属化学特論	2
	機能材料科学特論	2
	有機合成化学特論	2
	量子ビーム材料創製特論	2
	材料化学特別演習 I～IV	各1
	材料化学特別輪講 I～IV	各1
	材料化学特別実験 I～IV	各2
環境化学	無機材料化学特論	2
	計測化学特論	2
	応用電気化学特論	2
	環境化学特論	2
	環境化学特別演習 I～IV	各1
	環境化学特別輪講 I～IV	各1
	環境化学特別実験 I～IV	各2
生命化学	応用微生物工学特論	2
	生体情報特論	2
	応用生体分子特論	2
	遺伝子工学特論	2
	生命科学特論	2
	生命化学特別演習 I～IV	各1
	生命化学特別輪講 I～IV	各1
	生命化学特別実験 I～IV	各2
共通	インターンシップ	2

工学研究科博士前期課程授業科目表【2026年度の入学者に適用】

情報システム専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
情報工学	知能ロボット工学特論	2
	メディア工学特論	2
	フィジカルコンピューティング特論	2
	神経情報処理特論	2
	ネットワークコンピューティング特論	2
	深層学習特論	2
	システム制御特論	2
	情報工学特別演習 I～IV	各1
	情報工学特別輪講 I～IV	各1
	情報工学特別実験 I～IV	各2
電子工学	電磁波工学特論	2
	熱・統計物理学特論	2
	集積回路工学特論	2
	ナノ材料工学特論	2
	光波センシング特論	2
	回路システム工学特論	2
	電磁気学特論	2
	電子工学特別演習 I～IV	各1
	電子工学特別輪講 I～IV	各1
	電子工学特別実験 I～IV	各2
ヘルスケア科学	生命維持装置特論	2
	健康と社会環境特論	2
	ヘルステック特論	2
	認知インタフェース特論	2
	食品学特論	2
	運動生理学特論	2
	リハビリテーション工学特論	2
	公衆衛生学特論	2
	ヘルスケア科学特別演習 I～IV	各1
	ヘルスケア科学特別輪講 I～IV	各1
ヘルスケア科学特別実験 I～IV	各2	
共通	インターンシップ	2

工学研究科博士後期課程授業科目表【2026年度の入学者に適用】

機械工学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
エネルギー工学	熱エネルギー工学特論	2
	トライボロジー特論	2
	燃焼工学特論	2
	流体力学特論	2
	エネルギー工学特別研究	4
	エネルギー工学特別講究	4
機械システム工学	材料強度学特論	2
	成形加工特論	2
	品質工学特論	2
	生体機械工学特論	2
	破壊力学特論	2
	機械力学特論	2
	マルチボディシステム工学特論	2
	制御工学特論	2
	機械システム工学特別研究	4
	機械システム工学特別講究	4
共通	インターンシップ	2

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修，修得することはできません。

工学研究科博士後期課程授業科目表【2026年度の入学者に適用】

生命環境化学専攻

教育研究分野	授 業 科 目	単位数
材料化学	有機金属化学特論	2
	機能材料科学特論	2
	有機合成化学特論	2
	量子ビーム材料創製特論	2
	材料化学特別研究	4
	材料化学特別講究	4
環境化学	無機材料化学特論	2
	計測化学特論	2
	応用電気化学特論	2
	環境化学特論	2
	環境化学特別研究	4
	環境化学特別講究	4
生命化学	応用微生物工学特論	2
	生体情報特論	2
	応用生体分子特論	2
	遺伝子工学特論	2
	生命科学特論	2
	生命化学特別研究	4
	生命化学特別講究	4
共通	インターンシップ	2

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修，修得することはできません。

工学研究科博士後期課程授業科目表【2026年度の入学者に適用】

情報システム専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
情報工学	知能ロボット工学特論	2
	メディア工学特論	2
	フィジカルコンピューティング特論	2
	神経情報処理特論	2
	ネットワークコンピューティング特論	2
	深層学習特論	2
	システム制御特論	2
	情報工学特別研究	4
	情報工学特別講究	4
電子工学	電磁波工学特論	2
	熱・統計物理学特論	2
	集積回路工学特論	2
	ナノ材料工学特論	2
	電磁気学特論	2
	光波センシング特論	2
	電子工学特別研究	4
	電子工学特別講究	4
共通	インターンシップ	2

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

別表 2

教職課程授業科目表【2026年度の入学者に適用】

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・機械工学専攻 中学校教諭専修免許状（技術）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	流体力学特論	2
		熱エネルギー工学特論	2
		成形加工特論	2
		材料強度学特論	2
		トライボロジー特論	2
		燃焼工学特論	2
		機械力学特論	2
		マルチボディシステム工学特論	2
		品質工学特論	2
		生体機械工学特論	2
		塑性加工学特論	2
		制御工学特論	2
		破壊力学特論	2
		エネルギー工学特別演習 I～IV	各1
		エネルギー工学特別輪講 I～IV	各1
		エネルギー工学特別実験 I～IV	各2
		機械システム工学特別演習 I～IV	各1
		機械システム工学特別輪講 I～IV	各1
機械システム工学特別実験 I～IV	各2		

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・機械工学専攻 高等学校教諭専修免許状（工業）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	流体力学特論	2
		熱エネルギー工学特論	2
		成形加工特論	2
		材料強度学特論	2
		トライボロジー特論	2
		燃焼工学特論	2
		機械力学特論	2
		マルチボディシステム工学特論	2
		品質工学特論	2
		生体機械工学特論	2
		塑性加工学特論	2
		制御工学特論	2
		破壊力学特論	2
		エネルギー工学特別演習 I～IV	各1
		エネルギー工学特別輪講 I～IV	各1
		エネルギー工学特別実験 I～IV	各2
		機械システム工学特別演習 I～IV	各1
		機械システム工学特別輪講 I～IV	各1
機械システム工学特別実験 I～IV	各2		

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位数は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・生命環境化学専攻 中学校教諭専修免許状（理科）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	有機金属化学特論	2
		有機合成化学特論	2
		機能材料科学特論	2
		量子ビーム材料創製特論	2
		無機材料化学特論	2
		計測化学特論	2
		応用電気化学特論	2
		環境化学特論	2
		生体情報特論	2
		応用生体分子特論	2
		遺伝子工学特論	2
		応用微生物工学特論	2
		生命科学特論	2
		材料化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
		材料化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
		材料化学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2
		環境化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
		環境化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
		環境化学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2
		生命化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
生命化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1		
生命化学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2		

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・生命環境化学専攻 高等学校教諭専修免許状（理科）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	有機金属化学特論	2
		有機合成化学特論	2
		機能材料科学特論	2
		量子ビーム材料創製特論	2
		無機材料化学特論	2
		計測化学特論	2
		応用電気化学特論	2
		環境化学特論	2
		生体情報特論	2
		応用生体分子特論	2
		遺伝子工学特論	2
		応用微生物工学特論	2
		生命科学特論	2
		材料化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
		材料化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
		材料化学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2
		環境化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
		環境化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
		環境化学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2
		生命化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
生命化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1		
生命化学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2		

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位数は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 中学校教諭専修免許状（技術）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	集積回路工学特論	2
		電磁波工学特論	2
		ナノ材料工学特論	2
		熱・統計物理学特論	2
		回路システム工学特論	2
		電磁気学特論	2
		光波センシング特論	2
		電子工学特別演習 I～IV	各 1
		電子工学特別輪講 I～IV	各 1
		電子工学特別実験 I～IV	各 2

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 高等学校教諭専修免許状（情報）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	メディア工学特論	2
		知能ロボット工学特論	2
		フィジカルコンピューティング特論	2
		神経情報処理特論	2
		ネットワークコンピューティング特論	2
		深層学習特論	2
		システム制御特論	2
		情報工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
		情報工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
		情報工学特別実験Ⅰ～Ⅳ	各2

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 高等学校教諭専修免許状（工業）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	集積回路工学特論	2
		電磁波工学特論	2
		ナノ材料工学特論	2
		熱・統計物理学特論	2
		回路システム工学特論	2
		電磁気学特論	2
		光波センシング特論	2
		電子工学特別演習 I～IV	各 1
		電子工学特別輪講 I～IV	各 1
		電子工学特別実験 I～IV	各 2

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

埼玉工業大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条第4項及び第27条の2第5項の規定に基づき、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の授与)

第2条 本学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士又は博士の学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学大学院に博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

4 第2項の規定により授与される博士の学位を「課程博士」といい、第3項の規定により授与される博士の学位を「論文博士」という。

5 修士及び博士の学位論文審査基準について、修士の学位論文審査基準は、各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修士学位論文審査基準により定める。博士の学位論文審査基準は、各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、課程博士及び論文博士学位論文審査基準により定める。

(専攻分野の名称)

第3条 工学研究科修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、工学又は学術とする。

2 人間社会研究科情報社会専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、情報社会とする。

3 人間社会研究科心理学専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、心理学とする。

(修士の学位論文の提出等)

第4条 第2条に規定する修士の学位の授与を受けようとする者は、原則として、学位論文の中間発表を修了予定時期の6か月前までに行い、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科の長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

(博士の学位論文の提出等)

第4条の2 第2条に規定する博士の学位の授与を受けようとする者は、原則として、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科長に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

四 共著論文に関する承諾書

2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学（以下「満期退学」という。）した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときは、前項に定めるもののほか、研究業績書及び履歴書、別表1に定める論文審査手数料を添え、専攻分野の名称を指定して、論文を研究科長に提出しなければならない。

ただし、満期退学後3年以内に学位を申請するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

- 3 第2条第3項に規定する者が、学位を申請するときは、前項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定により納付した論文審査手数料は、返還しない。
- 5 学位論文は、1篇とし、参考として、他の論文を添付することができる。
- 6 学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。
- 7 受理した学位論文は、返還しない。

(学位論文審査委員会)

第5条 研究科長は、前条の学位論文等を受理したときは、研究科に設置する学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付きなければならない。

- 2 修士の審査委員会は、研究科の教員3名をもって組織し、主査1名及び副査2名とし、博士の審査委員会は、研究科の教員5名をもって組織し、主査1名及び副査4名とする。これらの審査委員会の委員(以下「審査委員」という。)は研究科長が指名するものとする。ただし、主査は、研究指導教員でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科が、審査のため必要があると認めるときは、学外の大学院、研究所等の教員等をもって、審査委員に充てることができる。
- 4 審査委員は、申請者から金品等の供与を受けるなど、倫理に反する行為を行ってはならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び専門分野等について、口頭又は筆記の試問の方法により、最終試験を行い、学力の確認を行うものとする。
- 3 口頭の試問は、学位論文の審査を担当する審査委員会の委員が出席のもと、公開の学位論文発表会において行うものとする。

(学力の確認の例外)

第7条 前条の規定にかかわらず、研究科長が、学位の授与を申請した者の経歴及び提出論文以外の業績の審査を行い、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、当該研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の議を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

- 2 学位論文の審査又は最終試験に合格しなかった者に対して、研究科長が、特に必要と認めるときは、研究科教授会の議を経て、改めて論文審査又は最終試験を行うことができる。

(審査期間)

第8条 審査委員会は、学位を申請した者の在学期間中に、当該学位論文の審査及び最終試験を終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査又は最終試験を終了したときは、次の各号に掲げる文書を研究科長に報告しなければならない。

- 一 学位論文の内容の要旨
 - 二 学位論文及び最終試験の審査結果の要旨
 - 三 学位に付記する専攻分野の名称
 - 四 学位を授与できるか否かの意見
- 2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるとき

は、最終試験を行わないことができる。この場合において、前項の報告は、最終試験の結果の要旨を添付することを要しない。

(可否の判定)

第10条 前条第1項の報告に基づき、学位を授与できるとの意見が付されたときは、研究科教授会において、学位論文及び最終試験の可否の判定を行う。

2 前項に定める研究科教授会は、その構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、研究科長が、当該構成員のうち、公務又は出張のため、出席できないことを文書で確認したときは、当該構成員を定足数に算入しない。

3 学位論文及び最終試験の合格の判定は、前2項に定める研究科教授会において、可否投票により、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の授与及び審査結果の通知)

第11条 学長は、前条の可否の判定の結果に基づいて、学位を授与すべき者に対しては、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第12条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の議を経て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学大学院は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「埼玉工業大学審査学位論文」である旨を明記し、本学大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の付記)

第14条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「埼玉工業大学」と付記しなければならない。

(学位の取消)

第15条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により、学位を受けた事実が判明したときは、研究科教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会において、前項の決定をするときは、第11条の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第16条 本学大学院が、博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3か月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の再交付)

第17条 学位記の再交付は、行わない。

(学位記の様式)

第18条 工学研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場合にあっては、別表2とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合

にあつては、別表3とする。

2 人間社会研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場合にあっては、別表6とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合にあっては、別表7とする。

3 第2条第2項に規定する博士の学位記の様式は、別表4とする。

4 第2条第3項に規定する博士の学位記の様式は、別表5とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年1月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年7月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、令和5年1月23日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第4条の2関係)

論文博士に係る論文審査手数料

対象者	論文審査手数料
本学大学院を満期退学後、3年以内の者	無料
本学大学院を満期退学後、3年を超えた者	100,000円
上記以外の者	200,000円

別表2 博士前期課程

<p style="text-align: center;">Saitama Institute of Technology Confers upon _____(氏名)_____ Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Engineering, <u>(専攻)</u>, and the passing of the dissertation review and the final examination</p> <p style="text-align: center;">The degree of Master of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> <u>(研究科長署名)</u> Dean, Graduate School of Engineering <u>(学長署名)</u> President, Saitama Institute of Technology</p>	<p style="text-align: right;">修工 第 _____ 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;">_____(氏名)_____ ____年____月____日生</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科 <u>(専攻)</u> の博士前期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: center;">埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u>(氏名)</u> 印 上記研究科長の認定により修士 (____) の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">____年____月____日 埼玉工業大学 学長 <u>(氏名)</u> 印</p>
--	---

別表3 博士前期課程（特定課題）

<p style="text-align: center;">Saitama Institute of Technology</p> <p style="text-align: center;">Confers upon _____(氏名)_____ Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Engineering, <u> </u>(専攻), and the passing of the review of the research results concerning a specific assignment and the final examination</p> <p style="text-align: center;">The degree of Master of _____</p> <p>On the <u> </u>(日) Day of <u> </u>(月), <u> </u>(年) _____(研究科長署名)_____ Dean, Graduate School of Engineering _____(学長署名)_____ President, Saitama Institute of Technology</p>	<p style="text-align: right;">修工 第 _____号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大 学 印 </div> <p style="text-align: right;">_____(氏名)_____ ____年__月__日生</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科 <u> </u>(専攻)</p> <p>の博士前期課程において、所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: center;">埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u> </u>(氏名) 印</p> <p>上記研究科長の認定により修士 (_____) の学位を授与する</p> <p>____年__月__日 埼玉工業大学 学長 <u> </u>(氏名) 印</p>
--	---

別表4 博士後期課程

<p style="text-align: center;">Saitama Institute of Technology</p> <p style="text-align: center;">Confers upon _____(氏名)_____ Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the doctoral program at the Graduate School of Engineering, <u> </u>(専攻), and the passing of the dissertation review and the final examination</p> <p style="text-align: center;">The degree of Doctor of _____</p> <p>On the <u> </u>(日) Day of <u> </u>(月), <u> </u>(年) _____(研究科長署名)_____ Dean, Graduate School of Engineering _____(学長署名)_____ President, Saitama Institute of Technology</p>	<p style="text-align: right;">博甲 工 第 _____号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大 学 印 </div> <p style="text-align: right;">_____(氏名)_____ ____年__月__日生</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科 <u> </u>(専攻)</p> <p>の博士後期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: center;">埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u> </u>(氏名) 印</p> <p>上記研究科長の認定により博士 (_____) の学位を授与する</p> <p>____年__月__日 埼玉工業大学 学長 <u> </u>(氏名) 印</p>
--	--

別表7 修士課程（特定課題）

<p style="text-align: center;">Saitama Institute of Technology Confers upon <u> (氏名) </u> Date of Birth: <u> </u></p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Human and Social Studies, <u> (専攻) </u>, and the passing of the review of the research results concerning a specific assignment and the final examination</p> <p style="text-align: center;">The degree of Master of <u> </u></p> <p>On the <u> (日) </u> Day of <u> (月) </u>, <u> (年) </u> <u> (研究科長署名) </u></p> <p>Dean, Graduate School of Human and Social Studies <u> (学長署名) </u> President, Saitama Institute of Technology</p>	<p style="text-align: right;">修人 第<u> </u>号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;"><u> (氏名) </u> ____年__月__日生</p> <p>埼玉工業大学大学院人間社会研究科<u> (専攻) </u> の修士課程において、所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: center;">埼玉工業大学大学院人間社会研究科 研究科長 <u> (氏名) </u> 印</p> <p>上記研究科長の認定により修士（<u> </u>）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">____年__月__日 埼玉工業大学 学長 <u> (氏名) </u> 印</p>
---	--

埼玉工業大学大学院工学研究科学習成果の測定・評価の方針

令和4年4月24日 教務委員会承認

令和4年5月16日 研究科長補佐会承認

令和4年5月23日 工学研究科教授会承認

埼玉工業大学大学院工学研究科における教育課程の学習成果の測定・評価については、以下の(1)・(2)にそれぞれ記載する方針で行うものとする。

- (1) 各授業科目については、各専攻の定めるディプロマ・ポリシーに定める資質・能力の修得状況を考慮の上で、個別の科目の目標の達成度を評価する。
評価は各授業科目の授業計画（シラバス）に記載の方法*に従う。
* 筆記試験、レポート提出、調査研究の発表、作品・設計の提出、口述試験などによるものとする。

- (2) 修士論文研究・博士論文研究については、最終審査ならびに修了判定においてディプロマ・ポリシーに定める資質・能力の達成状況を多面的に評価する。
修士論文の最終審査においては主査1名・副査2名の計3名、博士論文の最終審査において主査1名・副査4名の計5名で構成される学位論文審査委員会をもって審査に当たる。
審査は、学位論文の査読、論文投稿ならびに学会発表の状況等の点検、学位論文内容の口頭発表と質疑応答を持って実施し、学位論文審査基準ならびに各専攻の定めるディプロマ・ポリシーへの適合状況を点検、評価する。
また個別の学位論文審査委員会の報告に基づき、各専攻ならびに工学研究科教授会においてこれを審議し、修了判定を行う。

埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程早期修了に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程（以下、「博士後期課程」という。）において、埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条の2第1項第1号ただし書き及び同条第2項第1号ただし書きに規定する、優れた業績を上げた者が在学期間を短縮できる特例を適用し修了（以下「早期修了」という。）することに関し必要な事項を定める。

(優れた業績の要件)

第2条 学則第27条の2第1項第1号ただし書き及び同条第2項第1号ただし書きで規定する優れた業績を上げた者とは、次の各号の全てに該当する者とする。

- 一 休学歴のない者
 - 二 再入学者でない者
 - 三 博士後期課程に入学以降、早期修了時期までに埼玉工業大学大学院工学研究科課程博士学位審査基準（以下「審査基準」という。）第1条に規定する基準を達成すること。
 - 四 審査基準に定めのない、研究成果を発表する学会の種類及び規模、論文掲載誌等の区分、ランキング、論文の単著・共著の取扱い並びに審査基準に定める以上の投稿論文の数等について、各専攻が別に定める基準を達成すること。
- 2 各専攻は、当該専攻に所属する学生に対し、前項第四号についての基準を入学年度の履修登録期間前までに公開しなければならない。

(事前申請)

第3条 早期修了を希望する者は、3月修了希望の場合は修了希望年度の4月の履修登録期間中に、9月修了希望の場合は修了希望前年度の10月の履修登録期間中に、特別研究を履修することを記載した履修登録票を提出しなければならない。

(優れた業績の審査)

第4条 埼玉工業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）第5条に規定する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、前条に規定する事前申請をした者に対する審査を行う際に、第2条に規定する優れた業績の審査を行い、その結果を研究科長に報告する。

(早期修了の判定)

第5条 教授会は、前条の審査委員会で可の判定を受け、学位規程第9条に規定する報告で学位を授与できるとの意見があった学生に対し、学位規程第10条に規定する合否の判定に

において、早期修了の最終的な判定を行う。

(早期修了の在学期間)

第6条 早期修了の場合の在学期間は、2年又は2年6ヶ月とする。

2 第4条に規定する審査又は第5条に規定する判定で早期修了の要件を満たさないと判断された場合には、本人が希望した時期での修了を認めず、次期の半年間以上の在学を義務づけるものとする。

(所管)

第7条 本規程に関する事務は、教学部教務課が行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、研究科教授会の審議を経て、学内理事会が決定する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から適用する。

埼玉工業大学大学院再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、「埼玉工業大学大学院学則」(以下「学則」という。)第33条、「埼玉工業大学大学院工学研究科規程」第27条及び「埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程」第26条の規定に基づき、埼玉工業大学大学院再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 次に掲げる者は、出願により、以前在籍した専攻に限って再入学を許可することがある。

- 一 学則第46条によって退学した者(願い出退学者)
 - 二 学則第70条第三号に該当し除籍された者(行方不明の届け出があった者)
- 2 次の各号に該当する者は、再入学志願の資格はない。
- 一 学則第69条第3項各号によって退学を命ぜられた者(懲戒退学者)
 - 二 学則第70条第一号に該当し除籍された者(学費未納者)
 - 三 学則第70条第二号に該当し除籍された者(在学年限超過者)
 - 四 学則第70条第四号に該当し除籍された者(履修届未提出者)

(出願書類)

第3条 再入学を出願する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 再入学願
 - 二 履歴書
 - 三 住民票記載事項証明書
 - 四 写真(2枚、4×3cm)
 - 五 受入れ希望教員確認書
 - 六 志望する研究テーマ及びその概要
 - 七 その他、当該専攻が必要とする書類
- 2 検定料は、学則第61条第4項の規定により、徴収しない。

(出願の時期)

第4条 出願書類は、学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。

(再入学時期)

第5条 再入学の時期は、学期の初めとする。

(選考方法)

第6条 再入学を願い出た者の選考は、願い出のあった専攻において行う。

- 2 選考は書類審査と面接による。ただし、当該専攻が必要と認めた場合、試験等を行う。
- 3 面接の時期は願い出のあった専攻が指定する。

(再入学許可)

第7条 再入学は、当該研究科教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

2 再入学許可後であっても、入学前に次の各号のいずれかに該当する場合は、当該者の再入学の許可を取り消すものとする。

- 一 再入学願その他の書類に虚偽の記載があった場合
- 二 定められた期日までに必要な入学手続を完了しなかった場合
- 三 不品行又は不適切な行為が認められた場合
- 四 本学が再入学の許可を取り消すべき重大な理由があると認めた場合
- 五 留学生が、在留資格に基づく査証（ビザ）の交付を受けられなかった場合、または入国を許可されなかった場合

(手続期間)

第8条 再入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の入学手続をしなければならない。

(納付金)

第9条 再入学者の授業料の額は、当該再入学者の属する学年の在生にかかる額と同額とし、入学金は、新入生にかかる額と同額とする。

2 再入学手続後において、入学前に第7条第2項第一号から第四号に該当した場合、既に納付された授業料のみを返還するものとする。ただし、第7条第2項第五号に該当した場合、既に納付された入学金及び授業料を全額返還するものとする。

3 再入学手続後において、入学前に入学を辞退した場合、既に納付された授業料のみを返還するものとする。

(再入学の学年)

第10条 再入学を許可された者は、退学又は除籍された学年に再入学するものとする。ただし、年度末に退学又は除籍されたときは、この限りでない。

(既得単位)

第11条 再入学者が本学において既に取得した単位は、再入学した学年に適用される規定に基づき、当該研究科教授会において認定する。

(在学期間)

第12条 博士前期課程及び修士課程の再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して4年を超えることはできない。

2 博士後期課程の再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して6年を超えることはできない。

(所管)

第 1 3 条 この規程の取扱い事務は、教学部教務課が行う。

(規程の改廃)

第 1 4 条 この規程の改廃は、研究科教授会の審議を経て、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院における研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため、特別奨励金を授与することを目的とする。

(授与対象者)

第2条 特別奨励金の授与対象者は、学会誌、学術誌等において、掲載を認められた研究を行った者とする。

(手続)

第3条 研究指導教員は、証拠書類を添えて、授与対象者を専攻主任へ推薦する。(推薦は、授与対象者1名につき1件に限る)

2 専攻主任は、証拠書類に基づき、授与対象者として認める者(授与金額を含む)を、2月末日までに研究科長に報告する。

3 研究科長は、前項の報告に基づき、授与対象者として認める者(授与金額を含む)を、学長に推薦する。

(特別奨励金授与者の決定)

第4条 学内理事会は、学長の推薦に基づき、工学研究科博士前期課程、博士後期課程及び人間社会研究科修士課程の特別奨励金授与者(授与金額を含む)を、3月10日までに決定する。

(授与金額)

第5条 特別奨励金の額は、次のいずれかとする。

- 一 研究業績に位置づけられる学会誌、学術誌等に、査読付きの論文が筆頭著者または単著で掲載された場合 10万円
- 二 研究業績に位置づけられる学会誌、学術誌等に、査読付きの論文が第二著者で掲載された場合 5万円

(例外措置)

第6条 学内理事会の議により、授与対象者及び授与金額を変更することができる。

(特別奨励金の授与)

第7条 特別奨励金の授与は、3月16日までに行うものとする。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年11月13日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この規程は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

学校法人智香寺学園大学院奨学支援金規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的な理由により、学費の支払いが困難な埼玉工業大学大学院学生及び大学院入学予定者（以下「学生」という。）に対して、就学を可能にするため、大学院奨学支援金（以下「奨学支援金」という。）を貸与して、経済的に支援することを目的とする。

(奨学支援金の金額)

第2条 奨学支援金の金額は、学生が学園に納付する金額のうち、授業料及び施設設備費（以下「学納金」という。）の額の範囲内とする。

(申請手続)

第3条 奨学支援金の貸与を受けようとする学生は、入学手続期間中に、所定の入学金を納入し、かつ、学生納付金延納願を提出しなければならない。

2 風水害等の災害のため、家屋等が滅失、毀損したとき、又は主たる生計維持者が、死亡したとき、その他の経済的状況の変化により、学納金を納付することが困難なときは、前項の規定を準用するものとする。

(書類提出)

第4条 学生は、学生納付金延納願を提出後、2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- 一 学校法人智香寺学園大学院奨学支援金申請書
- 二 返済計画書
- 三 保証人2名の返済保証書
- 四 住居地を管轄する税務署の発行する主たる生計維持者の課税証明書又は市区町村長の発行する非課税証明書

(審査)

第5条 前2条に基づく審査は、大学院学生委員会が面接審査及び書類審査により行う。

2 大学院学生委員会委員長は、前項の審査に基づいて、学生に経済的支援をすることが必要であると認めるときは、意見を付して、奨学支援金額を研究科長に報告するものとする。

(奨学支援金の決定)

第6条 奨学支援金の額の決定は、理事会が行う。

(奨学支援金の返済)

第7条 奨学支援金の返済は、原則として、修学年限までとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、返済計画に基づき、猶予することがある。

2 前項の奨学支援金は、無利子とする。

(順守義務)

第8条 学生は、この奨学支援金を活用し、研究勉学に専念するとともに、保証人ともども、信義に則り、返済計画を誠実に履行し、経済状態が改善したときは、奨学支援の停止を申し出るとともに、奨学支援金を返済するものとする。

(所掌部課)

第9条 この規程に定める書類の提出は、教学部学生課とする。

附 則

この規程は、平成10年4月16日から施行し、平成10年度大学院入学生から適用する。

埼玉工業大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第51条に基づき、大学院研究生について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため、研究主題を定め特定の研究指導教員の指導のもとで研究を行う者をいう。

(出願資格)

第3条 本学大学院に大学院研究生として出願することができる者は、次の資格を有する者でなければならない。

(1) 修士又は博士の学位を得た者

(2) 前号と同等以上の学力があり、本学において研究能力があると認められた者

(入学時期)

第4条 入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(出願書類)

第5条 本学大学院に大学院研究生として出願するときは、所定の検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究願

(2) 研究計画書（指導計画書）

(3) 研究指導教員の推薦書

(4) 履歴書

(5) 住民票記載事項証明書

(6) 官公庁、その他の事業所に在職する者は、その所属長の同意書又は依頼書

(7) 写真 2枚（4×3cm）

(8) 最終出身校の修了証明書、学位取得証明書、学位記の写又はこれに相当する証明書

2 日本国籍以外の国籍を有する出願者は、前項各号に定める書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 在留資格、在留期間（直近の日本の教育機関の証明書：修了証明書又は修了見込み証明書を含む）を確認できる書類（既に日本に在住している外国人留学生のみ）

(2) 身元保証書

日本に居住する保証人（保証人が日本国籍以外の国籍である場合は、原則として、在学期間中在日することができる者）により、入学後の一切について責任を持つことを保証する書類

(入学選考)

第6条 大学院研究生の入学は、前条の提出書類に基づき選考のうえ、研究科教授会の議を経て、研究科長が入学を許可する。

(納付金)

第7条 大学院研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金及び半期（4月～9月、10月～3月）の授業料を納付し、所定の入学手続をしなければならない。

2 7日以内に手続きを完了しない者は、入学許可を取り消すことがある。

(実験実習費)

第8条 大学院研究生の実験実習等に要する費用は、本人の負担とすることがある。

(聴講)

第9条 大学院研究生は、研究指導教員が必要と認めるときは、研究科長の承認を

得て、授業科目を聴講することができる。ただし、聴講した授業科目の単位の認定は行わない。この場合は特に聴講料を徴収しない。

(在学期間)

第10条 大学院研究生の在学期間は1年以内とする。

2 研究科長は、大学院研究生が研究期間の延長を願い出たときは、研究科教授会の議を経て、6か月又は1年を単位として、通算3年を限度に延長を許可することができる。

(他の業務への従事)

第11条 大学院研究生が他の業務に従事しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

(検定料、入学金及び授業料)

第12条 大学院研究生の検定料、入学金及び授業料については、本学大学院学則に定める。

(退学及び除籍)

第13条 大学院研究生が研究期間内に退学しようとするときは、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならない。

2 大学院研究生が本学大学院の諸規則に違反し、大学院研究生として適当でないと思われたときは、研究科教授会の議を経て、学長はこれを除籍することができる。

(終了届及び中止届)

第14条 大学院研究生が、研究を終了したときは、研究終了届を研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

2 研究期間の中途において、研究を中止した場合は、研究中止届を研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

(研究報告)

第15条 大学院研究生は、研究期間が終了したときは、研究科長に研究結果の報告をしなければならない。

(規定の準用)

第16条 大学院研究生に対しては、大学院学生にのみ適用される規定を除き、本学大学院学則を準用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

埼玉工業大学大学院工学研究科科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第49条及び工学研究科規程第32条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認めた者。
- (7) 本学大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者で、22歳に達した者。

(授業科目)

第3条 履修できる授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

2 授業科目は、修士論文の完成を目的とした特別演習・特別輪講・特別実験の科目を除く修士課程の授業科目のみ履修することができる。

3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

4 履修登録は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 出願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 住民票記載事項証明書
- (6) 写真(2枚、4×3cm)

2 現に他の大学院に在学する者は、前項の書類のほか、当該学(校)長の出願許可証を添付しなければならない。

3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、申し出により、出願期限の延長を認めることがある。

2 学期の開始日は、学則第9条に定める学期の1日目とする。

(入学許可)

第7条 出願があった時は、教務委員会の審査を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

2 前項の審査においては、書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

(納付金)

第8条 入学を許可された者は、14日以内に所定の手続きをとり、学則別表2の入学料を納付しなければならない。なお、同表の授業料については、入学後に納付する。納付期限については、学則第63条の規定を準用する。

2 前項のほか、実験・演習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を授与する。

2 単位の授与は、学則第25条及び第26条の規定を準用する。

3 授与された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続履修)

第10条 履修期間終了後、継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

2 継続して履修を許可された者については、入学料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

休学者の在籍料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、埼玉工業大学学則第47条及び埼玉工業大学大学院学則第64条に基づき、休学者の在籍料について定める。

(休学者の在籍料)

第2条 休学者の在籍料は、その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の在籍料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	120,000円
	後期 (当学年末まで)	60,000円
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	120,000円
	前期 (翌学年前期末まで)	60,000円
	当学年末まで	

2 在籍料は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附則 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、休学者の学費に関する細則(平成24年4月1日)、埼玉工業大学休学者の学費に関する細則(平成24年4月1日)、埼玉工業大学人間社会学部休学者学費免除に関する細則(平成14年4月1日)、埼玉工業大学大学院休学者学費免除に関する細則(平成10年4月1日)及び埼玉工業大学大学院休学者の学費に関する細則(平成24年4月1日)は廃止する。

3 この細則は、学部および大学院の休学者に適用する。

埼玉工業大学技術補助員取扱要項

この要項は、埼玉工業大学における技術補助員の任用及びその手続について定めるものとする。

1. 主として実験・実習を行う科目については、担当教員1名当たり、それぞれ技術補助員1名を置くことができる。ただし常務理事会の承認があった場合はこの限りではない。
2. 前項の技術補助員は、本学の大学院学生をもって、教員の補助職として実験・実習の指導等に充てるものとする。
3. 本学の大学院学生が、当該授業科目にかかる技術補助員を希望しないときは、本学の大学院学生と同等以上の学力若しくは技術能力を有する者をもって充てることできる。ただし、大学院学生等が得られないときは、本学学部4年生に限り従事させることができる。
4. 技術補助員が、本学の大学院学生であるときは、ティーチング・アシスタント（T. A.）と称することとし、当該大学院学生の履歴に記載することができる。
5. 技術補助員は、非常勤職員として、半期又は年度を単位として任用するものとし、第1項に掲げる正規の授業において、担当教員のもとで勤務する。ただし、手当額の基礎となる実験・実習等の準備又は整理の時間については、他の時間と振り替えて勤務させることができる。
6. 授業担当教員が、技術補助員の採用を希望するときは、当該授業の属する学科・課程の教務委員に候補者の履歴書（業績書を含む。）を添えて申し出るものとする。
7. 教務委員会は、学科・課程の教務委員から当該申出を受けたときは、任用候補者等の調整を行い、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）が学長に申し出るものとする。
8. 本学大学院学生以外の者を採用するとき、又は前各号の規定によりがたいときは、理由を付して学長に申し出るものとする。
9. 学長は、前2項の申出に基づき、常務理事会に諮り、常務理事会において決定し、理事長が任命する。
10. 前各項の手続は、学年又は学期の始まる前に行うこととし、技術補助員として任用される前に実験・実習等に従事させることはできない。
11. 技術補助員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職務を停止することができる。

職務停止は教務委員会の議を経て、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）の要請に基づき、学長がこれを行う。

- (1) 健康上の事由により、職務を遂行できないとき。
- (2) 職務の怠慢、または指導教員の指示監督に反する行為などの事由で、改善の見込みがないと認められたとき。
- (3) 職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。
- (4) 学則第40条または第43条の規定による、留学もしくは休学の期間に相当するとき。
- (5) 学則第69条または第70条の規定による、停学、退学もしくは除籍等の処分を受けたとき。

(6) 本人より採用辞退の申し出があったとき。

(7) その他、技術補助員として職務の遂行ができない事由があると認められたとき。

12. 前項の職務停止において、その任用期間内の技術補助員の新たな任用については、第7項の手続きを経るものとする。

13. 学校法人智香寺学園との契約が平成25年度以降連続して5年を超えない範囲とする。

附則 この要項は、平成8年4月1日から施行する。

この要項は、平成10年11月10日から施行する。

この要項は、平成11年4月27日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

埼玉工業大学技術補助員手当支給要項

この要項は、埼玉工業大学技術補助員取扱要項に基づき、実習、実験等の授業科目に従事する技術補助員に対する手当等の基準を定めるものとする。

1. 学生である者の勤務時間は、試験監督補助等の臨時的勤務を除き、1週間当たり原則12時間、年間300時間を上限とする。なお、技術補助員に応募しようとする者は、指導教員の許可を得ることとする。
2. 技術補助員のうち、本学の正規の学生の1時間当たりの手当額は、次のとおりとする。

一 大学院の博士後期課程に在学している者	2,000円
二 大学院の博士前期課程又は修士課程に在学している者	1,500円
三 学部の4学年に在学している者	1,150円
3. 前項以外の者の1時間当たりの手当額は、その者を正規の職員として採用した場合の1時間単位とする。ただし、2,000円を超えることができない。
4. 本学における1コマの授業科目を2時間(120分)と計算し、そのうちの20分については、実験・実習の準備、機器の整備、試験問題の作成、答案の採点等、教員の指示に基づいて従事する時間とする。
5. 技術補助員の交通通勤費は、一般職員の例に準じて支給する。ただし、本学の学生及び本学において授業又は研究指導を受けている者に対しては支給しない。
6. 技術補助員の手当額は、毎月末日までの勤務回数(予備実験・試験等を含み、半期の1コマ当たり15回以内)に基づいて、翌月の24日に支給するものとする。
7. 埼玉工業大学技術補助員取扱要項 第11項に定める職務停止期間中の手当はこれを支給しない。

附 則

- 1 この要項は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成10年11月10日から施行する。
- 3 この要項は、平成11年4月27日から施行する。
- 4 この要項は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 6 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 7 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用す

る。

- 1 1 この要項は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 2 この要項は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 1 3 この要項は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 1 4 この要項は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

埼玉工業大学大学院生及び学部生の学会等への参加にかかる旅費の取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、埼玉工業大学（以下「本学」という。）において、次条に定める学生が、学会、研究集会その他これらに準ずる会合（以下「学会等」という。）に出席し、又は外部研究機関において、実験等の研究活動を行う場合の本学による旅費補助に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本学大学院生及び学部4年生（以下「学生」という。）が指導教員の指導により学会等へ参加する場合は、それに要する旅費について下表のとおり支出を認める。

対象	参加形態	経費
大学院生	1. 学会等での発表 2. 学会等の聴講 3. 外部研究機関における実験等の研究活動	大学院担当経費
学部4年生	学会等での発表	学部教育研究費

- 2 本規程における旅費の種類は、交通費及び宿泊費とする。
- 3 第1項に規定する学部4年生には、3年次に早期卒業科目の履修を許可された者を含む。

(限度額等)

第3条 旅費は、大学院生は1名につき年間7万円、学部4年生は1名につき年間4万円を支給限度額とする。

- 2 大学院生に関し、1年間の学会等への参加形態が学会等の聴講のみの場合、旅費は年間5万円を限度額として打ち切る。
- 3 前項の限度額は、年度途中で学会等での発表又は外部研究機関における実験等の研究活動を行うこととなった場合、5万円から7万円に増額し、あらためて7万円の限度額の範囲内で支出する。

(交通費)

第4条 交通費は、状況及び現実に即して居住地又は大学から目的地までの最も経済的な通常の経路及び合理的方法による実費とする。

- 2 新幹線等の特急列車の利用は、利用上の必要性、時間的効率及び移動距離等を総合的に勘案し、申請時に大学の承認を得た場合に限り認めるものとする。
- 3 交通費及び宿泊費が包括されたバック商品は、より安価なもので、かつ限度額の範囲で実費を支給する。
- 4 この規程に定めのないものについては、教職員の旅費等支給規程及び公的研究費使用マニュアルを準用する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は1泊につき8千円を上限として実費を支給する。但し、学会等での口頭発表の場合には、1万円を上限として実費を支給する。

2 宿泊費の支給は、用務開始時刻や終了時刻等から合理的に判断して、用務当日の到着又は帰着が困難であると認められる場合に限る。

(手続)

第6条 指導教員が学生を学会等に参加させる場合は、事前に、大学院の場合は研究科長、学部の場合は学部長に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の申請手続は、学会等への参加が決定し次第、学会等への参加の2週間前までに手続を行わなければならない。その際に当該学会の案内状等を添付するものとする。

3 旅費等の支給申請については、最終的に承認された内容に基づいて支給するものとする。

4 旅費等の請求については、帰着後1週間以内に所定の書類及び旅費に係る根拠資料を添付した報告書を提出するものとする。

5 第2条第1項の表における参加形態のうち、外部研究機関における実験等の研究活動に該当する場合、申請時には実験予約票又は相手機関の承認が確認できる書類を、報告時には実際に実験等を実施したことが確認できる書類をそれぞれ添付しなければならない。

(経費使用ルール)

第7条 第2条に定める大学院担当経費及び学部教育研究経費については、一つの学会等へ参加において、科研費や競争的資金等の公的資金並びに共同研究費、受託研究費、寄付金、助成金等の経費（以下「外部資金」という。）を合算して使用することはできない。

(外部資金の利用)

第8条 第2条に該当する学生については、外部資金から旅費（交通費および宿泊費）を支出することができるものとし、その限度額及び利用範囲は本規程を準用する。

2 各外部資金で旅費の限度額及び利用範囲が定められている場合は、本規程及びそれぞれの外部資金の運用ルールに基づいて判断するものとする。

3 学部3年生が指導教員の判断により、指導上学会等で発表する必要があり、その発表について申請手続の際に学部長の承認を受けた場合は、第8条第1項の規定に基づき、外部資金から旅費を支出することができる。

4 外部資金による旅費の支出については、前三項の規定のほか、別に定める「公的研究費使用マニュアル」に基づいて運用する。

5 本規程を適用する旅行については、大学院生国際会議（海外）参加のための補助金の対象とすることはできない。

(所管)

第9条 この規程の取扱い事務は、教学部教務課が行う。

(規程の変更)

第10条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学内理事会が決定する。

附則 この規程は、令和8年4月1日から施行することとし、埼玉工業大学大学院生の学会等への参加にかかる旅費の取扱要項（令和5年4月1日施行）、埼玉工業大学大学院生の学会等への参加にかかる旅費の申し合わせ（令和5年4月20日施行）、埼玉工業大学学部生の学会等への参加にかかる旅費の取扱要項（平成29年4月1日施行）は、令和8年3月31日をもって廃止する。

埼玉工業大学大学院工学研究科特別研究員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学(以下「本学」という。)大学院工学研究科(以下「研究科」という。)における特別研究員(以下「研究員」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究科において、高度な研究能力を有する若手研究者を特定の共同研究に従事させ、研究科の研究活動の活性化と研究の進展を図るとともに、人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 研究員とは、次に掲げる研究者及び研究補助者をいう。

- 一 ポスト・ドクター(以下「PD」という。)として研究を行う者
- 二 リサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)として研究を補助する者

(PDの資格)

第4条 PDは、次の各号に掲げる資格を有する者とする。

- 一 採用初年度の4月1日現在で35才未満である者
- 二 博士の学位を有する者

2 前項に掲げる者のうち、日本学術振興会特別研究員の身分を有する者は、除く。

(RAの資格)

第5条 RAは、本学研究科博士後期課程に在学している者とする。

(職務)

第6条 PDは、次に掲げる職務に従事するものとする。

- 一 研究科が推進する共同研究プロジェクト等における研究業務
- 二 その他研究科教授会が必要と認めた研究業務

第7条 RAは、次に掲げる職務に従事する。

- 一 研究科が推進する研究プロジェクト等における研究の補助業務
- 二 その他研究科教授会が必要と認めた研究の補助業務

(提出書類)

第8条 研究員を志願する者は、次の各号に掲げる書類を各プロジェクトの責任者に提出するものとする。

- 一 特別研究員志願調書
- 二 研究業績書
- 三 研究指導教員又は推薦者の推薦書

2 第4条に掲げる特別研究員を外国に居住する者のうちから採用しようとするときは、前項に定めるもののほか、次号に掲げる書類を提出し、事前に許可を得るものとする。

- 一 特別研究員採用取決め書

(研究員候補者の選考)

第9条 研究員候補者の選考は、研究科教授会において行う。

(研究員の採用)

第10条 研究員の採用は、研究科長の申請に基づき、常務理事会の議を経て、理事長が任命する。

(研究員の任期)

第11条 研究員の任期は、当該会計年度を越えない範囲内とする。

2 任期を更新するときは、前3条の手続きにより行うこととし、その任期は、通算して2年間とする。

3 研究科長が特に必要と認めるときは、再度、任期を更新することができる。ただし、3年を越えることができない。

(勤務時間)

第12条 研究員の1月の勤務時間は、PDにあつては70時間、RAにあつては34時間を超えない範囲内とする。

2 勤務日及び1日の勤務時間については、指導教員が定めるものとする。

(給与)

第13条 研究員の給与については、別表1に定めるところによる。

(遵守事項)

第14条 研究員は、一般の職員のみにも適用されるもののほか、学校法人智香寺学園就業規程を遵守しなければならない。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究員に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、平成17年6月21日から施行する。

別表1

区 分	時間給	月額(限度額)
P D	3,600 円	252,000 円
R A	3,000 円	102,000 円

埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」 返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程第2条第3項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が実施する大学院において貸与を受けた第一種奨学金の返還免除の認定を受ける候補者（以下「候補者」という。）の選考方法及び評価方法等については、下記のとおり申合せ。

1 埼玉工業大学からの推薦

- (1) 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、各研究科に候補者の推薦を依頼する。
- (2) 学生課は、返還免除を希望する者を募り、次の書類を添付して選考委員会に提出する。
 - 一 業績優秀者返還免除申請書
 - 二 成績証明書
 - 三 推薦理由書
 - 四 その他必要な書類

2 評価方法

- (1) 選考委員会は、候補者の業績評価に当たり、次の評価項目について総合評価する。
 - 一 大学院における教育研究活動等
 - 二 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等
- (2) 選考委員会は、「業績評価の基準」（別表）等に基づき、候補者の業績評価を公平かつ適正に行う。
- (3) 選考委員会は、業績評価を行う上で、各専攻分野の教育研究の特性等に十分配慮する。

3 候補者の選考

選考委員会は、推薦のあった候補者の業績を総合評価した上で、順位を付して支援機構に推薦する最終候補者を選考する。

4 その他

この申合せに定めるもののほか、候補者の選考方法及び評価方法等に関し必要な事項は、各研究科の議を経て、学長が定める。

附則 この申合せは、平成17年12月22日から施行する。

附則 この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附則 この申合せは、平成20年2月6日から施行する。

附則 この申合せは、平成23年10月25日から施行する。

「業績評価の基準」

業績評価は、各項各号に掲げる評価項目により、各専攻等の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。
業績評価の細目は、各専攻において別に定めることができる。

文部科学省令に定める業績の種類 「支援機構が定める評価基準」	本学が定める評価項目	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
学位論文その他の研究論文 学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
特定の課題についての研究の成果 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条「特定の課題についての研究の成果」の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
著書、データベースその他の著作物 (前2号に掲げるものを除く。) 前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
発明 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	①発見、発明、実用新案として優れ、推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
授業科目の成績 講義・演習等の成果として、優れた専門知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
研究又は教育に係る補助業務の実績 リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	①学内での教育研究活動等の補助(リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等)に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により学外での研究成果が高く評価された場合
音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
スポーツの競技会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること)		①専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」
返還免除候補者の業績評価の細目について

「埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申し合わせ」第2項に基づく奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の業績評価の細目は、以下の通りとする。

第1 学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定に当たっては、次に掲げる学内外における業績を点数化し、総合的に評価して行うものとする。

1 学位論文その他の研究論文

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

(a) 博士論文 合格 (20点), 不合格 (0点)

(b) 修士論文 A評価 (10点), B評価 (6点), C評価 (2点)

(c) 学位論文以外の研究論文（紀要への執筆を含む）が特に優れている。

full paper の場合

1件につき 1st author (5点), 2nd author (3点), 3rd author 以下 (1点)

abstract (2ページ以内) の場合

1件につき 1st author (1点)

(d) 民間財団等が公募している競争的資金を獲得した。(10点)

(e) 若手研究フォーラム論文集への掲載がある。

1件につき 1st author (1点) (「1件につき 1点」を削除)

(f) 学内で発行する学位論文以外の研究論文（臨床心理センター年報, 年報 Annual report への執筆を含む）が特に優れている。

1件につき 1st author (2点), 2nd author (1点), 3rd author 以下 (0点)

(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

(a) 国際的又は国内の公的機関, 学会からの受賞がある。

1件につき 1st author (15点), 2nd author (10点), 3rd author 以下 (5点)

(b) 国際的又は国内の公的機関, 学会からの表彰がある。

1件につき 1st author (10点), 2nd author (5点), 3rd author 以下 (1点)

(c) 国際的又は国内の公的機関, 学会で発表賞を受賞した。

ポスターまたは口頭発表 (登壇者に限る)

最優秀賞 (15点), 優秀賞 (10点)

(d) 国際的又は国内の学会誌, 学術雑誌への論文掲載がある (査読つき)。

1件につき 1st author (10点), 2nd author (7点), 3rd author 以下 (4点)

- (e) 国際的又は国内の学会誌、学術雑誌への総説掲載、あるいは国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。
1 件につき 1st author (5 点), 2nd author(3 点), 3rd author 以下(1 点)
- (f) 国内の会議又は国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。
1 件につき 1st author (2 点), 2nd author(1 点), 3rd author 以下(0 点)
- (g) 国際的又は定期的に開催される国内の学会等での講演発表、あるいは Proceedings への abstract 掲載がある。
1 件につき 1st author (1 点)
- 2 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果
修士論文に代わる特定の課題（埼玉工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 27 条第 2 項の課題をいう。）についての優れた研究の成果がある。（5 点）
- 3 著書、データベースその他の著作物（前 2 号に掲げるものを除く。）
優れた著書、データベースその他の著作物がある。
1 件につき 1st author (10 点), 2nd author(7 点), 3rd author 以下(4 点)
- 4 発明
優れた発明があり特許を申請。
1 件につき 1st author (5 点), 2nd author(3 点), 3rd author 以下(1 点)
- 5 授業科目の成績
(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績
(a) $\{(A \text{ 評価科目単位数} \times 6 \text{ 点}) + (B \text{ 評価科目単位数} \times 4 \text{ 点}) + (C \text{ 評価科目単位数} \times 2 \text{ 点})\} \div \text{総取得単位数} \text{ 点}$
(b) 大学院学則第 27 条第 1 項の規定により修業年限の短縮が認められた。（10 点）
- 6 研究又は教育に係る補助業務の実績
(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績
ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、ノートテイカー、臨床心理センタースタッフ等による教育活動への貢献が顕著である。
(一項目につき半期 1 点, 最大 6 点。但し, SPP の TA は半期 0.5 点とする)
- (2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。（半期 3 点, 最大 6 点）
- 7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

専攻分野に関連した国内外における発表会等で、優れた評価を得た。

(1件につき 最大10点)

8 スポーツの競技会における成績

専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等において、優れた成績を挙げた。

(1件につき 最大10点)

9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

スチューデントサポーター等専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た。(一項目につき半期3点, 最大6点)

第2 候補者の選考は、第1に掲げる業績評価の細目について総合評価点の高い順に行う。

附則

この業績評価の細目は、平成18年2月24日から施行する。

この業績評価の細目は、平成20年2月6日から施行する。

この業績評価の細目は、平成21年7月16日から施行する。

この業績評価の細目は、平成23年10月25日から施行する。

この業績評価の細目は、平成24年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成26年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成29年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成30年4月13日から施行する。

埼玉工業大学留学生支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学留学生支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、埼玉工業大学（以下「本学」という。）（削除）に在籍する外国人留学生に対し、必要な教育、指導助言等を行うとともに、生活支援及び学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 外国人留学生に対する日本事情の教育及び生活上の指導・助言に関すること。
- 二 外国人留学生の修学環境の充実等に関すること。
- 三 外国人留学生の在籍確認に関すること。
- 四 外国人留学生の在留期間更新手続きに関すること。
- 五 外国人留学生交流の推進に関すること。
- 六 外国人留学生に係る各学部及び各研究科との連携・教育に関すること。
- 七 (削除)
- 八 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(構成員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 工学部、人間社会学部の各学科及び基礎教育センター工学会から選出された教員各1名
- 三 工学研究科及び人間社会研究科から選出された教員各1名
- 四 その他学長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(運営)

第6条 センターの運営に当たっては、大学院研究科並びに学部の学生委員会と緊密な連絡を図るものとする。

(委員会)

第7条 センター内にセンターの運営に関する重要事項を審議するため、留学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 センター長
- 二 センターを構成する教員
- 三 教学部部长又は次長及び学生課長
- 四 その他、委員長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務等)

第9条 センターに関する事務は、教学部学生課において処理し、在籍確認、在留期間更新手続き及び修学変更等の詳細については別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、学内理事会が決定する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

埼玉工業大学学生相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学生相談室（以下「学生相談室」という。）の運営に関して必要な基本的事項を定める。

(目的)

第2条 学生相談室は、修学上種々の問題や悩みのある学生、保護者等の個別相談に応じ、カウンセリング等の心理的支援を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 学生相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生相談室長
- 二 学生相談員

(学生相談室長)

第4条 学生相談室長は、学生相談室の運営を掌理する。

- 2 学生相談室長は、本学教員の中から学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。

(学生相談員)

第5条 学生相談員には、臨床心理士等の有資格の教職員を充てる。

(業務)

第6条 学生相談室は次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 種々の悩みや問題のある学生個々に対するカウンセリング等の実施
- 二 保護者等、学生の関係者からの相談への対応
- 三 特定の学生の支援にかかわる教職員のコンサルテーション
- 四 学内学生支援部署との学生に関する情報共有と支援のための行動連携
- 五 学生への心身の健康管理のための教育・啓発活動
- 六 学生相談室を周知するための広報活動
- 七 上記各号の業務に必要な資料の収集及び保存
- 八 学生相談の専門性向上のための研究活動、研修会参加
- 九 学生委員会における年間利用者数・相談内容の内容等の報告
- 十 その他学生相談に必要な業務

(秘密保持)

第7条 学生相談員は、相談業務において相手方から知り得た事柄については、秘密保持に努めなければならない。

(秘密保持の例外)

第8条 第7条の規定にかかわらず、学生相談室長は、学生に自傷・他害などの重大な事態のおそれがあると判断したときは、すみやかに学生部長、関係部署及び学生の関係者に連絡し、大学として重大な事態を防ぐための適切な措置を取らなければならない。

(他部署・外部機関との情報共有と行動連携)

第9条 学生相談員は、学生の支援のために、学内の各学生支援部署、教職員、あるいは学外の関係機関の協力を得る必要があると判断した場合は、学生本人の同意又は了承を得た上で、各学生支援部署等との学生に関する情報共有や行動連携を行う。

(会議の実施)

第10条 学生相談室長は、学生相談室の円滑な運営を図るための学生相談室運営会議と、学生相談活動充実のための事例検討会議を適宜開催することができる。

2 学生相談室長は必要に応じて、学生相談室運営会議と事例検討会議に、学生相談員以外の教育職員、事務職員の出席を求めることができる。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、学内理事会が決定する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「埼玉工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第4条の規定に基づき、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室（以下「ハラスメント相談室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ハラスメント相談室は、埼玉工業大学の学生（外国人留学生を含む。以下「学生」という。）が当事者となり、本学に在籍するすべての者（以下「本学構成員」という。）との間におけるハラスメントに関する相談に応じ、助言を行うこと及びハラスメントの防止を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において学生に対する「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) セクシャル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上、又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

本人が意識する、しないにかかわらず、職務上の地位又は権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して相手に対して行う業務の適正な範囲を超えた就労上の不適切な言動

(4) 前3号に類する人権を侵害する不適切な言動

(業務)

第4条 ハラスメント相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第3条に規定するハラスメントに関する相談

(2) 前号に関わる処理手続きに関する相談

(3) 相談のあったハラスメント解決のための各部局等への連絡・調整

(組織)

第5条 ハラスメント相談室に、次の各号に規定する職員を置く。

(1) 相談室長

(2) 相談員

(相談室長等)

第6条 第5条の職員について、次の各号に規定する。

- (1) 相談室長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。
- (2) 相談室長は、ハラスメント相談室の業務を掌握する。
- (3) 相談室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 相談員は、臨床心理士等の有資格者とし、学長が任命する。
- (5) 任期途中で第4条各号の職員が辞任を申し出たときまたは欠員となったとき、その後任者の任期は当該年度の年度末までとする。

(相談員の任務)

第7条 相談員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談員は、相談窓口の業務を担当する。
- (2) 相談員は、相談者からの相談又は苦情などに対応し、問題解決のために協力し援助を行う。
- (3) 相談員は、相談者の立場と状況に十分配慮し、相談者の要望事項を確認する。問題解決の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。
- (4) 相談者からの相談に応じた相談員は、相談内容と日時等を明確にした相談記録を作成し、相談室長に報告する。
- (5) 相談員は、任務を遂行するために、定期的にハラスメント対策及びハラスメント相談対応に必要な学外の研修等を受けるものとする。

(学生ハラスメント相談室運営会議)

第8条 ハラスメント相談室に、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室運営会議（以下、「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 相談員
- (3) 学生部長
- (4) 学生課長
- (5) 学生相談室長
- (6) その他、学長が指名した者

3 委員長は相談室長をもって充てる。

4 委員長は、運営会議を招集し、会務を総括する。

5 委員は、学長が任命する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、その業務を処理する。

- (1) ハラスメント相談員が受けた相談の内容等に関する情報の把握と共有及び措置。
- (2) 学長への報告・指示のもと、埼玉工業大学ハラスメント防止対策委員会への上伸・連絡・調整。
- (3) 学生を対象としたハラスメントの防止に関する啓発活動。

(不利益取り扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情にかかる調査への協力その他ハラスメ

ントに関して正当な対応をした本学構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第10条 前条に定める者は、職務上知り得た事項について、守秘義務を負う。

2 相談員は、当該相談に係る本学構成員、学生等関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(報告義務)

第11条 相談室長は、ハラスメント相談室の利用状況を学生委員会に年1回以上報告する。

(事務)

第12条 ハラスメント相談室に関する事務は、相談室において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3年 4月 13日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

埼玉工業大学大学院生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）に在学する大学院生（以下「院生」という。）の懲戒については、埼玉工業大学院学則第69条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。なお、大学院研究生についても同様に扱うものとする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 退学 院生としての身分を喪失させること。
 - 二 停学 無期停学 期間を定めず、この間の登校及び院生としての活動を原則停止すること。
有期停学 6か月未満の期間を定めて、登校を禁ずること。
 - 三 訓告 院生の行った非違行為を戒め始末書を提出させて反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう嚴重注意すること。
- 2 前項第二号の場合において、停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、1か月以下の場合には、修業年限に含めることができる。

(懲戒の対象行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は次のとおりとして、懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例を別表1に示す。

- 一 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- 二 学内外における犯罪行為
- 三 試験等における不正ほか学問的倫理に反する行為
- 四 ハラスメント等の人権を著しく侵害する行為
- 五 学則その他本学の諸規定に違反する行為
- 六 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為

(事実関係の報告)

第4条 専攻主任は、所属する院生について、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、速やかに事実関係を把握し、研究科長に報告を行うものとする。

- 2 研究科長は、前項に規定する報告を受けたときは大学院学生委員会委員長と協議のうえ、懲戒事由に該当する非違行為があると思料する場合には、速やかに学長に報告する。
- 3 学長は、前2項に規定する報告がない場合にあっても、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、研究科長及び専攻主任に対して、事実関係の把握及びその報告を指示することができる。

(調査等の付託)

第5条 学長は、懲戒に相当すると思われる院生の行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに当該院生が所属する研究科の長（以下「研究科長」という。）に事案について、調査及び審議を付託する。

(調査委員会)

第6条 研究科長は、前条により付託があった場合は、直ちに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- 一 研究科長
- 二 学生委員会委員長
- 三 当該院生が所属する専攻主任
- 四 研究科長が指名する者 若干名

3 調査委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

4 調査委員会は、事案について以下に掲げる事項の調査及び事実確認を行い、懲戒の対象行為に該当するか否かを検討する。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその度合
- (3) 他の院生及び社会に与える影響
- (4) 過去の非違行為の有無
- (5) その他考慮すべき情状

5 前項に規定する非違行為の悪質性については、調査対象院生の主観的態様、非違行為の性質、非違行為に至る動機等により判断するものとする。また、重大性については、非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度及び非違行為が社会に及ぼした影響等により判断を行うものとする。

(調査期間中の措置)

第7条 学長は、ハラスメントの防止又はその他教育上の配慮が必要と判断したときは、懲戒処分が決定されるまでの間、調査対象院生に謹慎を命ずることができる。この場合において、謹慎期間中は原則として登校を禁止し、本学院生としての活動を制限するものとする。

2 学長は、懲戒処分の決定前に調査対象院生から休学の願い出があったときは、これを許可することができるものとする。

3 学長は、調査対象院生から、懲戒処分の決定前に退学の願い出があったときは、原則として、この願い出を受理しないものとする。

(事情の聴取等)

第8条 調査委員会は、当該院生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

2 当該院生は、弁明の際、必要な証拠を提出することができる。

3 当該院生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 学生部長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べるることができる。

(教授会審議)

第9条 研究科長は、調査委員会の報告に基づき、研究科教授会において、懲戒の要否及び

種類・程度を審議し、その結果を文書で学長に報告する。

(懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置)

- 第10条 学長は、第9条の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該院生に対し、直ちに自宅謹慎を命ずることができる。
- 2 前項の自宅謹慎は、院生としての本分についての反省を促す教育的措置であり、伝達は大学院学生委員会委員長が行う。
- 3 学部長は、当該院生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(懲戒の決定)

- 第11条 学長は、研究科長の報告に基づき、学校法人智香寺学園埼玉工業大学協議会（以下「協議会」という。）の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定する。
- 2 停学の始期は、研究科教授会及び協議会の議を経て、学長が決定する。
- 3 停学の期間の計算は、暦日計算による。
- 4 停学の期間には謹慎の期間を含めることができる。この場合において、当該院生が休学期間中であるときは、停学処分の日の前日をもって休学期間は満了したものとみなす。
- 5 懲戒処分が停学であり当該院生が海外の大学等へ留学中のときは、停学処分の日の前日をもって留学期間は満了したものとみなし、学長は速やかに帰国を命ずるものとする。

(嚴重注意)

- 第12条 学長は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により、嚴重注意を行うことができる。
- 2 嚴重注意の伝達は、大学院学生委員会委員長が、当該院生の専攻主任の立会いの下に行うものとする。

(懲戒処分書の交付等)

- 第13条 学長は、研究科長を介して、当該院生に対し懲戒処分書を交付するとともに、氏名及び学籍番号を伏して懲戒対象院生に処分を通知した日の翌日から14日間、懲戒の内容を公示する。
- 2 公示の場所は、大学院掲示板とする。
- 3 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

(再審査)

- 第14条 懲戒処分を受けた院生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合には、資料を添えて処分の発効の日の翌日から14日以内に、文書により学長に再審査を求めることができる。
- 2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに協議会の議を経て次の各号の一に該当する事由があると思料するときは、再審査の可否を決定しなければならない。
- (1) 懲戒対象行為に係る認定に重大な事実誤認があるとき
- (2) 懲戒対象行為に係る重大な証拠が新たに発見されたとき

- (3) 前2号に規定する事由のほか、学長が再調査を必要と認める相当の事由があるとき
- 3 協議会が、再審査の必要があると認めた場合には、学長は直ちに研究科長に再審査を行わせるものとする。
 - 4 協議会が、再審査の必要がないと認めた場合には、学長は速やかにその旨を当該院生に通知する。
 - 5 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第15条 学長は、懲戒対象院生が逮捕・勾留され、大学が本人に接見することができない場合にあっては、懲戒処分の手続きを開始するかどうか慎重に検討し、本人の罪状の認否及び司法の判断等を勘案し、懲戒事由に該当する非違行為があったと認めるときは、懲戒処分を行うことができる。

(停学期間中の指導及び措置)

- 第16条 専攻主任及び研究科長は、停学期間中の院生に対し、必要に応じ適切な指導を行うものとする。
- 2 専攻主任及び研究科長は、停学期間中の指導等のため必要と認めるときは、学長の承認を得て停学期間中の院生に対し、一時的に登校を認めることができるものとする。
 - 3 学長は、停学期間中の院生から休学の願い出があっても、これを受理しない。
 - 4 学長は、停学期間中の院生から退学の願い出があったときは、これを受理する。

(無期停学の解除)

- 第17条 研究科長は、無期停学処分を受けた院生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、研究科教授会の議を経て、学長に対し、その処分の解除を具申することができる。
- 2 学長は、処分解除の具申を受けたときは、協議会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

(停学中及び謹慎中における手続等)

- 第18条 停学中及び謹慎中における試験等の受験及び履修手続は、次のとおりとする。
- 一 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。
 - 二 停学中及び謹慎中の履修手続は、研究科が定めた履修手続期間に行うことができる。

(懲戒処分に関する記録)

第19条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書、進学又は就職に係る推薦書類等にはその内容を記載しないものとする。

(守秘義務)

第20条 調査又は審査に従事した委員その他当該事案に関係した者（当該職を退いた者も含む。）は、公示した事項を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(運用上の留意点)

第21条 この規程の運用に当たっては、当該院生の基本的人権を尊重するよう留意するとともに、教育上必要な配慮をするものとする。

(対象非違行為が冤罪となった場合の対応)

第 2 2 条 懲戒処分の対象となった非違行為が冤罪となった場合には、学長は、嫌疑を受けた者の名誉回復に努める。

(事務部門)

第 2 3 条 院生の懲戒に関する事務は、別に定めがある場合を除き、教学部学生課において処理する。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条・第3条関係）

大学院生の懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例

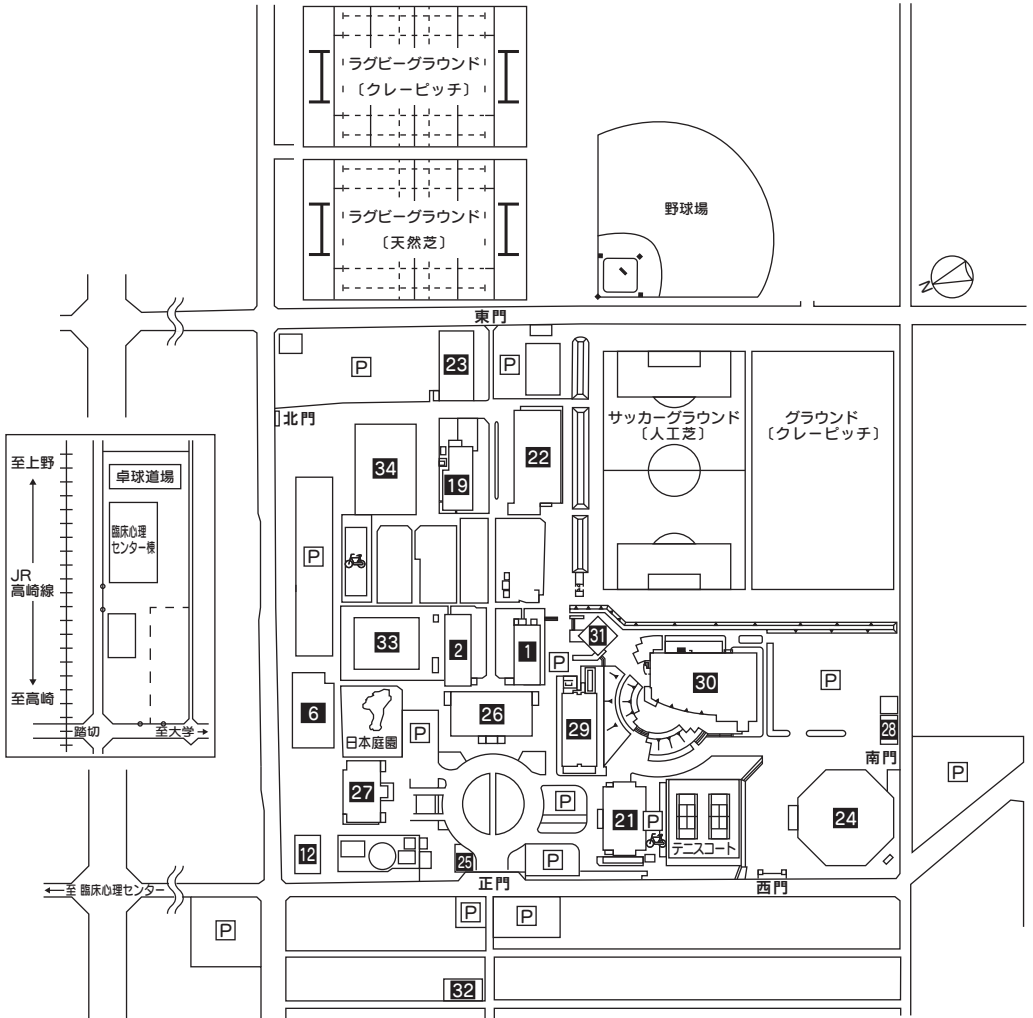
行為の内容	懲戒の量定基準		
	訓告	停学	退学
殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為			○
暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺		○	○
故意又は重大な過失による傷害行為		○	○
麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）		○	○
賭博	○	○	
痴漢行為（覗き見、盗撮行為等を含む）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう）又はストーカー行為	○	○	○
無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走など悪質な法規違反	死亡又は高度な後遺障を負わせる人身事故を起こした場合		○
	上記以外の人身事故を起こした場合		○
死亡または重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	○	○	○
故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合、又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
発表した研究成果の中に示したデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用またはその他研究成果の不正公表を行った場合	○	○	○
替え玉受験、試験問題の不正入手、受験の不正行為を行なった者が再度不正行為を行なった場合等極めて悪質な行為	○	○	○
試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	○	○	
レポート提出、研究報告又は作品制作等の課題において他者のレポートやウェブ、作品、研究報告、書籍等から内容を引き写し、または出典を明記せず引用した場合	○	○	
インターネットの利用で、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信またはソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合	○	○	○
コンピュータ又はネットワークへの不正又は不適切な使用、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込、情報漏洩、文献等の違法ダウンロード・アップロード等	○	○	○
飲酒を強要し、またはアルコール飲料の一气飲み等が原因となり重大な事態に至った場合		○	○

飲酒を拒む者又は未成年者であることを知っている相手に、強要して飲酒させた行為	○	○	○
本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	○	○	○
本学が管理する建造物への不法侵入、不正使用若しくは占拠	○	○	○
本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	○	○	○
本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等		○	○
法令、条例、本学の規則等及び命令に違反した場合又は院生等としての本分に反した行為	○	○	○

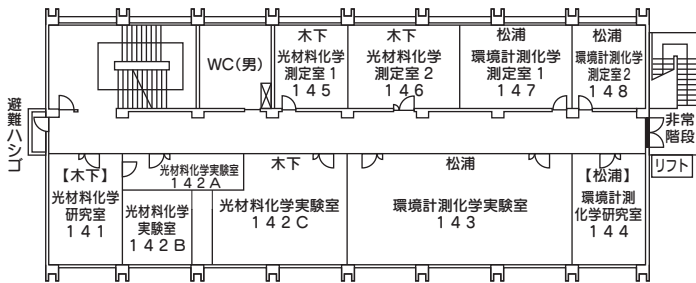
※ 行為の内容は標準的な例を掲げたものであり、社会情勢等を総合的に考慮して処分量定を決定する。

大学の校舎配置

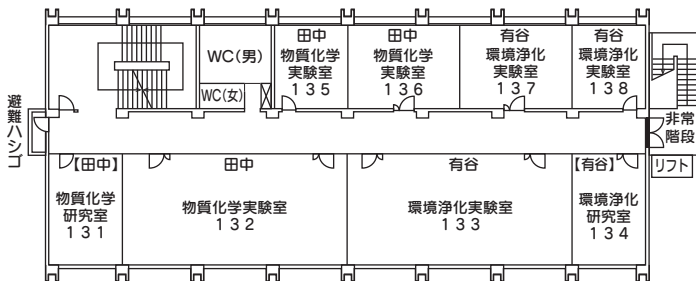
埼玉工業大学施設案内図



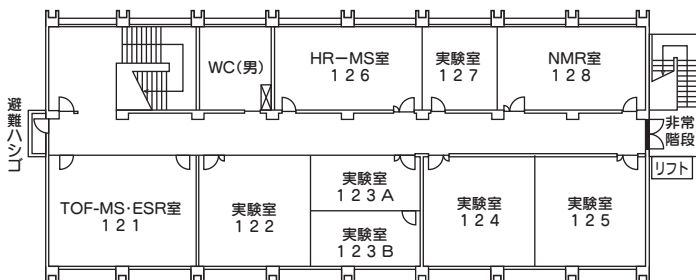
- | | | | |
|------|----------------|-------|-----------------|
| 1号館 | 生命環境化学科棟 | 26号館 | 正智塔 (本部棟) |
| 2号館 | 生命環境化学科棟 | 27号館 | 大学院工学研究科棟 |
| 6号館 | 機械工学科棟 | 28号館 | 倉庫 |
| 12号館 | 図書館倉庫 | 29号館 | ハイテク・リサーチ・センター棟 |
| 19号館 | 情報システム学科棟 | 30号館 | 人間社会学部棟 |
| 21号館 | 図書館棟 | 31号館 | 軽食堂棟 |
| 22号館 | 情報システム学科棟 (食堂) | 32号館 | クラブハウス棟 |
| 23号館 | 情報基盤センター棟 | 33号館 | ものづくり研究棟 |
| 24号館 | 大乗殿 | 34号館 | 機械工学科総合実験実習棟 |
| 25号館 | 守衛所 | 駐車場 P | 駐輪場 駐 |



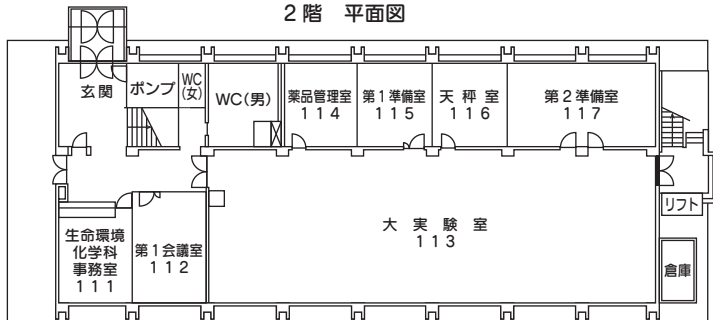
4階 平面図



3階 平面図

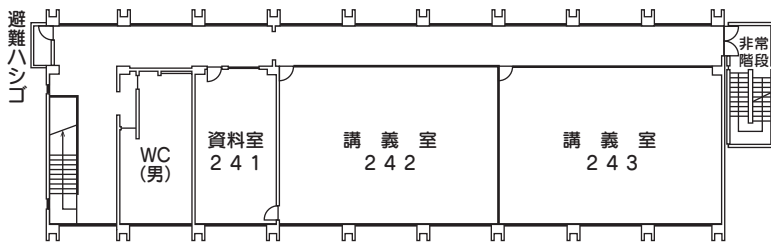


2階 平面図

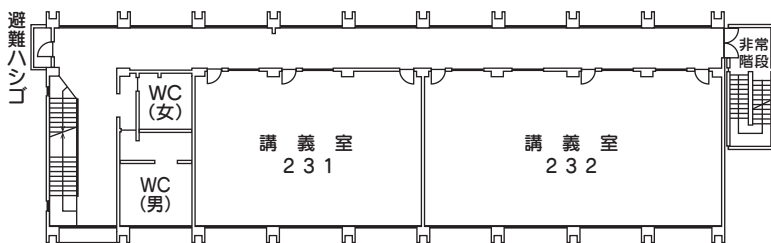


1階 平面図

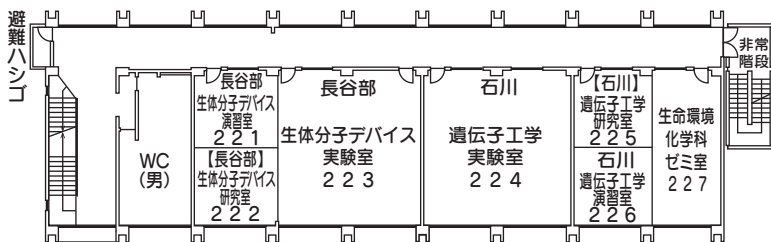
1号館 生命環境化学科棟



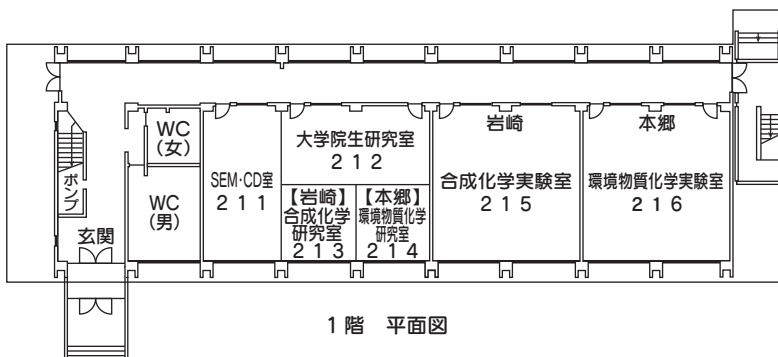
4階 平面図



3階 平面図

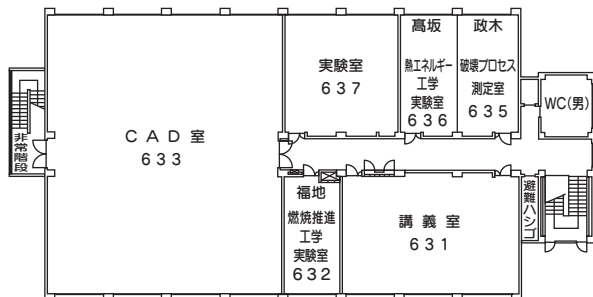


2階 平面図

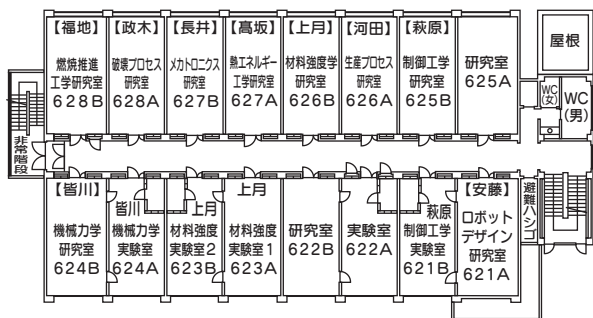


1階 平面図

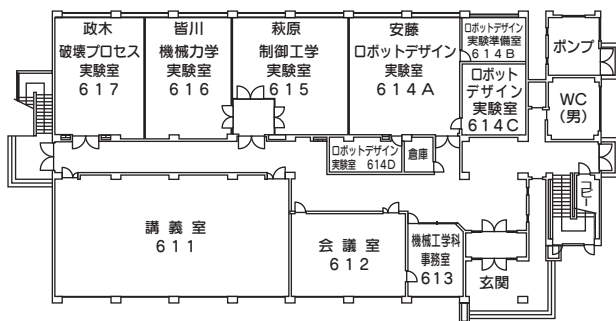
2号館 生命環境化学科棟



3階 平面図

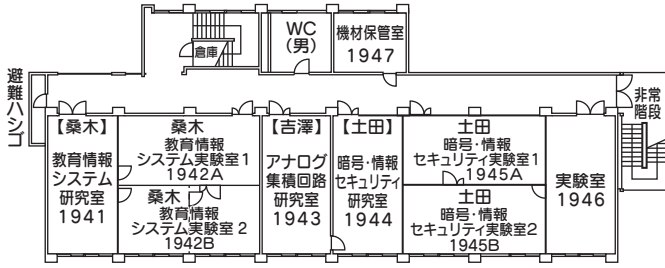


2階 平面図

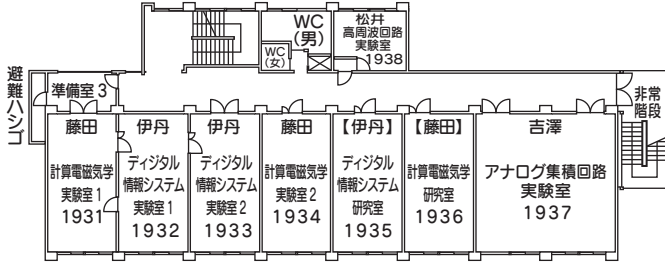


1階 平面図

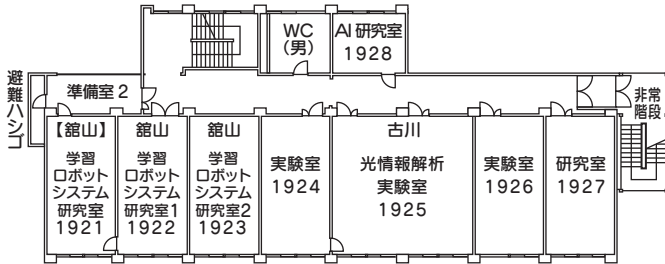
6号館 機械工学科棟



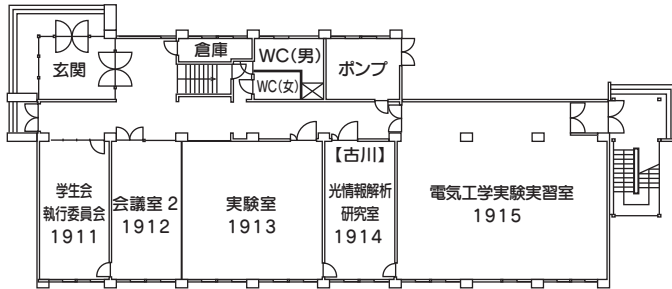
4階 平面図



3階 平面図

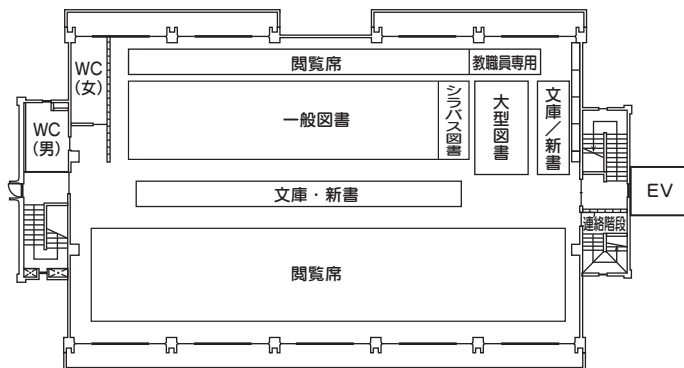


2階 平面図

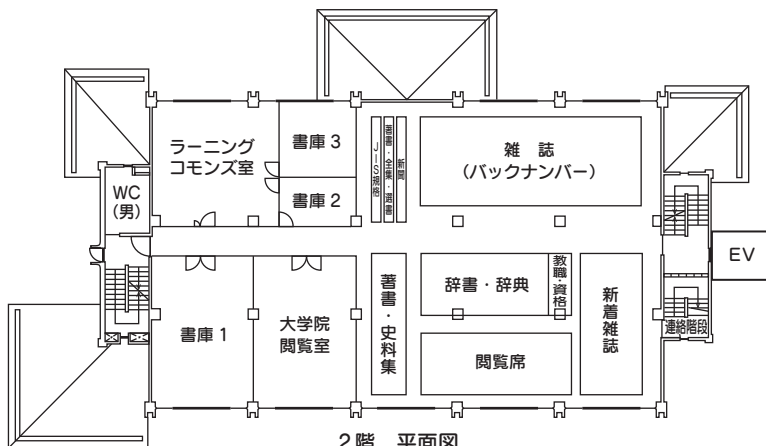


1階 平面図

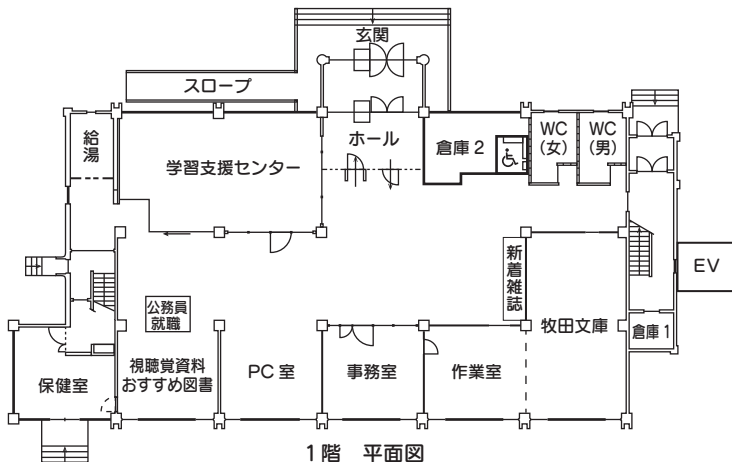
19号館 情報システム学科棟



3階 平面図

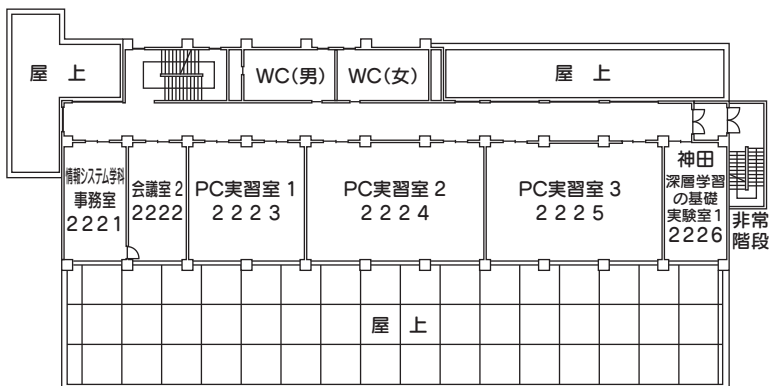


2階 平面図

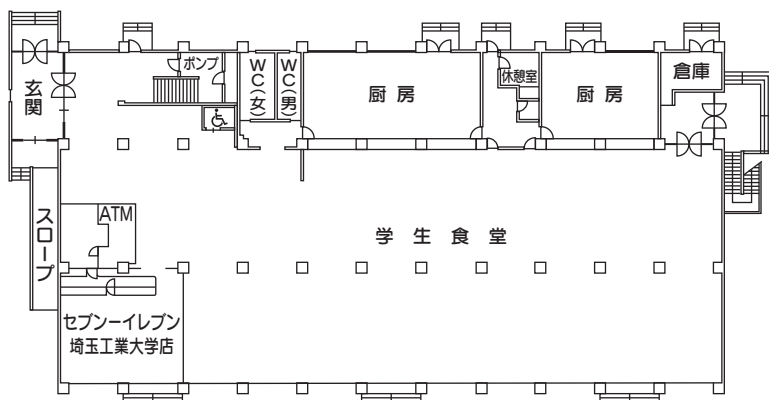


1階 平面図

21号館 図書館棟

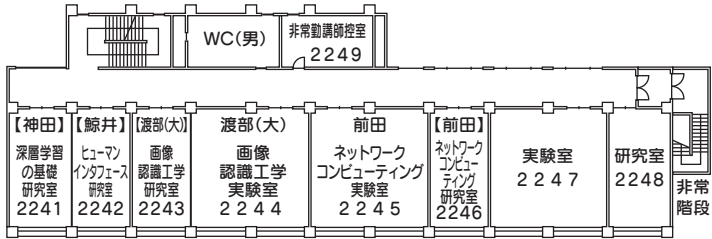


2階 平面図



1階 平面図

22号館 情報システム学科棟

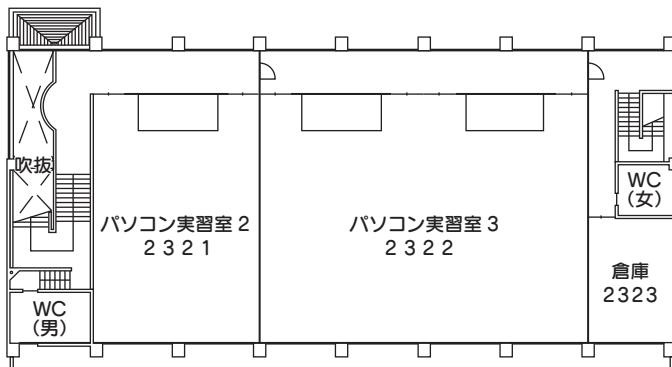


4階 平面図

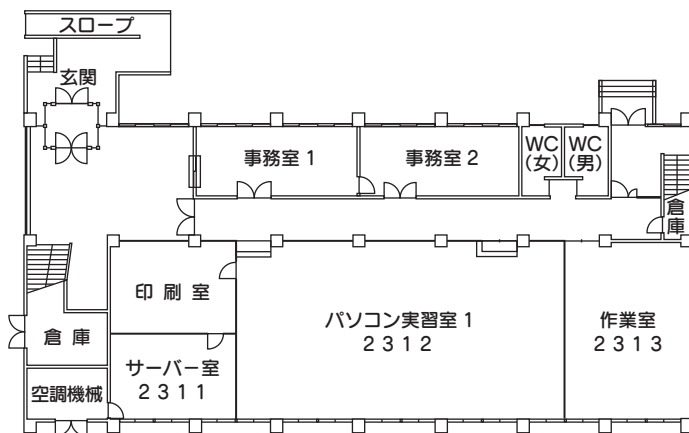


3階 平面図

22号館 情報システム学科棟

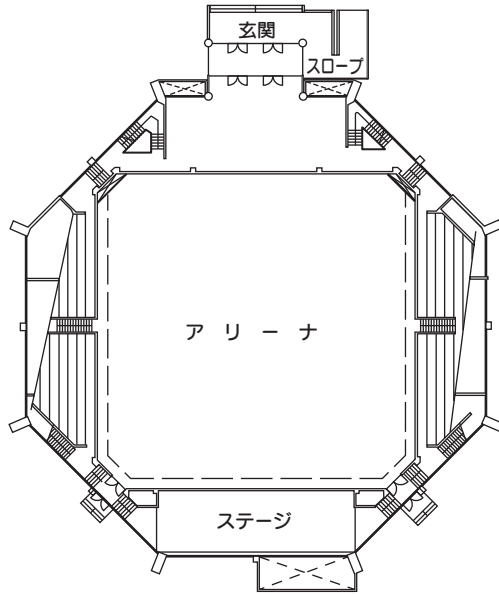


2階 平面図

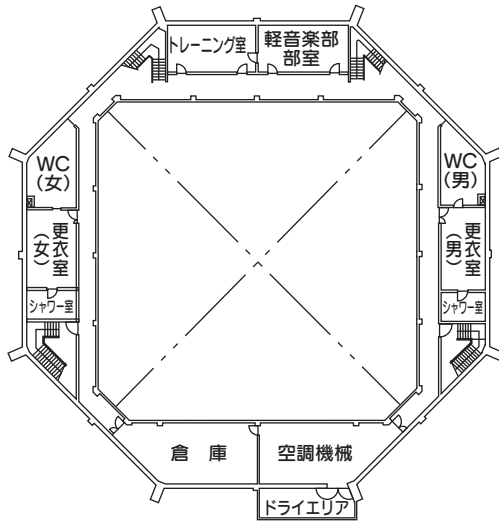


1階 平面図

23号館 情報基盤センター棟

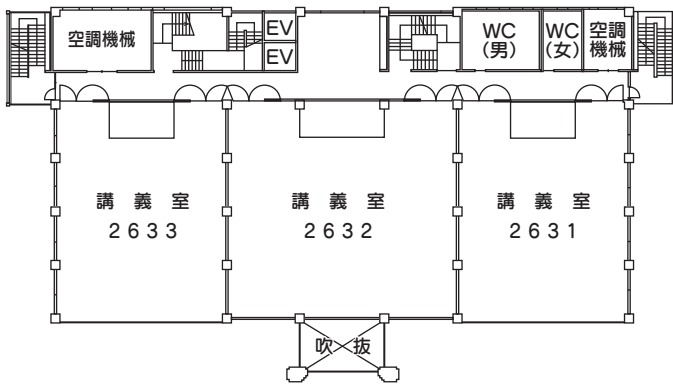


1階 平面図

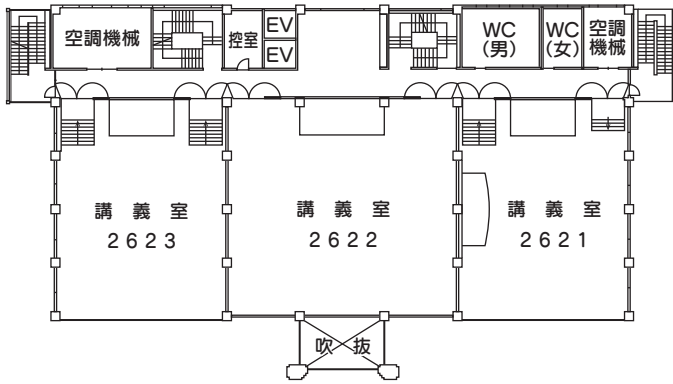


地下1階 平面図

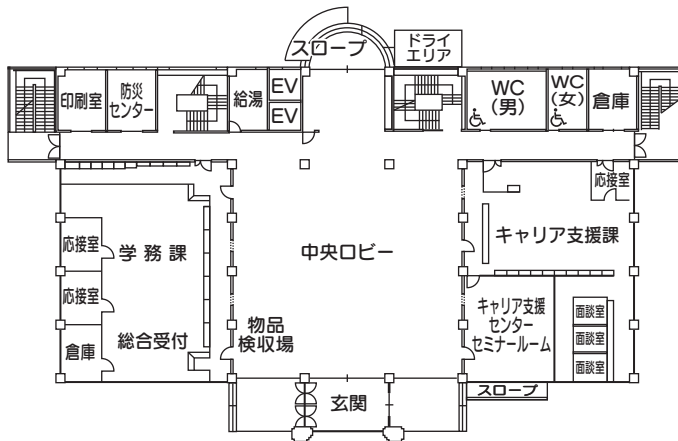
24号館 大乘殿



3階 平面図

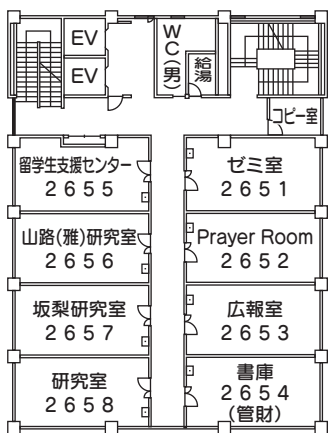


2階 平面図

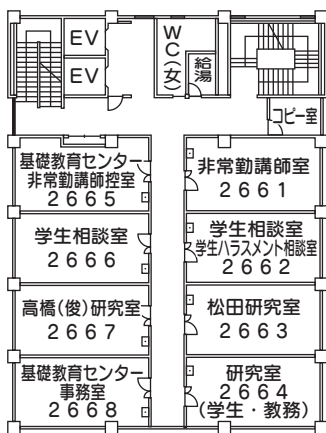


1階 平面図

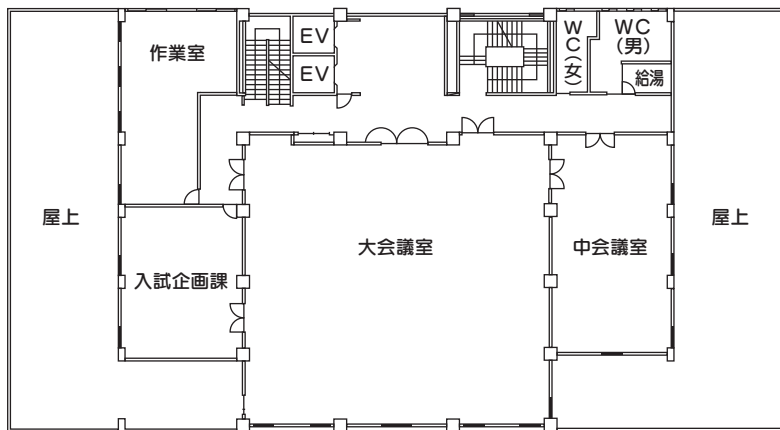
26号館 正智塔 (本部棟)



5階 平面図

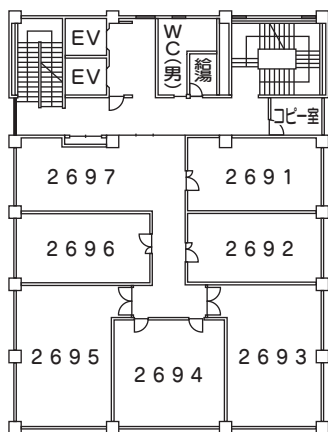


6階 平面図

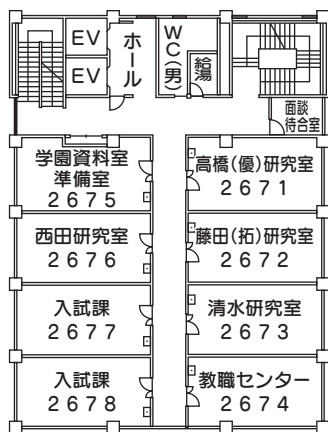


4階 平面図

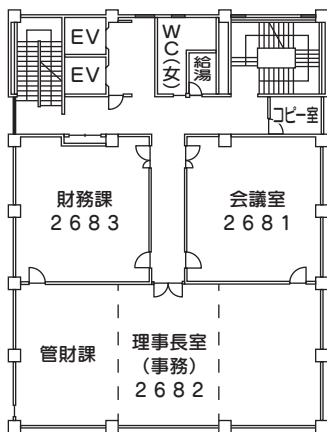
26号館 正智塔 (本部棟)



9階 平面図

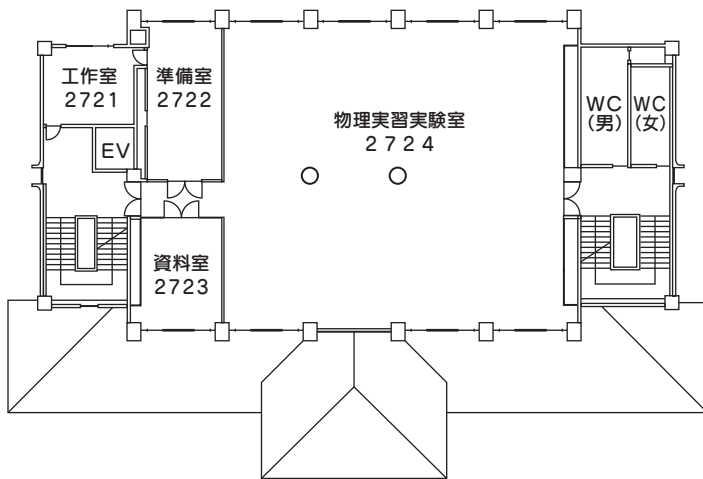


7階 平面図

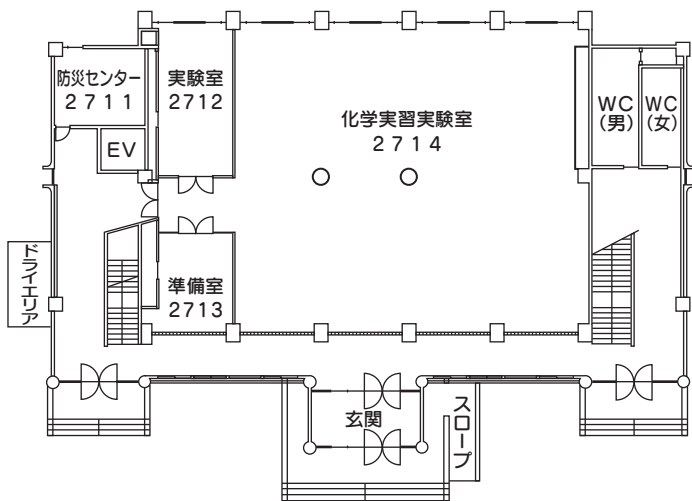


8階 平面図

26号館 正智塔（本部棟）

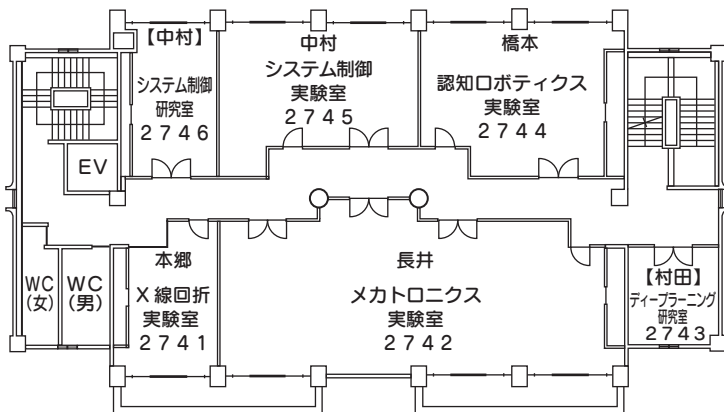


2階 平面図

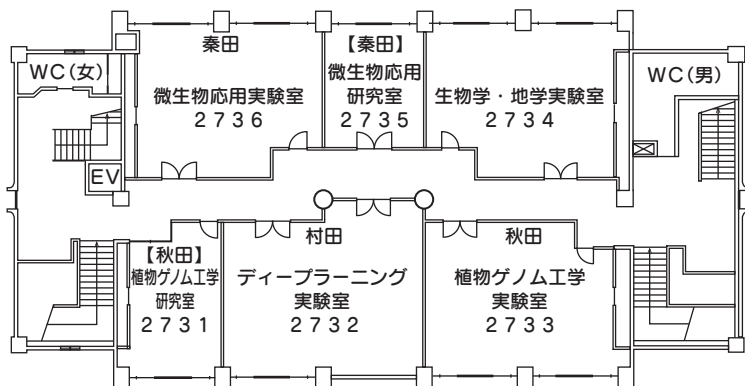


1階 平面図

27号館 大学院工学研究科棟

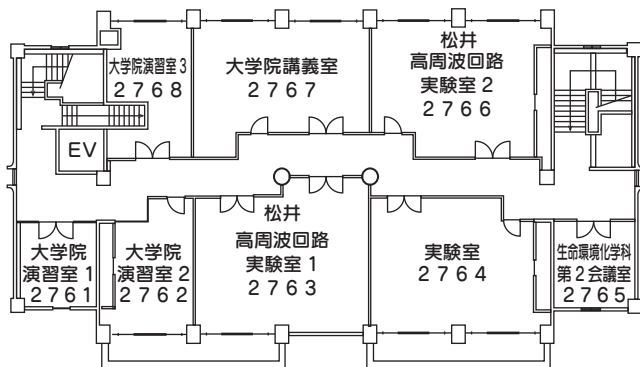


4階 平面図

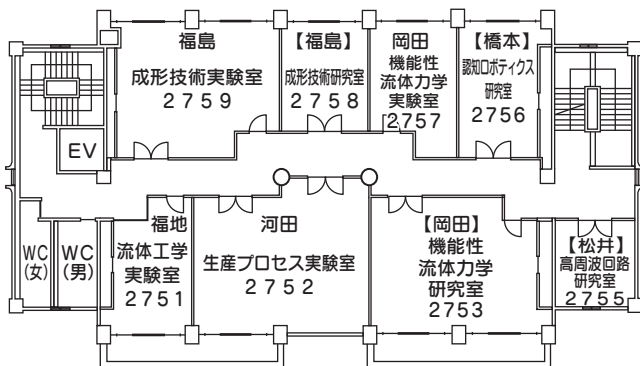


3階 平面図

27号館 大学院工学研究科棟

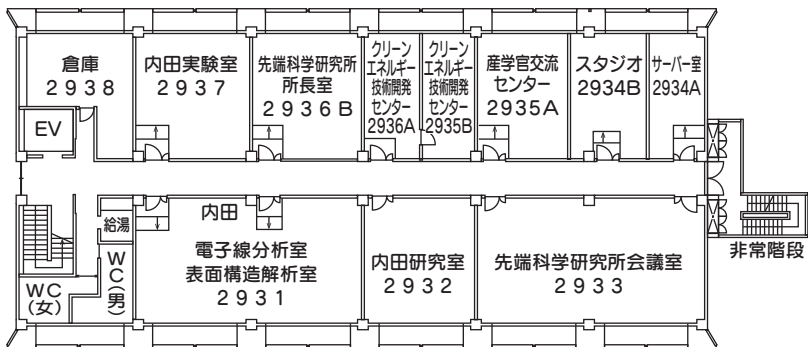


6階 平面図

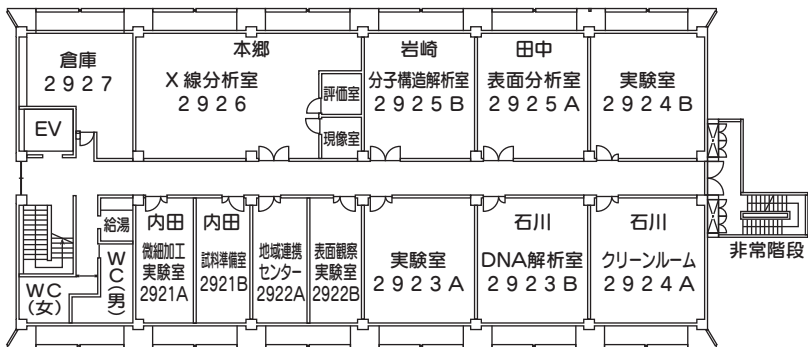


5階 平面図

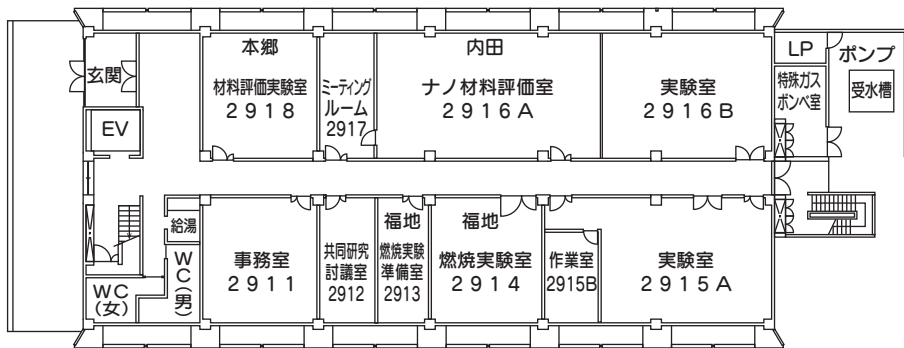
27号館 大学院工学研究科棟



3階 平面図

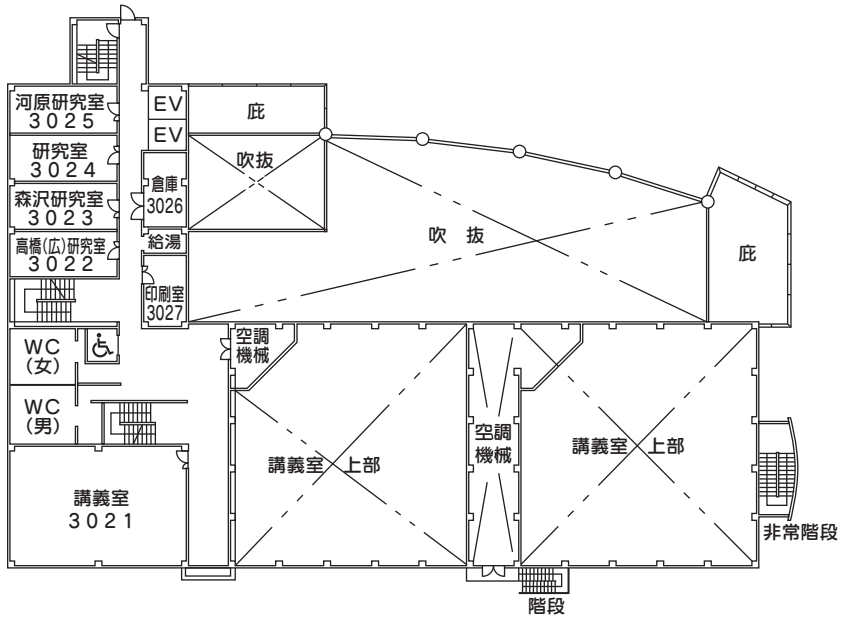


2階 平面図

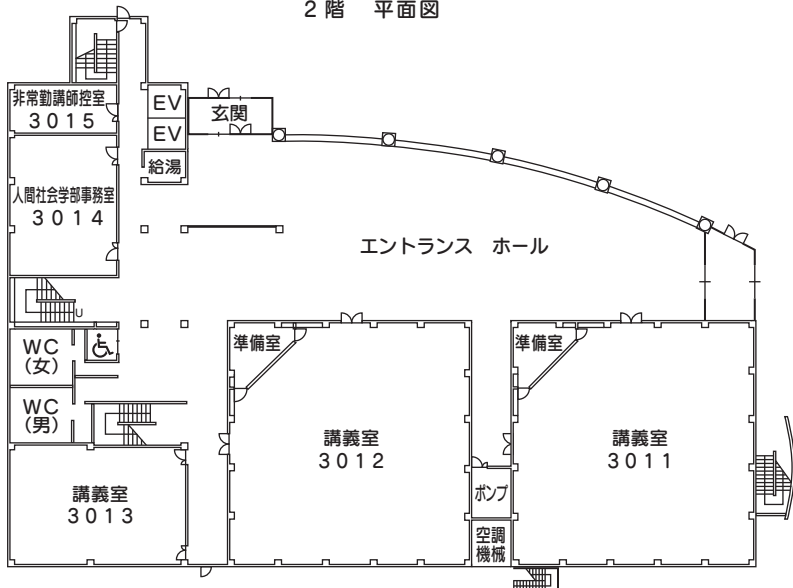


1階 平面図

29号館 ハイテク・リサーチ・センター棟

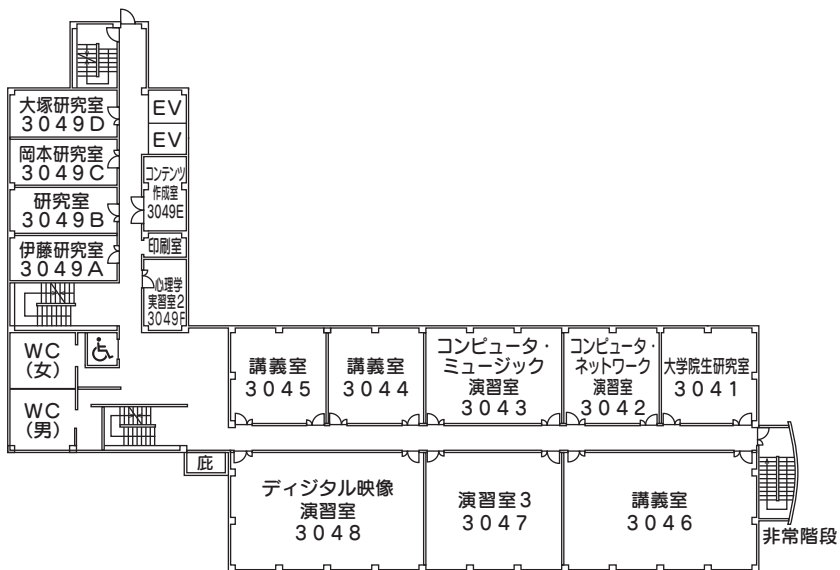


2階 平面図

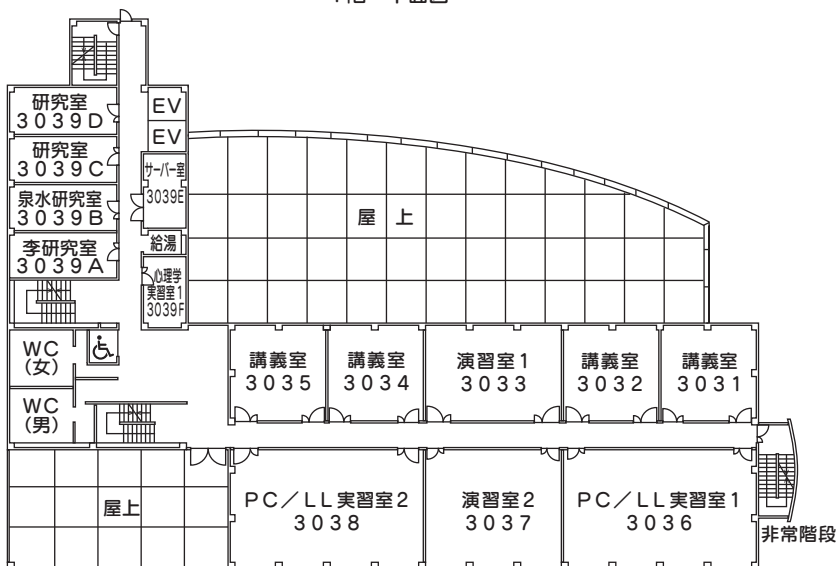


1階 平面図

30号館 人間社会学部棟

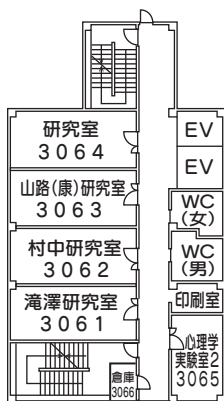


4階 平面図

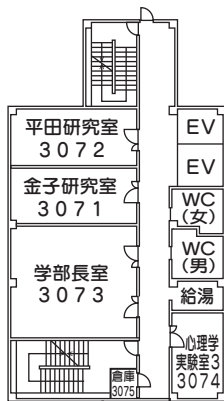


3階 平面図

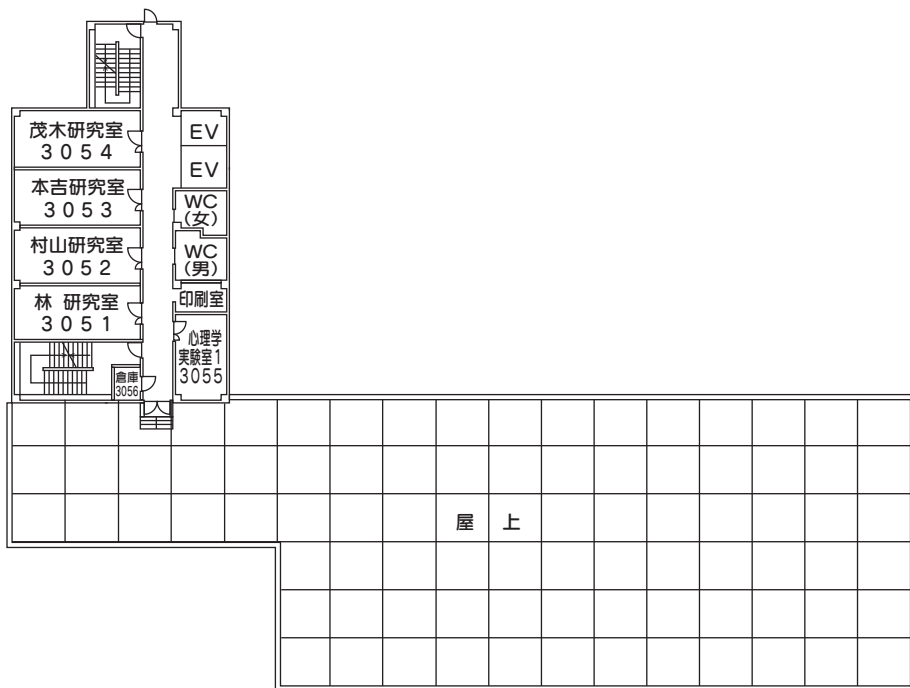
30号館 人間社会学部棟



6階 平面図

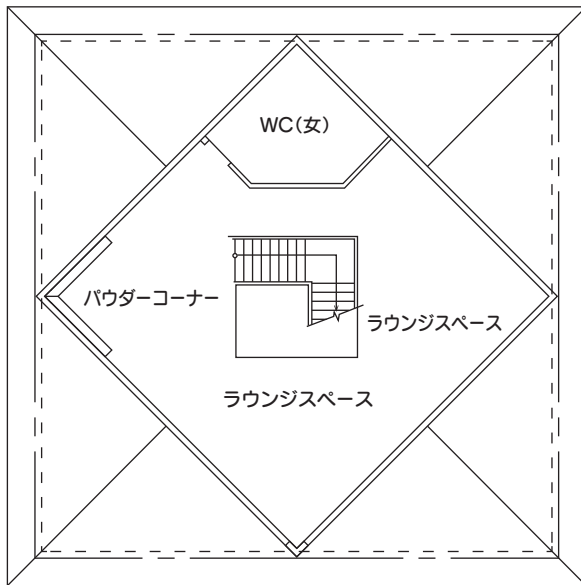


7階 平面図

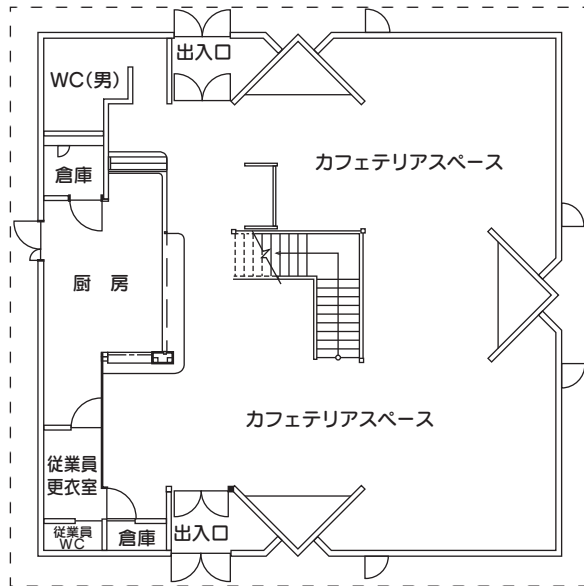


5階 平面図

30号館 人間社会学部棟

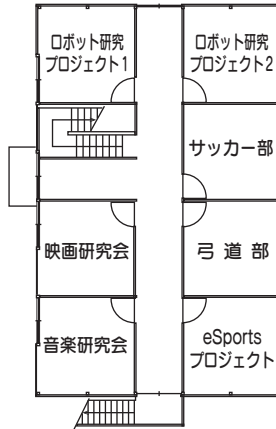


2階 平面図

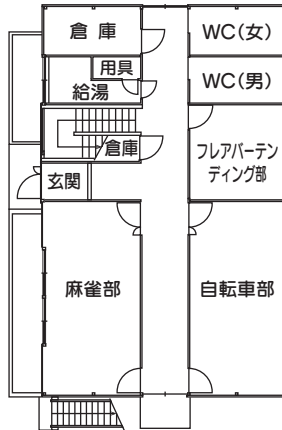


1階 平面図

31号館 軽食堂棟

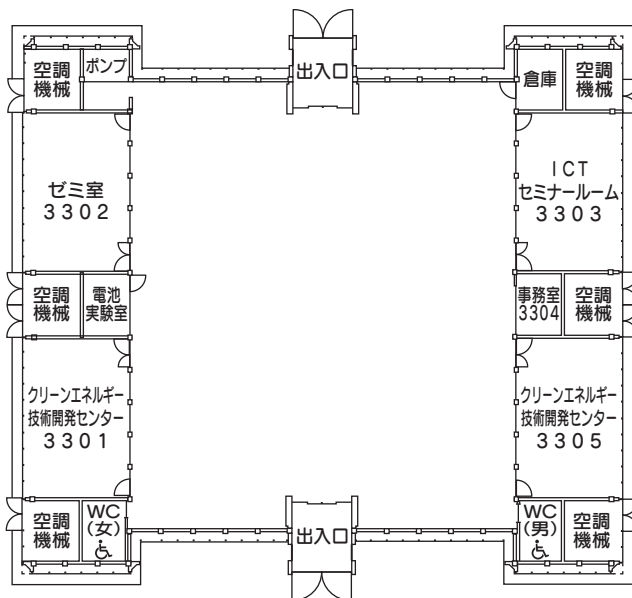


2階 平面図

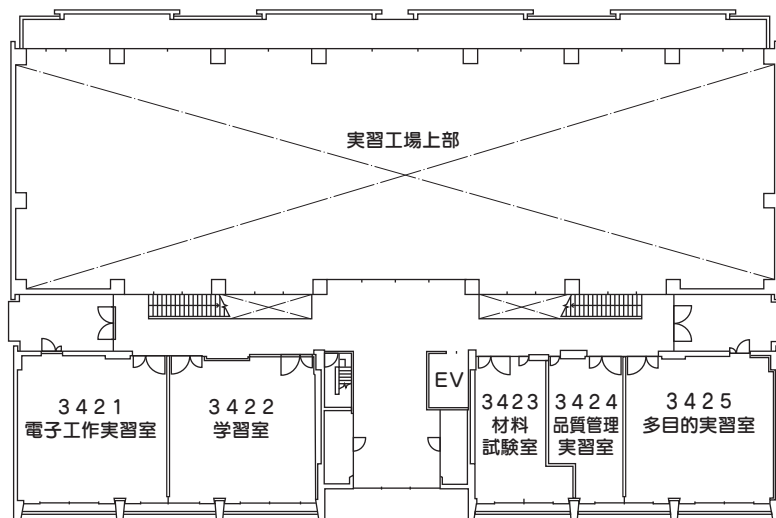


1階 平面図

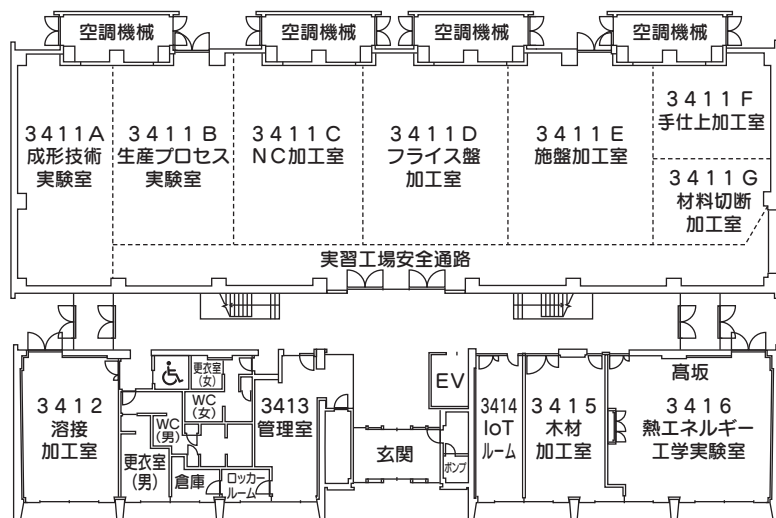
32号館 クラブハウス棟



33号館 ものづくり研究棟

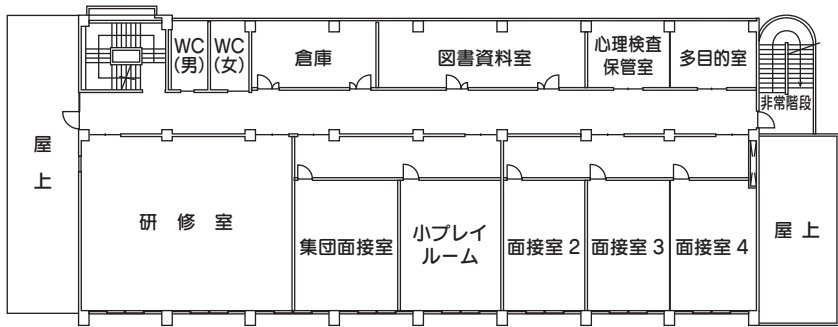


2階 平面図

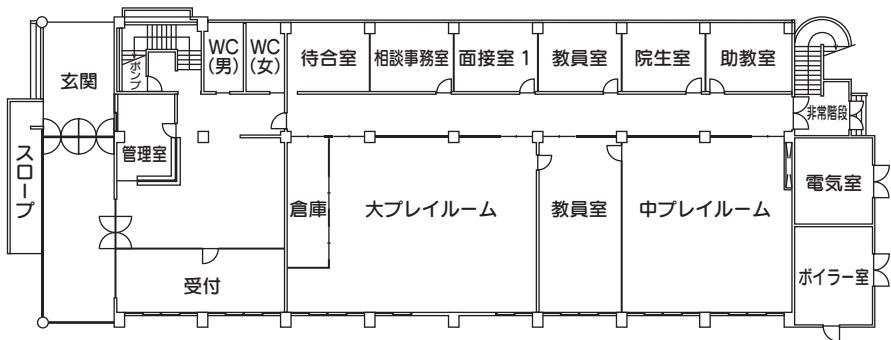


1階 平面図

34号館 機械工学科総合実験実習棟



2階 平面図



1階 平面図

臨床心理センター棟

2026 埼玉工業大学大学院 工学研究科 学生便覧 369-0293 埼玉県深谷市普濟寺 1690 TEL 048 (585) 6813 (直通) FAX 048 (585) 5939 (直通)	学籍番号
	フリガナ
	氏名

編集・発行 埼玉工業大学 教学部 学務課

SAIKO

2026

埼玉工業大学
大学院工学研究科

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY
GRADUATE SCHOOL OF ENGINEERING